

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

第33号
2007.12

目次

巻頭言

カンボジア・ベトナム訪問記 法務総合研究所長 松永 榮治…………… 1

特集

ラオス法制度整備プロジェクト—民事判決書マニュアル—
国際協力部教官 田中嘉寿子…………… 7

ラオス判決書マニュアル作成支援
関西大学法科大学院特任教授・弁護士 井関 正裕…………… 9

ラオス民事判決書マニュアル及び附属判決例1-4（仮訳）…………… 16

国際研修

第3回カンボジア法曹養成支援研修
国際協力部教官 亀卦川健一…………… 90

第3回カンボジア法曹養成支援研修を担当して
国際協力部教官 宮崎 朋紀…………… 99

第3回カンボジア法曹養成支援研修（模擬裁判）に参加しての感想
弁護士 礒川 剛志…………… 103

第3回カンボジア法曹養成支援研修に参加して
弁護士 本間 佳子…………… 106

プロジェクト報告

ウズベキスタンで本配り
元JICA長期派遣専門家・弁護士 松嶋 希会…………… 112

国際協力の現場から

カンボジアとベトナム 統括国際協力専門官 西村 人司…………… 123

国際協力専門官になるには 国際協力専門官 島崎 幸英…………… 127

国際協力部からのお知らせ…………… 130

E-MAIL…………… 89, 111, 122, 129

～ 巻頭言 ～

カンボジア・ベトナム訪問記

法務総合研究所長

松 永 榮 治

平成19年8月下旬に、カンボジア及びベトナムに出張しました。法務総合研究所の国際協力部が独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」といいます。）のプロジェクトに協力し、両国に対する法整備支援の活動を行っていることから、その現場視察と関係先に対する表敬訪問を行うためでした。

まずはカンボジアです。カンボジアに対しては、法務総合研究所において平成8年に司法省関係者に対する本邦研修を開始し、その後11年からJICAの技術協力の枠組みで、民法・民事訴訟法起草支援のプロジェクトが始まり、民事訴訟法は18年7月に成立・公布され、19年7月から適用になりました。民法は同年10月国民議会（下院）、11月上院でそれぞれ可決され、まもなく成立・公布される見込みになっています。現在の、プロジェクトとしては、民事訴訟法、民法草案の普及や、王立司法官職養成校（裁判官・検察官の養成機関）における支援などを行っており、法務総合研究所においては、国際協力部教官の柴田検事をJICAの長期専門家として派遣しています。

プノンペンで宿泊したホテルの名は「HIMAWARI（ひまわり）」で、トンレ・サップ川とメコン川の合流する岸边にあり、早朝に向こう岸の雲間から昇る太陽を見ることから一日が始まりました。出張者は私と国際協力部の田中教官、西村統括専門官であり、現地で迎えてくれたのは、柴田専門家、神木専門家（弁護士）、坂野専門家、森田専門家などでした。

最初の訪問先の王立司法学院・王立司法官職養成校では、まず、柴田専門家や森田専門家の執務するオフィスに立ち寄りました。王立司法学院の建物を間借りしており、多少狭い感じはしましたが、コンクリート造りの立派な建物の一室であることに安心しました。現地のスタッフ3人もまじめそうに働いていました。

テップ・ダロン学院長のオフィスも同じ建物内にありました。学院長は、俳優の橋詰功に似た実直そうな人で、柴田専門家の働きに大変感謝し、同専門家が指導している教官候補生(裁判官)の人事異動に際し、プノンペンから異動させないように配慮することを検討していることに触れ、「柴田さんに失望してもらいたくないので、その要望をかなえるようにしたい。」と言っていました。そして、同席していた書記官養成校のカン・チュオン校長とともに、書記官養成校への今後の日本の支援を熱心に要望されました。校長は、カンボジアの裁判所書記官でしたが、それを隠してポルポト時代を生き延びたそうです。知識人の多くが殺されたカンボジアには、法律ができてそれを教えることのできる人材が不足しています。民事訴訟法、民法などの起草に日本が協力してきたことから、人材養成も日本の支援に頼るしかないというせっぱ詰まった心情は十分に理解できました。しかし要請の内容が法務省や法務総合研究所の守備

範囲を越えるものであることから、関係機関と協議しましょうと答えるにとどめました。これにきちんと応対し、責任ある返答をするためには、日本国内の国家機関全体をカバーし、国策としてどう協力するかを決める統一的意思決定機関が必要であると思いました。

なお、日本の援助で、同じ敷地内に司法官職養成校の建物が建築中で、1階から3階までが司法官職養成校の事務室と教室、4階が弁護士養成校の教室になるとのことでした。



カンボジア王立司法学院にて（中央：学院長）

次にプノンペン市裁判所を訪問しました。裁判所の敷地内に「閻魔さま」を祭った祠がありましたが、証人はこの前で嘘をつかないという宣誓を行うそうです。「良心」に誓う日本のやり方よりも心理的には効果があるのではないかと思いました。

チュウ・ケイン裁判所長に、民事訴訟法の施行状況を聞いたところ、「新しい法律なので裁判官にもわからないことがある。わからない時には坂野専門家に問い合わせさせて教えてもらい、大変助かっている。」ということでした。同席した坂野専門家に聞くと、そのとおりで、すぐに答えられない場合には、日本の起草作業部会の先生方に問い合わせさせて回答しているそうです。法律が施行になったからといってそれで支援が終わるわけではなく、実施に当たってこのようなきめ細やかなアフターケアが行われていることに感心しました。

民事裁判を傍聴しましたが、通常の離婚訴訟に検察官が立ち会っていました。適用されるようになった新しい民事訴訟法では「公益上必要があると認めるときは」検察官が立ち会うことができるとなっていますが、公益性が強い事案とも思えなかったことから、多分に従前からの慣行で立ち会っているように思えました。民事事件も国家が後見すべきという意識があるのでしょうか、新法の趣旨が浸透していけば検察官の立会は少なくなっていくものと思います。

カンボジア司法省では、本年1月に来日されたアン・ヴォンワッタナ司法大臣と再会しました。民事訴訟法が7月から適用になったのに加えて、フランスの支援でできた刑事訴訟法も8月から施行・適用になり、しかも民法などの国会審議を控えているのに、その担当であった次官の一人が急死されたことなどから、司法省は超多忙であるとのことでした。それでも「訪日の際に受けたみなさんの温かいもてなしに報いるために出張先から戻ってきた。」そうです。

司法大臣と一緒に来日したヒー・ソピア次官は大臣以上に忙しくて時間が取れず、土曜日に出勤しているというので訪ねていきました。カンボジアの政府高官が、超勤したり、土曜日に出勤するというのは大変珍しいことで、司法省がいかに忙しいかがわかります。この点ではすっかり日本人化した感じな



カンボジア司法省にて（右：司法大臣）

ので、無理して過労死しないようにと注意とお願いをしておきました。国を背負った責任ある立場の人たちは本当に大変だと思いました。

なお、神木専門家と坂野専門家のオフィスは司法省の1階にあり、天井の高い良い部屋であり、民事法関係の資料で埋まっていました。

アン・ヴォンワッタナ司法大臣とは、翌日、篠原在カンボジア日本大使主催の公邸での夕食会でも一緒になりました。大臣は、カンボジアの司法や法曹の将来について、冷静な長期にわたる展望と判断を披露されました。そのとき話題がアンコールワットに及ぶと、元々雄弁で話好きの大臣の蘊蓄がほとぼしり出て、止まらなくなりました。大臣は「忙しくなければ自分が案内したい。」と言われましたが、日曜日には日本人だけでアンコールワットに行ってきました。まことに壮大、見事な景観であり、アンコールの歴史やクメール文明についてよく知らない者でも十分に感動を覚えるものでした。

カンボジア弁護士会事務所も訪問しました。キー・テック弁護士会長は、JICA、日弁連、特に矢吹弁護士らの協力に感謝する旨のあいさつをされ、カンボジア弁護士会の英文ハンドブックを下さいました。カンボジアの弁護士4人も国際協力部の本邦研修に参加していたので、その消息を聞くと、会長は「研修は大変良かった。4人には弁護士養成校で民訴法の講師を依頼している。」とのことで、研修が役に立っていることを確認しました。

カンボジアでは民事訴訟法も刑事訴訟法も全く新しくなり、十分に内容を理解している人が少ない状況において、一番大変な思いをしているのは弁護士たちのようです。これから法曹となる若い人たちの養成も大切ですが、既に法曹として働いている若くない人たちに新しい法律知識を基礎から学んでもらわなければならないというのは、かなり深刻な問題です。日弁連が、JICAのプロジェクトとして、弁護士養成校に対する支援を行っておられるところですが、カンボジアの弁護士会、弁護士養成校の健闘に期待したいと思います。



カンボジア弁護士会事務所にて

次はベトナムです。

ベトナムに対しては、平成6年から法務総合研究所がベトナム司法省関係者に対する本邦研修を開始し、8年からはJICAの枠組みでの法整備支援プロジェクトが始まり、15年から民

事法令の起草支援が行われ、16年に改正破産法と民事訴訟法が成立し、17年に改正民法が成立しました。現在は、国家賠償法及び不動産登記法の起草支援、刑事訴訟法の改正支援、パイロット地区における裁判実務改善支援などが実施中ないし実施予定であり、JICAの長期専門家として、法曹資格者からは、国際協力部教官の伊藤検事のほか、中島裁判官、石那田弁護士が派遣されています。伊藤検事は日本にいたときよりもスマートになっていましたし、中島裁判官もすっかりベトナムにとけ込んでいる様子でした。ベトナムはカンボジアと異なり、人材不足に悩むという事態にはなく、全体として余裕が感じられました。

ハノイに着いてまず驚いたのは、オートバイの洪水です。道路一面にオートバイがずさまじい排気音と警笛を鳴らして走っており、ほとんど車間の隙間がありません。信号の青に従って横断するにも、オートバイは信号を守りません。それでも青信号を信じて歩道を横断すると、不思議に歩行者の直前で停車し、衝突することはありません。宿泊先の日航ハノイホテル周辺を歩き回り、1時間ほどで横断のコツを飲み込みました。

最初に、JICAベトナム事務所及び在ベトナム日本大使館にあいさつに行きました。服部大使は、ベトナムへの法整備支援プロジェクトについてはよく理解しておられ、ベトナムの今後の司法制度改革のこと、杉良太郎ベトナム親善大使のことなどを話題にされました。日本大使館と大使公邸は広くて立派なもので、ベトナムにおける日本の地位の重要性を認識させるものでした。



JICAベトナム事務所内

司法省訪問の後、長期専門家が勤務するJICAプロジェクトオフィスを訪問すると、なかなか立派なビル内にある事務所で、3人の長期専門家、勝俣調整員、スタッフ4人の席も余裕があり、十分恵まれた環境にありました。

ベトナムにおけるプロジェクトはカンボジアのそれに比べて、緊急性を要するせっぱ詰まったというものはなく、ものごとがゆるやかに進行している感じでした。

最高人民裁判所ではダン・クアン・フォン副長官を表敬訪問しました。ベトナムに対する法整備支援プロジェクトのフェーズ3（平成15年7月から19年3月）の内容に判決書標準化支援があり、日本の助言などで判決書マニュアル案ができ、17年12月に副長官に提出されましたが、1年半以上経っても決裁が下りないままになっており、次のプロジェクトの進行にも影響するおそれがあるため、決裁を催促しているという状況にありました。



ベトナム最高人民裁判所前にて

フォン副長官は、判決書マニュアルの問題について、自ら話題にし、遅れている理由等について説明した後、「今後はスピードアップし、問題が起きないようにしたい」旨話されました。田中教官が、ベト

ナムへの法整備支援についての日本側の事情と予定どおりプロジェクトが進行しないと協力者を得ることが難しくなることを説明すると、フォン副長官は「判決書マニュアルについては、時間を要してでも少しでも良いマニュアルを発行したいと思うが、日本の事情も十分理解できる。分冊発行や改訂を見越しての発行も検討して早期に発行できるようにする。」と言われました。何とか進展があることを期待したいと思います。

最高人民検察院では法整備支援の開始当初から次長検事をしているクアッ・ヴァン・ガー氏に会いました。次長検事は、歴代の法務総合研究所長や専門家のすべてと知り合いで、何度も来日しており、「おおきに」と関西弁で迎えてくれました。エネルギーに満ちあふれた愉快な人で、あいさつと説明が終わると、すぐに、「今回は所長のベトナム滞在日数が少ないので、11月でも来年1月でもいいからまた来て下さい。招待状を送ります。」と切り出されました。本当に招待状を渡されそうな雰囲気なので、「いつ人事異動になるか分かりませんから。」と言ってやんわり断りました。すると、今度は「ベトナムの土産物を買うんだったらいい店がある。ここにいる検事に案内させる。」と言われます。次々に親切な提案と決断をされる人です。これは断る理由もないので応じると、本年6月に日本に招へいしお会いしたホア検事とクイ専門官（いずれも女性）がデパートに案内してくれました。翌日午後のハノイ市内視察もガー次長の即決の判断と指示で最高人民検察院がワゴン車を出して案内してくれることになりました。

ガー次長検事からは、刺繍絵を土産にもらいました。法務総合研究所長室に飾ってある数枚の刺繍絵を見るといずれもハノイ市内にあるホアンキエム湖の風景であることから、これらはすべて歴代の所長がガー次長から土産にもらったものだと推測しました。私も刺繍絵を所長室に飾りました。



ベトナム最高人民検察院にて（右：ガー次長）

ハノイの地方裁判所では刑事裁判を傍聴しました。女性からネックレスを奪おうとしたところ抵抗されたため、ナイフで女性の胸部を数回突き刺したが、殺害には至らなかったという事件で、被告人は事実を認めているものでした。裁判官2名と人民参審員3名が正面に座り、その右側に女性の検察官、左側に女性の書記官の席があり、弁護士（国選、女性）と被告人の席は一段低い位置にありました。傍聴席との仕切はありません。検察官の論告、弁護人の弁論、検察官の反論、被害者の意見陳述、被告人の意見陳述などがあって休廷になりました。裁判官たちが判決を合議するためですが、捜査記録が公判開始前に裁判所に提出されているので、判決書はほとんどできあがっているはずだということでした。この間、被告人は法廷に一人残され、看守は入り口付近で雑談をしていました。被害者の女性が、賠償を受けているので刑を軽くしてくれという意見を述べたり、誰も被告人が逃亡する心配をしないなどの法廷の情景を見ると、ベトナムはやさしい社会かもしれないと思いました。ところが、約10分後に公判が再開されると、裁判長は懲役18年を言い渡し、刑事司法の世界はやはり厳しいものであると認

識しました。

ベトナムでは刑事訴訟法の改正が検討されていますが、国情や国民性に適合し、国民に受け入れられるものであることを期待したいと思います。

とりあえず駆け足でカンボジア及びベトナムの都市の一部を回りました。どこでも食事はいしく、果物が豊富で、大変楽しい思いをしました。法整備支援の現場を見たことで多少は理解が深まったと思います。多くの人たちの献身的な努力によって日本の援助・協力が成り立っていることが分かりました。出張中にお世話になった皆さまにはお礼と感謝を申し上げます。

～ 特集 ～

ラオス法制度整備プロジェクト ―民事判決書マニュアル―

国際協力部教官

田 中 嘉寿子

この特集は、本誌 30 号で紹介した JICA ラオス法制度整備プロジェクト（2003 年 5 月～2007 年 5 月）のうちの民事判決書マニュアル作成支援について紹介するものである。本特集の構成は、以下のとおりである。

1 ラオス民事判決書マニュアル作成支援について

井関 正裕 氏（元大阪高等裁判所部総括判事，関西大学大学院法務研究科特別任用教授，弁護士）

2 ラオス民事判決書マニュアル及び附属判決例 1－4（仮訳）¹

判決書マニュアル作成に至る経緯，井関先生の現地短期専門家派遣状況等については，本誌 30 号を参照されたい。

ラオス民事判決書マニュアルの構成は

第 1 章 判決に関する一般概念

第 2 章 質の高い判決起案に寄与する民事訴訟手続

第 3 章 民事判決の構成及び起案

モデル判決書 1－4

判決起案演習問題（訴状，答弁書，書証 11 種類）

である。

裁判官が参照すべき執務マニュアルがなく，統一的な資格試験や修習制度がまだないラオスにおいて，判決とはどうあるべきものでどういう機能を有するものか（第 1 章），訴訟運営をどうすべきか（第 2 章）及び判決の具体的な書き方（第 3 章）ラオスの全裁判官約 600 名に配布するため，JICA ラオス事務所において，2005 年に 600 部（第 1 章・第 3 章のみ）印刷され，2006 年に第 2 章完成後，再度 600 部（全 1－3 章）印刷され，それぞれ全ラオス裁判官に配布された。

2006 年 3 月，毎年最高人民法院で全国の裁判所長を集めて開催されている裁判所長協議会において，判決書マニュアルについて協議がなされ，以後普及活動が開始された。

完成版発行後，2007 年 1 月から，各地で普及ワークショップが順次開催された。

執筆者であるラオス最高人民法院判事らが講師となり，北部・中部・南部各 2 回と首都ヴ

¹ 判決書マニュアルの仮訳は，ラオス側がラオ語から英訳したものを和訳し，英訳自体の質が必ずしも高くはなかったため，多少意味の取りにくい部分や誤訳のおそれがあることを御理解いただきたい。なお，原文には演習事例も含まれているが，本誌では省略している。

ィエンチャン地区1回の計7回にわたり、各地の裁判官らに同マニュアルの概要を説明し、使用方法を周知する活動を継続しており、JICA ラオス事務所においてその状況をモニタリングしている（2007年12月でモニタリングも終了予定）。

ワークショップの開催状況は、以下のとおりである。

2007年1月15-19日	ルアン・ナムター州	参加者55名
2007年1月22-26日	ルアンパバーン州	参加者55名
2007年2月12-16日	アタプー州	参加者46名
2007年2月19-23日	チャンパサック州	参加者45名
2007年3月12-16日	カムアン州	参加者69名
2007年3月19-23日	ヴィエンチャン州	参加者70名
2007年12月（予定）	首都ヴィエンチャン	参加者40名（予定）

判決書を適切に書くことが裁判官にとっていかに大切であるか、ラオスの裁判官らも、井関先生の御指導の中で感じ取ってくれたと思われる。当職が初めて2001年にラオスの判決書の英訳を読んだ際、理由も記載されず、適用法条も書かれず、当事者の主張と認定事実が混在し、どの証拠をどう評価したのか全く不明であるのを見て、一緒に読んだドイツ人の裁判官（UNDP コンサルタント）とSIDAのスウェーデン人のコンサルタントとともに嘆息し、何とかしないといけないと協議したのが、本プロジェクトで判決書マニュアル作成支援に至ったきっかけである。今回、改めて判決書マニュアルを読み返し、あのラオス人がこのマニュアルを作成したのかと驚きに耐えない。この間の井関先生の御指導がいかに彼らにとって重要かつ貴重であったか計り知れないといえよう。

また、人材に乏しいため執筆の遅れがちなラオス側の事情を御理解いただきつつ、根気強く本プロジェクトに関わり、懇篤な御指導を継続して下さった井関先生はもちろん、ラオス現地派遣長期専門家としてタイ語ができることから類似したラオ語を学習しつつ井関先生の指導をラオス人に伝え執筆を促進し、プロジェクト運営に尽力された小宮由美氏（現関東地方更生保護委員会保護観察官）と国際協力部教官として井関先生を補佐された関根澄子氏（現東京地方裁判所判事）に対し、紙面を借りて厚く御礼申し上げたい。

さらに、執筆の遅れた第2章を完成させたのは、名古屋大学への留学から帰国された最高人民法院の裁判官であり、彼がその後の普及セミナーを主導しているのを聞き、留学その他の機会を活用して人材が育っていく過程を実感できたことも嬉しいことであった。

ラオスの民事訴訟制度が今後発展していく上で、この判決書マニュアルが果たす役割は非常に大きい。もちろん、適切な判決書の書き方は一朝一夕で身に付くものではなく、彼ら自身が今後精進する必要があるが、参照すべき文献資料や判例集のないラオスの裁判官にとって唯一無二の執務上の資料となるものである。

ラオスのプロジェクトはいったん終了するが、ラオスの司法制度が今後自立的に発展することを祈念している。

ラオス判決書マニュアル作成支援

関西大学法科大学院特任教授・弁護士

井 関 正 裕

第1 判決書作成支援の目的と機能

適切に作成された判決書は、次のような目的と機能を有している。

- 1 当事者に対し、裁判が法と証拠に基づく正当なものであることについて説得する。
- 2 国民や他の国家機関に対し、裁判の正当性、つまり裁判が法と証拠に基づいて正しくされていることを説明する。
- 3 判決書を作ることにより、判決が法と証拠以外のものに影響されることを防ぐことができる。
- 4 裁判官が法と証拠に基づき慎重に思索してなされることになる。これにより判決のレベルが向上する。
- 5 裁判官が既にされた判決書を参考とすることにより、法が統一的に適用されることになる。少なくとも裁判の質が向上する。

これらは発展途上国には極めて重要である。法は裁判により強制されるものであるから、判決書を良くすることは法の支配につながる。特に発展途上国では、裁判が法と証拠に基づいていないのではないかとの疑いを持たれやすいから、説得力のある判決書を作成することは極めて重要である。

良い判決書は、マニュアルに従うだけで書けるものではない。主張を適切に整理して、争点を確定する能力、法律知識、証拠評価の能力、表現能力などが必要である。日本でも一応のレベルの判決書を書けるためには数年の裁判官経験を必要としている。しかし、判決書として最低限度従うべき基本的なルールは存在するから、それを取り上げてマニュアルを作成することは有益である。ラオスにおける判決書の現状は第2のとおりであるし、裁判官の中には法学教育を受けていない者もあり、また、近年中に裁判官を大幅に増員する必要があるから、裁判官のための判決書マニュアルを作成することは大いに有益である。

日本は判決書につき長い歴史を持っている。日本の判決書スタイルは江戸時代にまで遡り、断絶なく変化発展してきた。英米法系とは異なり、日本の判決書では事実認定についても判断を示している。しかも、日本の判決は法と証拠以外のものからの圧力を全て拒否しており、判決書自体で説得をしている。これらの点からすると、日本が判決書作成の支援を担当するのは極めて適切である。

第2 従前のラオス判決書の特徴

ラオスの従前の判決書を検討すると、次の点もあることに気が付く。

- 1 主張欄で当事者の請求が明確に記載されないことがある。
- 2 主張欄の記載では、争点がどこに有ったのかが明らかでない。
- 3 主張欄でも理由欄でも、事実関係の経過が長々と述べられ、重要な事実（日本的に言えば要件事実）に焦点を合わせていない。
- 4 主張欄では、訴状又は答弁書において当事者が主張した事項が記載されるが、公判で主張した事項が記載されない。
- 5 争点についての判断につき具体的な理由が示されない。争点が事実認定の点にある場合でも、事実経過が物語風に平板に記載され、争点につきそれ以上の記載がされない。
- 6 事実認定に証拠が引用されない。
- 7 記載された事実経過が、当事者の主張なのか、証人の供述内容なのか、裁判所がした事実認定なのかが明らかでないような記載方法である。
- 8 どのような法が適用されたかが記載されないことがある。
- 9 文章が明確でない。
- 10 判決書には法に定める手続きを経たことが詳しく記載される。
- 11 判決書は個人差が強く、様式も統一されていない。

本支援では、上記の1ないし8の点を改善するように努力した。

第3 ラオスの裁判所制度と民事訴訟法

判決書に関係するところに限り、ラオスの裁判所制度、民事訴訟とその実務を簡単に説明しておく。

裁判所は、日本と同様に、最高裁判所（1）、控訴裁判所（1）、県裁判所（18）、郡裁判所（141、現実に設置されているのは41）の4級の裁判所があり（ほかに軍事裁判所、2003年憲法79条）、一審管轄を持つのは下位の2つの裁判所である（2004年民事訴訟法62条）。

裁判官は、独立で法に従ってのみ行動しなければならないとされている（憲法82条）。

他方、憲法56条は、国会常任委員会は、憲法及び法律の規定を解釈説明する権限及び責務を負うとしている。他方、裁判所法5条は、法の定めがない事項については、裁判所は法の原則と判例に従って裁判すべきとしている。

公判と判決はどの裁判所でも3人の裁判官の合議体によりされる（憲法82条、民事訴訟法7条）。

民事訴訟では、申立主義が採られている（民訴法3条、4条）。明確な規定はないが、主張のないことは考慮されていない。職権証拠調べも許される（民訴法20条）が、現実には少ないらしい。自白の規定はないが、当事者が関与した事実については自白があれば、そのとおりの認定がされている。自由心証主義が採られている（民訴法22条）。事実認定では、書証が重視されている。

訴え提起後公判までの間に、裁判官による事前調査があり、証拠が収集される（民訴法 73 条以降）。こうして収集された証拠は判決の資料となる。その後に当事者出頭の上、公開法廷で公判が開かれ（民訴法 82 条, 83 条）、主として当事者本人に対する質問と当事者の弁論がされる。公判は原則として一回で終了する。公判終了後、裁判官 3 名は、法廷裏にある合議室で合議し、合議が終わると法廷に戻り、判決書が読み上げられる。公判当日に判決書読み上げが出来ないときは、7 日以内に判決書読み上げを行う（民訴法 84 条, 85 条）。

判決書の記載事項に関する法規定はない。実務での判決書は、導入部分（事件番号、当事者名、裁判官名、手続きの遵守など）、事件内容欄（日本の事実欄に相当する）、認定欄（日本の理由欄に相当する）、裁決欄（日本の主文欄に相当する）に分かれているが、各欄の記載事項は、判決書によって異なっている。

第4 支援の始まり

本プロジェクトの相手は最高人民裁判所（SPC）であり、ワーキング・グループ（WG）は

- Mr. Somsack TAYBOUNLACK（SPC 判事）
- Mr. Bounkhouang TAVISACK（裁判官研修所長）
- Mr. Phomsouvanh PHILACHANH（SPC 管理監査統計部副部長）
- Mr. Senkeo VIRAPHONDETH（SPC 判事）
- Ms. Souksavath BOUNMASENG（SPC 統計課長）

であった。

いずれも 30 歳台の優秀な裁判官である。なお、Mr. Phomsouvanh PHILACHANH は名古屋大学に留学したことがあるし、Mr. Bounkhouang TAVISACK はその後名古屋大学に留学し、Mr. Somsack TAYBOUNLACK はその後九州大学に留学した。この方達とは支援を通じて良い関係を結ぶことができたから、日本留学の経験も加えると、日本とラオスとの強い絆を結んでくれることになるだろう。ただ、この方達は優秀であるだけに、ラオスが他の国から受ける法支援のWGともなっており、この判決書マニュアル支援だけに専念することができなかつた点が問題であった。人材の層が薄い国ではやむを得ないのであろうが、対応が難しい。

第5 実情の把握

支援でまず行うべき重要なことは、被支援国の実情把握である。法支援は、支援国のものをそのまま持ち込めば良いのではない。被支援国の実情を理解し、それに応じた説明と助言を行うべきである。

私と関根澄子法総研国際協力部教官（当時。現東京地方裁判所判事）は、約 20 件の判

決書を読んで問題点を抽出した。その問題点は前記第2のとおりであった。2004年7月のヴィエンチャンでのセミナーの前に、訴訟審理の実情を把握するために一審法廷審理を傍聴し、裁判官に聞き取りを行った。

2004年10月大阪でのセミナーの際には、参加者から、詳しくラオス民事訴訟と判決書の実情を聴取した。民事訴訟法の条文を読んだだけでは分からない実情を把握することができた。例えば、民訴法の条文を読んだ以上に、当事者主義が行われていることが解った。また、公判審理の直後に外部と遮断された密室で合議を行い、法廷に戻ってすぐ判決を言い渡す制度（民訴法83-85条）は、外部からの裁判官への働きかけを防ぐ目的を持っていることがわかった。

これらの実情把握は大変に役に立った。

第6 2004年7月ヴィエンチャンでのセミナー

関根教官、小宮由美 JICA 長期専門家と私とで、ラオスの裁判官15人とWG5人とともに、5日間のセミナーを行った。判決書の役割とラオス判決書の問題点、日本判決書の紹介の講義を行った。また、実際のラオス判決書2件とそれを日本側が書き換えたものとを対比して説明した。この部分は参加者の興味をひき、より適切な改善事項についての質問がされた。

ほかに、記録に基づき判決理由部分だけを起案する演習を行った。

抽象的な講義よりも、具体的な事例を用いた受講者参加型のセミナーの方が、参加者の興味をひきやすく、効果的である。

第7 2004年10月大阪でのセミナー

ラオス側より判決書マニュアル目次が提出されたので、関根教官と私とが問題点を検討した。助言をしたところは多くの点に及ぶ。例を挙げると、貸金、離婚、売買代金事件など代表的な事件類型につき、事実欄に記載すべき事案の例を掲載すること、事実確定で証拠の引用の仕方を示すこと、書証の取り扱いで注意すべき事項を記載すること、反訴があるときの記載方法、マニュアルにモデル判決書を添付することなどである。

このセミナーでは、ラオスにおける民事訴訟の実情も詳しく把握することができた。参加者がWGの5人だけであったので、一般の裁判官も参加する現地セミナーとは異なり、高いレベルの議論と意見交換をすることができた。

第8 2005年2-3月ヴィエンチャンでのセミナー

Mr. Bounkhouang TAVISACK が主筆で作成した判決書マニュアル案が2005年1月に提出された。良くできたものであった。関根教官と私とはこれを熟読し、17頁のコメントを作成した。コメントは多岐にわたるが、特にマニュアルに具体的記載例を含めることと、モデル判決書を改善することが中心的なところであった。

ヴィエンチャンで2005年2月28日から、小宮長期専門家と私が担当して、WG

5人を含む20人とマニュアル案を検討するセミナーを行った。参加した裁判官より実務家らしい意見が述べられて、有益であった。WG 5人とは今後の予定について協議を行い、マニュアル案と特にモデル判決の更なる改訂を行うこととした。

第9 2005年8月のヴィエンチャンでのセミナー

前回のセミナー以降に私は文書で判決書案にコメントを行い、ラオス側でモデル判決書案の改訂を行ったので、小宮長期専門家と私が担当して、判決書案をセミナーで検討した。参加者には上級の裁判官が多く、その意見は実務的で具体的で有益であったが、改善の方向についての提案は少なかった。

セミナーの成果をも考慮して私がマニュアル案のうち更に加えるべき点、モデル判決書の改善すべき点を指摘するメモを作成した。ラオス語のできる小宮長期専門家が熱心にラオス側WGと協議してくれたので、マニュアルとモデル判決書案を完成させることができた。

WGが作成した判決書マニュアル案は最高裁判所上層部に提出され、審査がされた。これにはある程度の時間がかかった。完成したマニュアルとWG作成の案とを比較すると、改訂が加えられた部分も多い。

第10 完成したマニュアル

完成したマニュアルは、本文のほかに、4件のモデル判決書と演習のための参考記録が付されている。

本文は比較的短いですが、必要な事項は全て含まれ、前記第2の問題の全てについて説明がされた。

4件のモデル判決書は、実際にあった判決書を基に変更を加えて作成したものである。

本文とモデル判決書では、ラオス判決書が持っていた上記第2の1ないし8の問題点をほぼ解決することができた。判決書において最も重要なことは、争点を明らかにした上、争点につき丁寧な判断を証拠と法に従い示すことにあると考えているが、その点はマニュアル本文でも、モデル判決書でも十分に示された。

モデル判決書は、本文に示された原則を具体化し示すものであり、作成に力を入れた。モデル判決書の数は4件であるが、この程度の数が適切である。数が多いと丁寧な検討ができないし、本文の記載と矛盾するところが出てくる危険がある。モデル判決書の完成度は相当に高いと考えている。

演習用の記録は、記録により判決書を作成するためのものである。この記録は実際にあったものである。争点は貸金契約において貸金が交付されたかどうかの1点にあり、興味深い証拠関係であり、事実認定とその判決書への記載の演習に適切である。この事件については、指導者の参考とするために参考判決書が作成された。

完成したマニュアルは、600部印刷され、ラオスの全裁判官に配布された。

第 11 全国所長等協議会

ラオス最高裁判所は、2006年3月にヴィエンチャンで、完成した判決書マニュアルについて、全国の控訴裁判所長官、地方裁判所所長、副所長協議会を開いた。マニュアルの説明と質疑応答の後、ダヴォン副長官は、「今後は全国この新しい方式で統一する。」と答えられた。

添付の判決書について検討された。最高裁判所ダヴォン副長官は、非常に良くできた内容であると評された。しかし、形式的な事項、例えば、国章、数字の表記など形式的な事項につき本文の記載と一致しない部分があることが参加者より指摘され、これらは将来改訂することとされた。この点は上層部で本文を改めたが、判決書は従前のままになっていたことに原因がある。

最高裁判所カミー長官は、閉会式で、JICA や関係者への感謝を述べられ、「これまでラオスの判決書は形式も統一されておらず、内容も明確でないなど質の面でも問題があった。判決書マニュアルができた以上、各庁の所長、副所長は、今後はこれに沿って職員の判決書の指導を厳しく行ってほしい。」と訓辞された。

第 12 普及セミナー

2006年3月に、ラオス最高裁判所ダヴォン副長官とWGによって、判決書マニュアル普及活動が行われた。マニュアルの説明、質疑応答、判決書事例についての討論、参考記録による起案と討論が4日の日程で行われた。

引き続き、2007年にはラオスWGが中心となって7回の普及セミナーを行い、ラオスの全裁判官360人がこれに参加した。

最高裁判所幹部とWGは上手に参加者の熱意を引き出して、普及の目的を達したと聞いている。

第 13 幾分の感想

完成したマニュアルとモデル判決書は、日本人の目からすると当たり前のもののように見えるかも知れないが、ラオスの従前の実務を大きく改善するものと考えている。

しかし、ここに至るまでは長い道のりであった。

ラオス側は、判決書マニュアルとは判決書の書式を整えることと考えていて、判決書冒頭部の記載、例えば、国章を入れるかとか、数は数字で書くか、文字で書くかとかを議論したがった。日本側は、それらの形式的記載事項よりも、特に理由欄、次いで事実欄の記載の充実に力を入れた。しかし、従前からの実務を改めることになるため、一つずつ地道な説明と説得が必要であった。

一例を挙げると、事実欄の冒頭に、従前は「原告の主張は、訴状の記載によれば、次のとおり」と記載してきたのを、「原告の主張は、訴状の記載と公判での供述によれば、次のとおり」と改めること、事実認定に証拠を引用することも、簡単に受け入れたもの

ではない。

WGが5人という少数精鋭であった。このことは意思疎通を容易にし、責任を負っている者が明らかである点で良かった。

判決書マニュアルは、ラオスでは単なる教材ではなく、最高裁判所のお墨付きを得た指導書的な性格を有するらしく、その正式な完成には最高裁判所上層部の承認が必要であり、承認のために相当な期間が必要となり、普及活動を行う時間がなくなってしまった。

WGが重要な点については上層部と随時に相談をしながら案を作成するようにするのが望ましかった。

演習記録も作成された。普及活動においては、受講者が単に講義を受けるだけでなく、演習記録により判決書を作成することができるので、普及の効果が上がりやすいであろう。

東南アジアの他の国と比較すると、ラオスは人口も富も少ないが、判決書マニュアルの点では良い成果を、しかも早く挙げることができた。

今後、このマニュアルの趣旨が裁判官に理解され、ラオス裁判官の手で更に発展されて、ラオス判決書の質が向上することを願っている。

ラオス民事判決書マニュアル（仮訳）

目 次

第1章 判決に関する一般概念	P. 1
第1節 判決及びその重要性	P. 1
第1 判決に関する一般的概念	P. 1
1 定義	P. 1
2 判決の重要性	P. 1
第2 判決の種類	P. 2
1 民事判決	P. 2
2 刑事判決	P. 2
第3 判決起案の基本的条件	P. 3
1 裁判官の技術, 能力	P. 3
2 事件簿の証拠	P. 4
3 判決の起案方法	P. 4
4 その他の条件	P. 4
第2節 民事判決起案において留意すべき主な目標	P. 4
1 訴訟当事者	P. 5
2 上級裁判所	P. 5
3 判決の執行	P. 5
4 裁判官	P. 5
5 国民	P. 5
第2章 質の高い判決起案に寄与する民事訴訟手続	P. 6
第1節 訴状提出	P. 6
第1 概説	P. 6
第2 訴状とは	P. 6
1 請求の訴え	P. 6
2 形成認諾の訴え	P. 6
3 確認の訴え	P. 6
第2節 答弁及び反訴	P. 7
第1 答弁とは	P. 7
第2 反訴とは	P. 7

第3	答弁及び反訴の内容	P. 7
1	目的	P. 7
2	原因	P. 8
第4	請求の認諾, 自白	P. 8
第5	訴えの取下	P. 9
第3節	訴状受理, 審査	P. 9
第4節	裁判官の権利及び義務	P. 10
第1	調査方法	P. 10
第2	紛争事項の特定	P. 10
第5節	尋問及び証拠収集	P. 11
第1	尋問	P. 11
1	尋問方法	P. 11
2	供述書	P. 12
第2	証拠	P. 12
1	証拠とは (改正民事訴訟法第16条)	P. 12
2	証拠の重要性	P. 12
3	証拠の種類	P. 13
第3	証拠提出の目的及び義務	P. 13
1	証拠の目的	P. 13
2	直接証拠及び間接証拠	P. 13
3	証拠提出義務	P. 14
第4	証拠の優先順位	P. 14
第6節	証拠調べ及び評価	P. 15
第1	証拠調べ	P. 15
第2	各紛争に必要な証拠請求	P. 15
第3	証拠評価	P. 17
第4	証拠評価における裁判官の権利	P. 17
第7節	第一審における事件の審理	P. 18
第1	意義及び審理における一般規則	P. 18
第2	裁判所の事件審理規則	P. 19
1	公判の準備	P. 19
2	公判における審理	P. 20
3	公判における口頭弁論及び検察官の供述 (出席している場合)	P. 20
4	判決の作成, 言渡し	P. 24
第3	審理規則	P. 27
1	廷吏の義務	P. 27
2	公判を指揮する合議体の義務	P. 28

第3章 民事判決の構成及び起案	P. 30
第1節 導入	P. 30
1 言語	P. 30
2 日付	P. 31
3 数字	P. 31
4 判決書1ページ目上部	P. 31
5 合議体	P. 31
6 訴訟当事者	P. 32
7 紛争事項	P. 35
8 裁判所の詳細	P. 36
第2節 事件の提示	P. 37
第1 事実に関する一般的概念	P. 37
1 事実の重要性	P. 37
2 事実欄の構成	P. 38
3 事実提示の一般規則	P. 38
第2 判決における事実の提示	P. 39
1 原告の請求	P. 39
2 請求に対する被告の答弁	P. 42
3 被告の反訴	P. 43
4 反訴に対する原告の応訴	P. 43
第3節 分析	P. 43
第1 分析手続及び構成	P. 43
第2 事実の分析及び法律適用	P. 44
1 導入文	P. 44
2 当事者が自白した事実	P. 44
3 争点に関する分析	P. 45
4 法律の適用	P. 48
第3 訴訟費用に関する判断	P. 48
第4 評決における法律条項の選択	P. 49
第4節 評決欄	P. 49
1 導入文	P. 50
2 評決の種類及び内容	P. 50
3 裁判費用及び手続費用	P. 51
4 訴訟当事者の控訴権の告知	P. 51

第1章 判決に関する一般概念

第1節 判決及びその重要性

第1 判決に関する一般的概念

1 定義

判決 (judgment) とは、原告の請求及び被告の抗弁の対象である紛争、又は、被告人が犯した犯罪について、人民裁判所が、法律に基づいて審理し、和解させ、判断した裁決 (ruling) である。

このような裁判所の裁決 (ruling) には、決定 (decision)、判決 (judgment)、命令 (order) 及び宣告 (sentence) と呼ばれるものがある。

裁判所の命令とは、財産の差押え、逮捕状、罪状認否召喚命令、搜索令状など、裁判手続の過程で裁判所が各種事項について下した決定 (decision) である。

政府当局に関する最高人民裁判所長の裁決、死刑判決、財産に関する裁決など、裁判手続の過程で発生した事項について、裁判所は裁決を下す。

決定 (decision) は、第一審裁判所が下す裁決である。

判決 (judgment) は、控訴裁判所及び破棄裁判所が下す裁決である。

2 判決の重要性

判決は、ラオス人民民主共和国を代表して作成され、言い渡される (人民裁判所法第5条)。

判決は、訴訟当事者及び訴訟手続参加者、すなわち、原告、被告及び第三者の正当な権利、利益、及び自由を保護する司法手続において最も重要な法律行為の一つである。

要するに、判決は、党組織、政府、社会組織、公務員、軍隊、警察官及び全国民による法の適切かつ公平な執行を保障するために、司法手続を通じて起案される。

例えば、シーがポンのバイクを盗み、警察に逮捕され、公判で、シーは、1年間の懲役、500,000 キップの罰金に処せられ、ポンへのバイクの弁償を命じられたとする。この場合、裁判所の判決は、シーに対して法律及び判決の厳正な履行を強制する命令であり、それを回避することは不可能である。

判決は、特に裁判所の宣告を待つ訴訟当事者にとって非常に重要である。さらに、判決は、懲役や無期懲役を決定する刑事事件、国家当局と個人間の民事事件、及びその他の事件に関連して、裁判制度に対する社会の信頼を高める。裁判制度に対する非難を避け、裁判制度に対する社会的信頼を高めるために、争点に関する分析及び裁決は、正確で、完全で、合理的理由のあるものでなければならない。

判決は、社会に奉仕し、国民の権利、利益、自由に関連する重要な社会的事項を統制する裁判官の功績及び資質を証明するものであるため、社会の利益に関わっており、社会によって監視されている。

よく起案された判決は、学者、学生、知識人、次世代の裁判官の参考となり、社会の法意識向上に寄与するものであり、裁判官の誇りである。

第2 判決の種類

判決には、民事判決及び刑事判決がある。

民事判決には、商事、家事及び少年事件に関する判決を含む。

1 民事判決

民事判決は、所有権、財産、相続、契約及び法に定めるその他の事項に関する民事紛争の解決に当たり、裁判所が下した裁決である。

商事、家事及び少年事件は、通常、民事事件の一種であるが、それらの判決の内容は、通常の民事事件のものと多少異なる。

民事判決は、以下の項目で構成される。

- － 国家紋章
- － 国家標語
- － 裁判所、裁判官合議体構成員、廷吏の氏名、事件簿参照番号、判決の参照番号、作成日及び作成場所
- － 訴訟当事者の氏名、年齢、国籍、職業、住所、及び代理人がいる場合は代理人
- － 争点
- － 裁判所
- － 事件の詳細
- － 裁判所の分析（争点、裁判費用及び法律の適用条項に関する裁判所の意見）
- － 判決
- － 裁判長及び廷吏の署名

2 刑事判決

刑事判決は、法律に基づく裁判所の審理、判決のため、検察官が行った訴追に関して裁判所が下した裁決である。

刑事判決は、以下の項目で構成される。

- － 国家紋章
- － 国家標語
- － 裁判所、裁判官合議体構成員、廷吏、検察官の氏名
- － 事件及び判決の参照番号並びに日付
- － 公判期日、判決言渡し期日及び場所

-
- － 民事原告（いる場合）、被告人、弁護士又は他の被告人（いる場合）の氏名、年齢、国籍、職業及び住所
 - － 罪名、勾留又は仮釈放の日付、場所
 - － 裁判所
 - － 事件の詳細
 - － 被告人の行為に関する評決及び宣告
 - － 証拠品に関する評決
 - － 民事賠償及び裁判費用に関する評決
 - － 犯罪に適用される法律の条項
 - － 裁判所の判決
 - － 裁判長及び廷吏の署名

民事判決及び刑事判決の構成及び主要項目には、共通点及び差異がある。各事件には一定の特徴があるものの、民事判決及び刑事判決の内容・構成の共通点は、以下のとおりである。

- － 判決の構成が類似している。
- － 訴訟当事者の氏名、原告、被告の身上、紛争事項又は罪名
- － 事件の対象物
- － 裁判所の導入部分
- － 裁判所の評決（事実及び被告人の行為、刑事責任、民事責任（存在する場合）、裁判費用及び法律条項に関する裁判所の意見）
- － 判決並びに裁判長及び廷吏の署名。

第3 判決起案の基本的条件

判決が公平かつ適正で、社会に受け入れられ、支持され、信頼されることを保障するために、判決は、以下の基本的条件を満たさなければならない。

1 裁判官の技術、能力

裁判官の技術は、正確かつ公平で、適切に構成された判決を起案する上で重要な要因である。裁判官は、法令に従って、事件の事実を特定し、判決を起案する。

裁判官に必要とされる知識、技術は、以下のとおりである。

- － 法律に関する知識
- － 真実を特定する経験
- － 事実に基づいた認定を表す表現力・文章作成能力
- － 争点などに関する完全な、広範囲にわたる、かつ包括的な分析能力

2 事件簿の証拠

裁判所は、事件簿に編てつされた証拠に基づいて事実を分析する必要があるため、事件簿の証拠は、効果的かつ効率的に判決を起案するために役立つ。したがって、証拠は、その分析が容易に行え、適切かつ公平な判決を保障するために、正確かつ完全で、信頼性の高いものでなければならない。証拠があいまい、不明確かつ不正確なために判決を下すことが困難な場合、事件担当の裁判官は、事件の事実を分析し、争点を特定するために情報を収集し、関連性のある、完全かつ客観的な証拠を提供しなければならない。

さらに、事件の当事者は、裁判所が追加情報を必要とするときには証拠を提出し、協力することが求められている。

3 判決の起案方法

事件の審理は、人民裁判所法第7条に定めるとおり合議で行う。裁判官合議体は、協力し合い、判決がすべての面において法律を遵守していることを保障する。

さらに、合議体及び裁判長は、判決を印刷し、訴訟当事者に配布して公開する前に、主任裁判官が起案した判決案につき合議して完成する。判決案を検討するに当たり、分析部分及び判決部分を調和させ、それにより適切で正確かつ理解しやすい判決を起案するため、裁判長は、事実の分析部分の言葉遣い、表現及び文章をよりすぐり、法の適用を検討する。

さらに、廷吏は、印刷技術の監視、印刷、文法的間違い、押印の見直し、校正及び担当業務内の他の事項について責任を負う。

4 その他の条件

上記の条件に加え、判決の起案は、「適用条項が完全で、適用時に施行されているものでなければならない」、「裁判官が法律、特に改正法を適時に参照できるよう、適切な職場環境を保障しなければならない」などの条件も満たさなければならない。

また、参考になる情報源及びマニュアルは、裁判官の判決起案に役立つ。

いずれの場合も、判決の起案は、十分な合議と検討をしないまま拙速に判決することを避けるため、適切かつ十分な時間を要する。

第2節

民事判決起案において留意すべき主な目標

民事判決は、一般的事項として、司法当局である裁判所の役割について国民の理解を高めるために起案するが¹、判決起案に当たり留意すべき主な目的は、次のとおりである。

¹ 憲法第79条

1 訴訟当事者

判決の主な目的は、訴訟当事者の権利及び利益を保護することである。訴訟当事者が裁判所の判決に含まれる事項を理解するために、判決は、訴訟当事者の見解について詳しく述べ、裏付け証拠及び法律にのみ基づいた理由を説明しなければならない。これにより、訴訟当事者は、裁判所の判決が法律に基づいていることを認識でき、判決に対する（不要な）控訴を避けることができる。

2 上級裁判所

判決は、上級裁判所が、下級裁判所の下した判決の適正さを理解し、その判決を支持できるように起案しなければならない²。控訴又は判決破棄の申立てがあった場合は、上級裁判所は、下級裁判所が判決を下すに当たり参考にした証拠、理由及び法律を検討し、さらに、下級裁判所が訴訟当事者及び第三者の申立てを適切に、完全に、徹底的に、かつ客観的に審理したか否かを検討する必要がある。

3 判決の執行

判決の起案は、適切さ、明確さ及び効率性に加え、判決執行官が容易に理解でき、執行できるように考慮しなければならない。

4 裁判官

判決の起案に当たり、裁判官は、その判決が他の裁判官及び将来の裁判官の教訓、見本となるよう、判決の適正さを検討しなければならない。裁判官は、判決に不備がないよう、判決案を十分に吟味して是正し、改善しなければならない。

5 国民

判決起案のもう一つの重要な目的は、判決の正確性、合理性、及び社会的容認に関して国民の理解を促進し、公正さを保障し、国民の法意識を高め、判決執行において国民の協力を得ることである³。

² 人民裁判所法第14条

³ 人民裁判所法第8条

第2章 質の高い判決起案に寄与する民事訴訟手続

判決は、情報、証拠及び事件簿に綴じられた全記録の検討、公判における審理及び合議体が下した決定の結果であり、口頭弁論終結時の担当裁判官の知識及び能力を証明するものである。判決を起案することにより、事件に関する理解、情報及び証拠の収集、情報及び証拠の包括的な評価が明らかになり、網羅的かつ客観的な判決の起案により、訴訟当事者及び第三者の判決に関する理解が促進される。

明確な判決を下すためには、幾つかの条件を満たしながら完全かつ網羅的で客観的な情報及び証拠を収集し、整理し、適切な手順を踏まなければならない。

第1節 訴状提出

第1 概説

訴状の提出とは、自らの権利が侵害された者、又は他人の正当な権利及び利益を保護する者が、法律に基づいた裁判所の審理及び判決を求めて訴状及び証拠を提出することである。

第2 訴状とは

訴状は、個人、組織又は企業が裁判所に訴えるために提出する書類及び証拠であり、権利及び利益を侵害された被害者について記述する。訴状の目的は、以下のとおりである。

1 請求の訴え

被告との紛争解決を裁判所に請求するために原告が提出する申立てである。

例えば、ソムサクシが、消費貸借契約に違反したという理由でソマニーに対し 2,500 万キップの貸金返済、その他の紛争事項の解決を請求するために訴えを提起する。

2 形成の訴え

被告に対し、土地を保有し使用する権利を主張する訴え、又は父親に親権及びその他を求める訴えなど、裁判所に、所有権、認知などの認定を求める訴えである。

3 確認の訴え

文書の真正性、又は土地権利書への損害、個人の失そう、死亡などの確認・証明を裁判所に請求する申立てである。

改正民事訴訟法第 66 条は、訴状の主な内容を以下のように定めている。

- － 訴状の提出先である裁判所名
- － 原告、被告の氏名及び住所。原告又は被告が法人の場合は、その登録された所在地

及び代表者の氏名が必要である。

- － 申立ての原因となった出来事及び裁判所が審理すべき証拠
- － 請求額
- － 事件に関係するその他の文書及び訴状添付書類

訴状は、原告又はその代理人が、署名又は親指で指印し、裁判所が捺印し、事件に応じて裁判費用法に定める金額を支払わなければならない。

代理人がいる場合は、適切な委任状も提出しなければならない。

第2節

答弁及び反訴

第1 答弁とは

答弁とは、被告が裁判所に提出する文書であり、原告の請求が真実でない、又は原告が不当な損害賠償又は資産を請求しており、又は事実が不完全で裁判所が適切に事件の審理を行えないと認められる場合に原告の請求に対する答弁を提示するものである。

被告は、証拠及び証人をもって十分に正当化できる答弁を提出すべきである。

第2 反訴とは

反訴は、原告が契約に違反し、又は、被告に対して未払の負債があると認める場合に、被告が自らの権利及び利益を守り、裁判所に審理を請求するために書面で反訴の申立を行うことをいう。

例 原告がバイクの返還を求めて被告を訴えた場合に、被告は、原告に対し、バイクの維持費 300 万キップの支払を求める反訴を提起し、裁判所に同時審理を求めることができる。

第3 答弁及び反訴の内容

訴訟当事者が提出する訴状、答弁書及び反訴の目的及び内容は、裁判所が事件を審理するに足りるものでなければならない。

1 目的

(1) 答弁の目的は、原告の請求を被告がすべて若しくは部分的に認めるか否か、又は、原告の主張を否認するか否かを回答することである。

例 トンケンは、その車両の車両修理代としてマイケンに 1,000 万キップの損害賠償を請求する。マイケンは、トンケンの車に損害を与えたことを認める。

- － 損害賠償には同意するが、その賠償額を一括払いすることは不可能である。
- － 車に損害を与えたことを認め、責任の一部を負うことに同意するが、損害額については争う。

-
- 一 車が損害を受けたことは認めるが、その損害に対して責任があることは否認する。
- (2) 反訴の目的は、原告に対して被告の権利又は利益を認めること、又は、被告に対する義務を履行することを裁判所が命令するように請求する被告の意図を反映している（上記第2の反訴例を参照）。

訴訟当事者の目的は、明確、正確、簡潔で、合議体が争点のすべてを審理するに十分でなければならない。

2 原因

答弁及び反訴の根拠は、原告の訴えである。したがって、被告は、原告の債務不履行等のために侵害された自らの権利及び利益を守るために、答弁又は反訴の形で返答する権限を有する。

例 カムディーは、ボンミーに対し、賃貸契約の満了日に土地及び家屋を明け渡すことを請求する。しかしボンミーは、カムディーの妻が既に賃貸料を前もって受領したと答弁し（答弁の理由）、さらに、カムディーが主な修理（新しい屋根）を請け負うと言ったにもかかわらず修理代を支払っていないと主張した。したがって、明渡しに応じるには、カムディーがまず修理代を支払う必要がある（反訴の理由）。

* 注意点（第1節、第2節について）

裁判所は、訴状、答弁書、反訴及び訴訟当事者が提出する書類が裁判所の定める書式、内容と一致しているか否かを確認しなければならない。訴状、答弁書及び反訴は、裁判所の定める書式⁴でなければならないため、書類の受付担当者は、訴状、答弁書、反訴が裁判所の規定と一致しているか否かをチェックしなければならない。

訴状が裁判所の定める書式でない場合、裁判所は、訴訟当事者に裁判所で定められた書式を入手し、必要とされる情報を訴状に記入することを指示する。

訴状が裁判所の定める書式で作成された場合、訴状を受け取った職員は、提出された書類が法律の規定に従って不備がないか否かをチェックし、裁判所の事件登録簿に受理記載をする。その後、民事、商事、家事又は少年合議体など、どの合議体が紛争事項を審理する権限があるかを検討するために訴状を裁判所長に提出する。裁判所長は、担当書記官に事件簿を交付し、書記官は、民事合議体が被告の答弁又は反訴を審理できるよう⁵被告を召喚する。書記官は、被告を召喚して令状を渡し、答弁又は反訴のための期間を定める。答弁書又は反訴を受領した後、民事合議体の裁判長は、審理及び証拠収集のため事件を担当する裁判官又は判事補を任命する。

第4 請求の認諾、自白⁶

これは、被告が原告の請求をすべて又は部分的に認める場合である。例えば、原告が被告に対して貸金 500,000 キップの返済を請求する。被告は貸金の受領を認め、原告に返

⁴ 訴状、答弁書及び反訴はその使用、内容を統一するため、最高人民裁判所がその書式を定める。

⁵ 審理に移るとは、紛争が訴訟事件になったことを意味する。

⁶ 訳注：ラオスでは、「請求の認諾」と「自白」との区別がない。

済することに同意する。この場合、裁判所は、被告が原告の主張を認めて自白しているとして、証拠調べを行うことなく判決を出すことができる。したがって、裁判所は、調査を行い、追加証拠を収集する必要がなく、紛争事項に該当する法令を適用するのみである。

被告が 300,000 キップのみの債務を認めた場合は、裁判所は、被告が認めた部分については審理する必要がなく、原告は、裁判所の審理のために自己の請求を裏付ける証拠を提出しなければならない。

第5 訴えの取下

原告は、裁判所に提出した訴えの全体、又は、一部を取り下げることができる。原告が訴えを部分的に取下げた場合、裁判所は、取下げされていない部分のみを審理する。

例 カムがカオに対し、土地一区画及びバイクの所有権に関する請求を提起するが、手続中に、カムは、バイクに関する請求を取り下げる。この場合、裁判所は、土地の所有権に関してのみ審理し、判決を出す。

原告が請求全体を取り下げた場合、離婚事件の場合を除き、事件は終了する。

原告が訴えをすべて取り下げた場合、裁判所は、原告が再度変更しないように訴えを消滅させる命令を発しなければならない。この命令が発せられると、事件は終了したものとみなされる。

離婚事件の場合は、原告が訴状を取り下げ、裁判所が事件を消滅させる命令を発した場合でも、原告は新しい訴状を再度提出することができる。裁判所は、婚姻関係を確立させ、終了させる権利を制限する権限がないため、法律に基づきその訴状を受理し、審理し、決定を下す義務がある。さらに、この問題に関する個人の権利は強制することができず、一方の配偶者が共同生活を継続する意思がない場合、裁判所は、社会秩序の維持のため婚姻関係の解消を検討しなければならない。

被告が裁判所に反訴を提出した場合、原告の場合と同様にそれをすべて又は部分的に取下げることができ、裁判所は、上記の原則を厳密に適用しなければならない。

第3節

訴状受理、審査

原告が裁判所に提出した訴状は、改正民事訴訟法第 66 条の規定を遵守していない場合を除き、受理しなければならない。

訴状審査で不備があるとして受理されなかった場合、原告にその旨通知し、是正のための期間を与えなければならない。原告が期限内に訴状を是正しなかった場合、裁判所は、訴状を原告に返却する。

訴状を受理したとき、裁判所は、事件に対する管轄を有するか否かを確認しなければならない。

管轄を有すると認められ、訴状が法律に従って提出された場合、被告が答弁又は反訴を準備できるよう、訴状を被告に送達する。

裁判所の調停を通じて紛争が解決しない場合、裁判所は、改正民事訴訟法第70条に定める期限内に手続を進め、調査を実施し、証拠を収集して審理し、公判で判決を下す。

第4節 裁判官の権利及び義務

事件簿を受領した後、裁判官は、当事者が提出した訴状、答弁書又は反訴状がある場合は、それらを審査し、争点を特定しなければならない。担当裁判官は、両当事者に対し、各争点に関する自己の主張を裏付ける証拠を提供するよう指示し、更に調査が必要な争点を特定しなければならない。明確にする必要がある点については、当事者及び証人を召喚し、対質及び調停を行う。

第1 調査方法

担当裁判官は、訴状を精査し、訴状に含まれる各争点を特定し、それらに優先順位をつけ、被告が認める事項及び争う事項を識別しなければならない。被告が争う点に関しては、原告は、裏付け証拠を提出しなければならない。

原告が証拠を提出した場合、被告は、自己の主張を裏付ける証拠を提出しなければならない。

当事者が証拠を提出したとき、事件審理の担当裁判官は、紛争の解決のために追加情報及び証拠を求める義務を負う。

例 カム（原告）は、セング（被告）に対し、自動車修理代として1,000万キップの賠償金を請求する訴えを提起した。審理すべき争点は、以下のとおりである。

- － 原告が請求する権限を有するか否か。
- － 当事者間でどのような契約が結ばれたか。
- － 支払に関してどのような合意がなされたか。
- － 被告は原告の請求をどの程度認めているか。

被告が原告の請求を認諾した場合、追加証拠は必要でない。

反対に、被告が原告の請求すべてについて争う場合、原告は、自動車修理代金請求権の存在を裏付ける証拠を提供する必要がある。

被告が、請求の一部についてのみ争う場合は、審理担当裁判官は、被告に対し、請求書、債務返済記録などの裏付け証拠を提出することを指示する。

第2 紛争事項の特定

紛争事項を特定した後、証明が必要な争点及び証拠を特定しなければならない。

事件の審理担当裁判官は、明確な計画に基づき、必要な証拠、証言、各当事者への尋問事項の一覧表を作成しなければならない。

例 カム（原告）は、センに対し、遺産の一部（水田）を請求する訴えを提起した。

センは、水田は相続したものではなく、購入したものであると主張した。この場合、

当事者に以下の点を質問しなければならない。

原告に対する質問事項：

- － 争われている土地区画の元の所有者。
- － その土地の取得方法，その証拠。
- － 土地に含まれているもの。
- － 両親の死亡日。
- － 何名の兄弟が相続権を有するか。
- － その土地を以前に相続人の間で分割したか否か。

被告に対する質問事項：

- － その土地の取得方法，その証拠。
- － 土地を購入した場合，売手はだれか。
- － 販売契約があるか否か，など。

第5節

尋問及び証拠収集

第1 尋問

1 尋問方法

尋問は，適切で完全かつ客観的な証拠を収集するため，原告，被告，証人，第三者及びその他の訴訟関係者に対して行う。

裁判所長が審理担当裁判官に事件簿を渡したとき，審理担当裁判官は，事件の審理，判決前に，尋問及び証拠収集の準備を行う。

尋問は，当事者，証人及びその他の事件関係者から供述を取り，又は対質を行わせて実施する。供述を取るに当たり，裁判官が質問し，廷吏が記録する⁷。

尋問に当たり，裁判官は，供述者と審理中の紛争との関係を確定するため，供述者の身上についてまず尋問しなければならない。

質問は，主に事件の事実に関係する内容で，中立的，建設的かつ公正に，また被尋問者の信頼が得られるようにしなければならない。

証人尋問では，紛争又は事件の事実に関係ない事項は考慮せず，記録すべきではない。証言が訴訟物と無関係である場合，裁判官は，訴訟物と関係のある回答が得られるように質問をしなければならない。裁判手続上の当事者，証人又は手続関係者への尋問は，訴訟物の範囲内で，必要に応じた完全なものであることを保障するため，あらかじめ決められた事項に基づいて十分に準備しなければならない。

審理担当裁判官は，紛争の主要事項及び争点を把握し，質問を順序立てて行わなければならない。

⁷ 民事訴訟法第73条

例 カム（原告）は、カオ（被告）に対し、土地使用权を請求する訴えを提起する。この時点で、原告に尋ねるべき主な尋問事項は、原告の土地使用权が何であるか、そして原告が土地使用权を請求する権利を有するか否かを確認することを目的とする。土地使用权をいかにして、いつ獲得したか、そしてその証拠の有無・内容について質問をすることができる。つまり、尋問は、法的権利についてのみ集中して行わなければならない。

2 供述書

供述書は、裁判所内外で裁判官が当事者に質問し、廷吏が事件の審理及び判決の証拠として供述を記録して作成した文書である。

供述書は、事件簿に編綴される重要な証拠であり、裁判所の適切かつ合法的な判決の基礎である。したがって、裁判官は、当事者からの異議を避けるため、法律に定める供述記録手続を必ず遵守しなければならない。

記録すべき主な情報は、裁判所名、日時、裁判官及び廷吏の氏名、供述者の氏名及び身上であり、所定の印刷された用紙に記入する。

供述を記録した後、裁判官は、供述者に供述書を読み上げ、又は供述者に供述書の閲覧を許可しなければならない。その後、手続参加者全員がその供述書の各ページに署名し、親指で指印する。

18歳未満の児童、ろう哑者、又は精神障害者から供述を得た場合、供述者を証明するためにその保護者の署名及び親指の指印が必要である。

供述書の表現を訂正し又は追加した場合は、裁判官、廷吏及び供述者は、訂正箇所又は追加箇所の横に署名し、親指で指印しなければならない。

供述者が署名、捺印を拒否した場合、裁判官は、供述書の最後にその旨を追記する。

第2 証拠

1 証拠とは（改正民事訴訟法第16条）

証拠とは、裁判所が、訴状、答弁書又は反訴の根拠となった事実及び事件の適切な判決を下す重大な根拠となる他の事実を特定するための情報である。

証拠は、裁判官の心証に基づいて正当な事実を認定するために使用する。

例 供述書、契約書、支払記録、領収書、土地権利書、遺言書、譲渡契約書、所有権譲渡契約書、不動産分割覚書など

2 証拠の重要性

証拠は、当事者にとって最も重要である。一方の当事者に義務の履行を請求する当事者は、自らの請求を裏付ける完全かつ確固たる法的証拠が必要である。したがって、法律文書による証拠又は争われている権利を発生させた事実を裏付ける証拠を裁判所に提出した場合のみ、裁判所は、当該権利を認定できる。

反対に、完全な証拠がなく、債権者が債務者に（十分な反証がないことに）依存している場合は、債務者が権利保有者の請求を認めない限り、裁判所は、権利を認めることができない。

3 証拠の種類

改正民事訴訟法第17条は、民事、商事、家事及び少年訴訟の証拠として、物証、書証及び人証があると規定している。

物証は、車両、柵、収穫物など、紛争に関連した物である。

書証は、権利書、契約書、写真、財産目録、その他紛争に関連する書類である。

人証は、当事者の供述、証人の供述及び証言、事件に関連した手続関係者の供述である。

宣誓は、それを重視する社会的風潮により、かつては紛争解決で重要な役割を果たしていたが、証拠とは見なされない。手続の過程で、両当事者が宣誓することを提案した場合、裁判官はそれを妨害せず、当事者に宣誓させるべきであるが、改正民事訴訟法第68条に定める場合は、訴えを取り下げを当事者に指示しなければならない。

第3 証拠提出の目的及び義務

証拠提出の目的及び義務は、密接に関係してはいるが、異なる事項である。

証拠提出の目的は、「何を証明しなければならないか。」という問いへの答えであり、証拠の提出義務は、「だれが立証責任を負うか。」という問いへの答えである。

1 証拠の目的

証拠の目的は、紛争事実、事件に関連した事実であり、事実のみが、証拠の本質である。

訴訟を審理するに当たり、裁判官は、事実及び適用法条の構成要素を特定し、当事者が主張する事実が該当する法令を適用する。

実務上、一方の当事者が訴えの中で法的根拠を示し、もう一方の当事者が法的根拠を示さない場合、これは単に意見の提示であり、それを審理の重要な根拠とみなしてはならず、原告又は被告の方がもう一方の当事者より確固たる証拠を有しているとみなしてはならない。さらに、裁判官は、法律条項を適用し、事実を適切に評価する義務を負う。

例 カムは、ソンに対し、濃縮ミルク 20 カートンの支払 300 万キップを請求する訴えを提起した。この紛争は、ソンがカムに対して当該支払をしなかったため発生した。したがって、販売契約などの取引を証明する証拠が必要である。

2 直接証拠及び間接証拠

(1) 直接証拠

直接証拠とは、証拠の証明対象が、当事者の主張する法律上の権利の存否に関する事実を直接証明する証拠である。

例 ある当事者による口頭又は書面による契約上の誓約は、書類上の当事者の署名

により直接証明しなければならない。

(2) 間接証拠

間接証拠とは、証拠の証明対象が、当事者の主張する法律上の権利の存否に関する事実ではないが、これを推認させる事実を証明する証拠である。すなわち、証明すべき事実の直接証拠は提示されていないが、同様の、又は、関連事実が推論によって認定できるものをいう。

例 カムは、カオから土地を借りしていると主張する。しかし、カオは、カムとの土地賃貸契約は存在しないと主張する。賃貸借契約を証明する賃貸借契約書は存在しないが、調査の結果、カムから計 500 万キップの 10 年間分の領収書が発見された。事実、カムは、既に標準的な店舗を建設しており、3か月前より営業してきた。つまり、領収書の存在及びカオから何ら抗議されることなくこの土地で建設工事が行われた事実が間接証拠であり、両当事者間で賃貸契約が結ばれたと認定できる。

3 証拠提出義務

改正民事訴訟法第 20 条は、当事者は、訴訟で証拠を提出する義務を負うと定めている。原告は、その請求の根拠となる事実を裏付ける証拠すべてを提出する義務を負う。被告は、その答弁又は反訴の根拠となる事実を裏付ける証拠すべてを提出する義務を負う。裁判所は、原告の訴えを審理する前に、原告が、十分に、確固たる証拠を有しているか否かを審査しなければならない。訴えに十分な裏付けがない場合、裁判所は、原告に証拠提出を指示する。その請求を裏付ける証拠がない場合は、裁判所は、訴えを審理しない。

原告又は被告が提出した証拠が不十分である場合、裁判所は、追加証拠の提出を指示し、又は、職権で若しくは当事者の請求により、証拠を自ら収集することができる。

原告は、訴状でその請求の根拠となる事実と言及する。被告が反訴を提起し、又は請求を否認した場合、原告は、立証責任を負う。原告が自らの請求を裏付ける証拠を提出した場合、被告は、原告の請求を否認する権利を有するが、その場合、その否認を裏付ける証拠を提示しなければならない。この段階で両当事者は立証責任を負う。

例 原告は、被告に対し 1,000 万キップの貸金返済を請求する訴えを提起する。被告は、500 万キップのみを借りたことを認める。貸金契約書は作成されていなかった。この場合、原告は、請求金額を実際に被告に貸した事実の立証責任を負う。反対に、原告が契約書を提出し、被告が原告から借金をしたことを否認した場合、後者は、その主張を裏付け、原告の証拠を却下する立証責任を負う。

第 4 証拠の優先順位

事件担当の裁判官は、原告の請求、被告の答弁及び反訴の内容を事項別に区別しなければならない。両当事者が共通に認めた事実については、証拠調べをしてはならない。

争いのある請求については、裁判官は、裏付け証拠を提出するように当事者に指示するほか、当事者への追加尋問が必要な争点のリストを作成する。追加尋問が必要な事項

とは、争点、紛争の事実に関する事項であり、審理にとって非常に重要な事実の証拠である。紛争と無関係な事項に関する尋問は必要ない。

例 カム（借家人）及びカオ（家主）間の賃貸契約の違反に関する紛争の中で、証拠が提出された場合、カオの所有家屋数、その財政状況又は人格に関する事項は、賃貸契約の締結において法的に必要な事項でなく重要でないため、質問しない。

第6節 証拠調べ及び評価

第1 証拠調べ

裁判官は、適切、完全でかつ客観的な審理及び判決を保障するため、当事者又は第三者（組織の場合もある）にその所有する証拠の提出を指示する権限を有する。

当事者は、裁判官から指示がない場合でも、その主張する事実を証明する証拠を提出する権限を有する。

最も重要なことは、裁判所に提出された証拠は、事件の事実と直接関連し、提出者の請求に有利なものでなければならない。

証拠を請求するに当たり、事件担当の裁判官は、紛争の種類に基づき、事件と直接関係し、法的重要性を有する証拠を求めなければならない。事件の事実と無関係の証拠の提出を求めてはならない。

例 原告及び被告は、各紛争における重要な証拠として下記の証拠を提出しなければならない。

- － 契約違反に関する紛争：契約書、請求書、領収書、支払記録
- － 相続紛争：遺言書、譲渡契約、相続証明及び不動産分割記録など
- － 損害賠償：治療費、車両修理費の請求書など、被告が原告に損害を及ぼした事件を証明する文書
- － 土地紛争：土地権利書、土地使用権証明書、所有権譲渡証明書
- － 不動産の所有権に関する紛争：当該不動産の権利書
- － 離婚紛争：婚姻日、子供、子供の年齢、共有財産、個別財産及び債務の有無に関する情報

第2 各紛争に必要な証拠請求

各紛争の種類に応じて下記の証拠を収集しなければならない。

- ① 貸金契約
 - － 契約書（担保付又は担保無し）
 - － 請求書
 - － 約束手形又は支払記録
 - － 同意に基づく立会人

-
- 行政機関の契約証明書
 - 公証人による契約の公正証書など
 - ② 販売契約
 - 契約書
 - 商品配達記録
 - 商品配達証明
 - 支払記録など
 - ③ 相続
 - 不動産の所有者
 - 不動産の構成，所在地及び過去の分割
 - 不動産に関する夫婦間の個別資産，共有資産
 - 相続人数
 - 不動産所有者の死亡日
 - 不動産の管理など
 - ④ 損害賠償
 - 損害の原因となった事件
 - 確定罪
 - 適切に証明された実際の被害
 - 当事者及びその他の者との和解
 - ⑤ 婚姻関係
 - 婚姻
 - 離婚原因
 - 個別資産
 - 共有資産
 - 子供
 - 債権，債務など

上記の例は，必要な予備情報及び証拠である。紛争が発生した場合，上記の必要不可欠な証拠を入手しなければならない。しかし，事件の正確かつ明確な把握のために，追加の証拠が必要な場合もある。上記は，単に一般的な紛争における証拠の例であり，実際の訴訟では，多くの事実及び争点を特定しなければならず，そのために完全かつ明確な証拠が必要である。最も重要なことは，証拠を請求するに当たり，事件の明確な把握が目的であることを常に重視することである。

＊ 調査手段

通常，主張する当事者が，自己の請求を裏付ける証拠を提出する義務を負う。

対審主義⁸に基づき，当事者は，自ら証拠を収集する義務を負う。確固たる証拠がな

⁸ 訳注：ここは、「弁論主義」の概念に近いが，対審の原則を特に重視するフランスの影響が強いせいも，ラオスではこれを「対審主義」と呼ぶようである。

ければ、その当事者は敗訴するであろう。ただし、改正民事訴訟法第20条第5項は、原告又は被告が提出した証拠が不十分である場合、裁判所は、追加の証拠提出を当事者に求め、又は、職権で若しくは当事者の請求により証拠を自ら収集することができる」と定めている。

＊ 争点

対審主義は、裁判官が事件を審理し、判決を下すに当たり、非常に便利である。当事者が裁判所に提出した証拠以外に、裁判官は、判決の根拠となる他の証拠を採用し、又は、自らの意見に基づいて判決を下す権限を有しない。さらに、裁判官は公平性を保たなければならない。

例 カムは、「2005年11月2日付けの販売契約に基づき、カオがカムからバイクを購入したが、未払のままである。」と主張する。

カオは、「既に支払済みであり、適切な領収書が発行された。」と主張して争う。

裁判官は、両当事者が提出した証拠のみを審理し、証拠の適切な評価に基づいて分析し、証拠に基づいて判決を下さなければならない。

第3 証拠評価

＊ 証拠評価の概念

証拠評価は、当事者が提出した事実の真実性を確認する裁判官の知的作業である。ただし、事実は事件ごとに異なるため、事実認定のために証拠を評価するには注意が必要である。

証拠評価は、当事者の主張を裏付けるものとして提出された各種の証拠を法的原則に照らし合わせて分析・検討した結果に基づく裁判官の判断であり、その限度で裁判官に一定の裁量があるといえる。

証拠評価に基づき、事件の事実を認定する。つまり、当事者が自らの訴え、答弁又は反訴を裏付けるために提出した書証の真の意味を特定するために、事実の法的根拠及び提出された書証の趣旨を分析検討する。

例 原告及び被告の間で不動産の担保付き貸金契約が結ばれた。しかし、両当事者は、土地及び家屋の委託販売契約を結び、被告は、利子を原告に支払った。この場合、被告がその不動産を原告に売却したとする原告の主張は、貸金の取引が両者間にあったので間違っている。このように、裁判官は、事件の真実を特定するために、詳細に、徹底的に、かつ客観的に事件の事実を分析しなければならない。

第4 証拠評価における裁判官の権利

改正民事訴訟法第78条に基づき、当事者、証人及び関係者から証拠を収集した後、裁判官は、適切に事実を把握し、該当する法律条項を適用するため、証拠を分類し、比較し、評価しなければならない。

改正民事訴訟法第31条に定めるとおり、法律が、技術的問題について証明するために

鑑定人の任命を認める場合でも、鑑定書及びその結論は裁判官を拘束せず、裁判官のみが証拠を評価することができる。

裁判官の任務は、当事者に対して適切かつ公正な判決を下すことであり、証拠評価は裁判官の重要な任務の一つである。

例 交通事故において、シンの車がカムの車と衝突した。現場検証により、シンが交通規則に違反したため衝突した、と結論付けられた。しかし、事件簿の情報及び証拠を検証した後、裁判官は、カムが交通規則に違反したと判断し、その評価に基づいて判決を下すことができる。

第7節

第一審における事件の審理

第1 意義及び審理における一般規則

裁判所による事件の審理及び判決は、民事訴訟において重要な手続である。この手続では、証拠調べ、証拠の評価、事実認定、当事者の権利及び義務の告知並びに事件の真実及び法律に基づいた判決の言渡しが含まれる。第一審の審理では、直接、口頭弁論を行い、事件に応じて公開又は非公開にし、継続的に、そして合議体の構成裁判官を変更することなく実施しなければならない（改正民事訴訟法第82条）。

一 直接主義

「直接」とは、審理は、当事者の立会いの下、裁判長1名を含む3名の裁判官で構成される定数の合議体（改正民事訴訟法第7条）が、公判で直接実施しなければならないという意味である。

当事者が公判に出頭しない場合においても、裁判所は、判決を下すことができる場合があり、その判決は、欠席判決とみなされ（改正民事訴訟法第89条3項）、直接審理とみなすことができる。通常、直接審理は、公判における当事者の参加が必要であり、欠席判決を除き、電話、ビデオテープなどによる審理は許可されない。

一 口頭主義

審理は口頭で行わなければならない。当事者及び公判の参加者は口頭で尋問されなければならない。しかし、当事者、又は他の参加者が口頭で供述できない場合は、通訳人を介する（改正民事訴訟法第9条）。

一 公開審理

通常、公開審理とは、いかなる者がいかなる時でも審理を傍聴することができる、という意味である。しかし、事件によって、訴えが、性犯罪、名誉毀損等、個人の秘密及び治安、社会秩序に関係した政府機密、軍事機密など国家機密に関係している場合は、裁判所は、一般人が審理を傍聴することを許可せず、非公開で審理しなければならない。合議体は、審理を公開するか非公開にするかを決定する。当該機密事項が適切に審理されたとき、事件の他の非機密事項は、公開して審理することができる。

いずれの場合も、判決言渡しは、法廷で公開しなければならない。

ー 定期的かつ継続的審理

各期日の翌日に、同じ合議体による審理を再開することができる。合議体の構成は変更できない。合議体の構成を変更せざるを得ない場合は、審理は最初から行わなければならない（改正民事訴訟法第 82 条第 6 項）。

第 2 裁判所の事件審理規則

民事訴訟の審理及び判決過程は、次の 4 段階に分類される

- ー 公判の準備
- ー 公判における審理
- ー 公判における口頭弁論及び検察官の陳述（出席している場合）
- ー 裁判所による判決言渡し

1 公判の準備

(1) 第 1 回公判前の準備

準備段階は、合議体が裁判官席に着く前の段階である。この段階では、裁判官は、公判の途中で問題が起こらないよう手続の順序を監督する義務を負う（seat taking）。この段階で、裁判所は、次の点を重視しなければならない。

- ー 合議体が事件を審理する管轄を有するか否か。
- ー 公判参加者の立会いの下、訴訟対象について審理することができるか否か。
- ー 利用可能な証拠に基づいて判決を下すことができるか否か。

任命された裁判官は、上記の問題を審理し、報告しなければならない。その報告の中で、公判中に当事者に提起する問題を準備する参考として、認諾の有無、争点、自白事実、争われている事実及び疑わしい証拠を明白に特定しなければならない。

公判準備段階で重要な事項の一つは、当事者又はその代理人が出頭しなかった場合に、準備手続を行えるか否かである。

裁判所の召喚状が適切に受理されたか否か未確認のとき、又は、病気や旅行で事件の当事者及びその代理人が公判に出頭しなかった場合、公判は延期しなければならない。

関係当事者の欠席が十分に正当化できないと裁判所が判断する場合、又は、欠席者がその欠席中に手続を進行させるよう裁判所に請求していた場合は、当事者が出席していた場合と同様に判決を言い渡すことができ、当事者はそれに対し異議を申し立てることはできない。控訴事由は、重大な事実誤認及び裁判所の管轄違いについてののみである（改正民事訴訟法第 89 条第 2 項）。

(2) 公判準備

予定されていた時刻に、民事合議体の裁判長は、公判を開始し、審理の対象である事件について述べる。その後、合議体は、その構成員、検察官、代理人、鑑定人、通訳人及び廷吏の身分について述べ、裁判官の忌避権、防御権、真実の証言義務、正確

な通訳義務など、訴訟関係当事者の権利及び義務について説明する。

各種権利の説明の後、合議体、廷吏及び検察官が忌避された場合、忌避事由の有無を検討するために公判を一時中断しなければならない。審理される事件に直接又は間接的に関係している者は忌避され、その訴訟手続に関与してはならない。忌避が正当化できない場合は、忌避を請求された者は、引き続き手続に参加することができる。しかし、忌避の請求があった場合は、その正当事由の有無にかかわらず、忌避を請求された者を事件の担当から外すことが最善である。

手続上の権利及び義務を説明した後、裁判所は、当事者及び他の関係者の請求を聴取し（追加証拠請求、公判延期請求など）、複雑な問題が生じた場合は、合議体は、評議室に移動し、当該請求に関して公判でなすべき決定について検討する。

2 公判における審理

最初に、裁判長又は受命裁判官は、審理参加者に対し、紛争及び請求について説明するため、原告の訴え及び被告の答弁、反訴の内容を要約して、事件の訴訟事項を提示しなければならない。次に、裁判所は、原告が当初の訴えを維持するか否か、又は訴えを修正し、又は、追加することを希望するか否か尋ねる。被告に対しても、原告の訴えをすべて、又は、一部認めるか否か、及び項目を追加したいか否かを確認する。当事者に対して調停により和解することを希望するか否かを尋ね、当事者が調停に同意した場合、裁判所は、調停により達した和解は、裁判所が再審理することはできず、かつ調停は法律を遵守しなければならないことを説明しなければならない。

公判の手続は、以下のとおりである。

- 一 裁判長は、まず原告に対し、訴えの理由及び争点を要約して自らの請求及び証拠を裁判所に提示するよう促す。この提示では、争点と解決案を強調しなければならない。また、原告は、原告側の第三者がいる場合、事実を確認するためにその者の供述を求める。
- 一 その後、被告に対し、事実を報告し、原告の陳述を認めるか、争うかについて意見を述べ、自己の主張を裏付ける証拠を提示するよう促す。さらに、被告は、この段階で原告に対する反訴を提出する権限を有する。被告側の第三者がいる場合、その者が陳述する。

原告、被告が陳述をした後、裁判長は、自らが決めた順序で証人及びその他の関係者を尋問する。

事件の各関係者に対する尋問に加え、当事者は、裁判長の監視の下、その許可を得て、争点を明確にするため、互いに質問することができる。

3 公判における口頭弁論及び検察官の供述（出席している場合）

証人を尋問するに当たり、合議体は、真実に関する情報を得るために、共通尋問又は個別尋問のどちらが適しているかを確認しなければならない。尋問を受けた証人は、法

廷にとどまらなければならないが、廷吏の監視、指示の下で退廷することができる。

(1) 証人尋問技術

証人は、事実に関して知識があるため、民事訴訟において重要な証拠であるとみなされる。しかし証人の事実に関する記憶の正確性は、証人の誠意、記憶力、教育レベルなど、証人固有の多くの要因に左右される。しかし、そういった要因の一部は、証人から真実を導き出す裁判官の技術にも左右される。

証人尋問は、裁判所が完全かつ包括的で客観的な情報及び証拠を収集する一助となる。

当事者及び証人が誠実に証言することを保障するため、裁判官は、当事者又は証人の尋問方法を重視しなければならない。そのために、裁判官は、紛争事項、争点及びその証拠を特定し、優先順位の高い順に尋問する重要点の詳細なリストを作成する。事件との関連性のない尋問をすることも、供述調書にそのような尋問結果を記録することも、できるだけ避けるべきである。

審理は、最初に裁判長の質問から始まり、次に合議体の他の構成員が質問する。

場合によって、当事者同士も裁判長の許可を得て互いに質問することができる。質問は繰り返し行うことができる。

証人の尋問方法には、以下の三つの方法がある。

ア 誘導尋問

誘導尋問とは、回答をほのめかしており、証人に対し、質問への回答として「はい」か「いいえ」を選択させる質問である。誘導尋問では詳細な情報を得ることはできず、間違った情報につながることもある。ゆえに、公判では誘導尋問はできるだけ避けなければならない。

- 例 質問 — 被告は契約書に署名しましたか。
— 被告は原告に返済しなかったですね、等。

上記の例は、すべて被質問者から「はい」又は「いいえ」の回答を求める誘導尋問である。したがって、上記の質問は、次のようにしなければならない。

- 被告は契約をどのように承認しましたか。
— 被告は幾ら返済しましたか、等。

誘導尋問を避けるため、尋問を行う裁判官は、「なぜ、いつ、どこで、だれが、どのように」で始まる質問をし、「はい」又は「いいえ」で答えられる質問を避けるべきである。

イ 反対尋問

反対尋問は、紛争事項の範囲を特定し、明らかにするため、紛争事項、又は回答から争点を特定する方法である。

- 例 証人が、主尋問において、「被告が原告の自宅で契約書に署名するのを見た」と証言した後、反対尋問で、次のような質問をする場合：「契約が結ばれた日に、原告は、契約書は被告の自宅で署名されたと主張するが、それは本当か」（反対尋問においては誘導尋問を行ってもよい。）。

反対尋問は、回答を確認するためのもので、回答の信頼性を確認し、裁判官が疑わしい点を見つける助けとなる。

ウ 再尋問

再尋問は、証人が以前、例えば、捜査官にした供述を再確認することをいう。裁判所は、供述された事実の信ぴょう性を再審理する。なお、再尋問では、誘導尋問をすることはできない。

例 調査段階で、証人は、被告が原告の自宅で契約書に署名した、と証言した。公判で裁判官は次のように尋ねる：証人は、どこで被告が契約書に署名するのを見たか。

証人を尋問する前に、裁判長は、証人の身上、事件の関係当事者との関係について尋ね、偽証の場合の責任について説明する。証人が証言を拒絶した場合、公判記録簿に署名することが求められる。15歳以下の証人は、偽証罪の罪に問われないため、上記の警告は必要ない。

16歳未満の証人、ろう哑者、精神障害者に尋問するときは、その保護者、教師、両親又は代理人が公判に立ち会わなければならない。法定年齢以下の証人を尋問するときは、他の当事者に退廷するよう求めることができるが、その供述内容は、当事者に通知し、当事者は証人に尋問する権限がある。18歳以下の証人は、引き続き法廷にとどまることが必要であると裁判所が判断しない限り、証言後、退廷することができる。不明確な書証は、各当事者にそれについての見解を述べさせるため公判で取り調べる。

技術的な事項に関しては、必要に応じて、鑑定人を公判に召喚し、その意見を聞き、又は、追加調査のため、関係機関から証拠を送付させることができる。

書証が偽造されたものである場合は、刑事責任を課す場合がある。

物証は、合議体が審理し、当事者に提示しなければならない。必要である場合、裁判所が公判前に追加鑑定のために関係機関に送付した記録を公判で提示する。その後、関係当事者は、鑑定結果について自らの見解を述べることができる。

鑑定結果は、公判で提示し、関係当事者は、鑑定人に追加質問をすることができる。裁判所は、また別の鑑定を請求することもできる。証拠を審理し、かつ関係機関の代表者が公判に出席し陳述をした場合は、裁判所及び当事者は、当該代表者に質問をすることができる。

さらに、当事者は互いに尋問し、事実を明らかにし、できるだけ多くの情報及び証拠を収集するために、裁判長の指示の下で紛争事項又は証拠を提示することができる。証拠調べの終了後、裁判長は、当事者に事件に関する追加意見を提示する権利を説明し、弁護士及び検察官（出席している場合）に対し、事件に関する意見を述べるよう促す。出席している者がいなければ、裁判長は口頭弁論の終結を宣言する。

(2) 審理の延期（改正民事訴訟法第88条）

公判における審理は、次の場合に延期することができる。

－ 当事者が召喚状を受理せず、又は受理したが正当な理由で（病氣、仕事等）出

席できず公判に欠席した場合。

- 一 両当事者が正当な理由なく公判に出頭しなかった場合（欠席中に手続を進めることを裁判所に文書で請求していた場合を除く）。
- 一 事件の審理のために必要な当事者が公判に出頭しなかった場合。
- 一 証拠が不十分であり，追加の証拠が必要な場合。
- 一 事件の重要な証人から証言を得ることが必要な場合。
- 一 第三者を事件に参加させる必要がある場合。
- 一 その他の理由。

審理は，当事者の請求により，又は，合議体の裁量で，審理前に，又は審理中に延期することができる。しかし，延期は，口頭弁論の終結前でなければならない。口頭弁論期日が終了し，合議体が法廷から退室した後は，審理を延期することはできない。

(3) 訴えの中止（改正民事訴訟法第 87 条）

民事訴訟手続の中止は，手続の進行を妨げる事由による手続の一時的中断である。裁判所は，以下の場合，当事者からの請求なしに手続の自動的中止を決定する。

- 一 紛争事項が権利の相続又は承継に関しており，当事者が死亡し又は法人が解散した場合。
- 一 当事者が，訴状の提出後に行為能力を失った場合。
- 一 当該事件が刑事判決待ちの場合。

しかし，上記の手続中止事由の存在は，正当かつ適切に証明されなければならない。当事者の死亡は，村の行政機関によって，また，行為能力の喪失は，医師の証明書により証明しなければならない。当該事件の関連事項に関する刑事事件が係属中であることは，関係当局が証明しなければならない。その上で，中止の原因及びその必要性は，裁判所が判断しなければならない。

以下の場合で，当事者が請求した場合は，手続を中止することができる。

- 一 当事者が軍隊に入隊し，又は，政府の公的任務に任命され，又は，長期の仕事のため，別の場所に移動した場合。
- 一 原告又は被告が入院し，又は，病気で裁判所に出頭できない場合。
- 一 被告の所在が不明である場合。
- 一 裁判所が証拠の鑑定を命じた場合。

裁判所は，上記の場合の手続中止の正当性及び必要性を検討する。

証拠がすべてそろっている場合，裁判所は，手続を中止せずに直接判決を下すことができる。例えば，証拠がすべてそろっており，当事者から完全な供述が得られた場合は，一方の当事者が欠席しても，判決言渡しの妨害事由とはみなされず，裁判所は，欠席判決を下すことができる。

中止の原因が存在しなくなったとき，当事者の請求により，又は，職権で，手続を再開する。

(4) 欠席判決（改正民事訴訟法第 89 条）

欠席判決は、迅速かつ公正な手続を保障するために、以下の理由に基づいて一方の当事者の欠席中に言い渡す。

- － 事件簿の完全な情報及び証拠に基づき、裁判所が、判決を宣告することができ、また、事件に関する判決を下す必要がある場合。
- － 被告が手続を回避し、連絡が取れない場合。
- － 原告又は被告が、配達上の問題のために召喚状を受領しなかった場合。

当事者は、判決の通知を受けてから 20 日以内に控訴する権利、又は、判決を受領した日から 15 日以内に、当事者の出席の下、同じ合議体に同じ事件を新しい裁判所において審理することを請求する権利を有しているため、欠席判決は、当事者の控訴及び手続に影響を与える。

4 判決の作成、言渡し

判決の作成・言渡しは、事件審理の最終段階である。公判での口頭弁論終結後、裁判長は、合議体が密室の評議室で判決を審議し、作成する間、公判を一時的に中断する。合議体の 3 名以外は、たとえ検察官又は廷吏であっても、その評議室に入ることは許されない。

判決は、事件を審理した合議体のみが作成でき、密室の評議室内の決定に従い、入手した情報及び証拠に基づいて作成する。当該決定は、多数決により下す。

(1) 密室における評議の規則

密室における評議は、判決を下すための最終的かつ決定的段階である。したがって、外部に干渉されず適切で公正な判決を保障するため⁹、密室状態の評議室内での手続は、厳格な規則に従わなければならない。裁判官は事件簿に含まれる情報及び証拠、並びに審理の結果に基づき、争点の詳細かつ完全で客観的な審理を行わなければならない。評議室は、法廷に隣接した部屋で、トイレ及び必要な設備を備えており、電話を除けば完璧な法律図書館でなければならない。評議室に電話を設置すると評議に外部者が干渉して公平性が妨げられる可能性があるため、原則として評議室には電話を設置してはならない（裁判官の個人的電話を含む）。合議体がいったん評議室に入室すれば、いかなる裁判官も正当な理由なく同室から退室してはならない。

評議室における評議では、事件を審理した合議体が意見を反映させる。その手続は以下のとおりである。

合議体で勤続年数の最も少ない構成員が自らの意見を述べ、最初に投票する。すなわち、裁判経験の最も少ない裁判官が、年齢や過去の裁判経験に依存することなく最初に意見を述べる。この順番は、事件が審理されている裁判所における裁判官の実務期間によって決定される。

例えば、オウドムフォン判事は、50 歳であり、1997 年から地方裁判所の判事として

⁹ 民事訴訟法第 84 条

勤務し、2003年にビアンチェン首都人民裁判所に異動した。シサモウト判事は、42歳であり、1999年からビアンチェン首都人民裁判所の判事として勤務した。この場合、オウドムフォン判事の方が勤務年数が少ないとみなされるので、最初に意見を述べ、投票しなければならない。

勤続年数が同じ場合、裁判官の年齢が決定要因になる。例えば、ラットサミ判事及びソムファヴォン判事は同じ日に裁判官として任命されており、この場合、若い方の裁判官が最初に発言する。同じ年齢であれば、その経験が参考にされる。

裁判長は最後に発言する。裁判官は同等の投票権を有し、決定は、投票の多数決で決められる。2名の裁判官がそれぞれ原告又は被告に有利な投票をした場合、裁判長が最後に投票をする。裁判長が原告に有利な投票をした場合、2対1の投票により原告が勝訴する。

しかし、原則に基づき、合議体の票及び意見はすべて同等の価値があり、適切であるとみなされる。したがって、高等裁判所が事件を更に審理するに当たり、検討及び評価の参考にするため、少数意見及び反対裁判官の票も記録し、当該意見の詳細な理由を付記して事件簿に添付する。

(2) 証人及び証拠の比較、評価

民事訴訟手続における証人及び証拠の評価は、証拠の信頼性を評価するものであり、重要かつ決定的な手続である。関係機関が証明した朱印付きの原本を含め、裁判所に提出された証拠は、真正であるかもしれないが紛争事項と関連性がないと裁判所が判断し、証拠として承認しなかった場合は、採用されない¹⁰。

民事訴訟では、当事者が直接裁判所に証拠を提出する義務を負う。当事者は、裁判所の審理のために情報及び証拠を探し、提出しなければならない。必要である場合、又は、証拠が不十分な場合は、裁判所が自ら職権で証拠を探ることができる¹¹。

民事訴訟において、証人及び証拠の評価は、被告が反証を提出しない限り、主に原告が提出したもので行う。証拠に関して争いが無い場合は、証拠調べをする必要はない。

例 シー（原告）が、ペ（被告）に対して土地の一区画からの立ち退きを請求する訴えを提起する。裁判所の審理の結果、シーがその土地の使用権者¹²であることを証明する証拠を有していないと認められる場合、裁判所は、被告の土地占有の根拠を考慮せず、原告の訴えを却下する。

反対に、原告が土地使用権に関する証拠を有している場合は、被告の反証の有無を考慮しなければならない。被告も同様の証拠を有している場合は、両当事者の証拠の信頼性を評価しなければならない。

民事訴訟事件では、証拠の評価基準は、原告にのみ立証責任がある刑事訴訟ほど厳格ではない。刑事事件では、原告及び検察官は、被告の有罪を証明する証拠を探す義

¹⁰ 改正民事訴訟法第22条

¹¹ 改正民事訴訟法第73条

¹² 訳者注：ラオスでは土地はすべて国家の所有であり、市民は「土地使用権」を有するのみである。

務を負い、被告は、希望しない限り無罪を証明する義務を負わない。

民事事件における証拠の評価は、紛争事項に関する証拠の審理に基づかなければならない。つまり、より証明力の高い証拠を有している当事者が勝訴するといえる。証拠は、裁判所が比較評価し、採用しなければならない（改正民事訴訟法第22条）。証拠調べは、証拠の信用性に関する合理的な判断原則に基づいていなければならない。以下のような要素に基づいて判断すべきである。

- － 契約違反及び商業紛争に関する事件の場合、書証は証人よりも信頼性があると考えられている。
- － 証人は、書証がない場合に信頼し得る。
- － 証人は、相続、家事、動物などの所有権に関する紛争の場合に重要になり得る。
- － その他

しかし、情報及び証拠の信頼性、重要性は適切な推論に基づいていなければならない。例えば、原告の証拠の信頼性が45%、被告の証拠の信頼性が55%であった場合、被告が勝訴する。

民事訴訟手続における証拠の比較評価は、以下のような基準に従って各当事者の証拠を比較検討し、その信頼性を評価する。

ア 民事訴訟では、書証は人証よりも重要性が高い。所有権及び契約違反に関する事件では、書証は、行政機関により適切に証明され、又は公証された場合にのみ信頼性があるとみなされる。

供述書、紛争場所の検証記録など、裁判所職員による調査に関する書類は、信頼性があるとみなされる。

契約書、認可などの公文書の原本は適切であると想定されるが、信ぴょう性に疑問がある場合、その書証について争う当事者は反対の証拠を探す義務を負う。その証拠は、書証の発行元を証明し、書類偽証罪の刑事責任を追及する根拠になる可能性がある。

イ 民事訴訟では、紛争現場、事故現場の測量をした役人、法医学者などの証人は公平であり事件の利害に無関係であるため、信頼性があるとみなされる。

ウ 当事者と家族関係にある証人は、原則的に事件に利害関係を有する証人であるとみなされる。しかし、相続や家族関係に関する訴訟の審理では、親族の証人は、いかなる者よりも紛争事項についてより詳しい知識を有しているため、信頼性があるとみなされる。比較的、近親者である証人は、遠戚や外部の者よりも重要性が高い。

エ 民事訴訟において当事者の自白は、争う書証がない場合は重要な証拠であるとみなされる。

上記は、証拠の比較評価の一部にすぎない。最も重要なことは、証人及び証拠の信頼性は、事件について判決を下す合議体が比較評価した事件簿に含まれる実際の証拠に基づいて評価しなければならない、ということである。

(3) 判決の言渡し

証拠評価及び判決起案後、合議体は法廷に戻り、判決を言い渡す。判決は裁判長が

読み上げる。それは合議体が評議室で作成した最初の判決であり、詳細でなく、当事者には交付されない。

その後、合議体の構成員は、更に判決を推敲した後、印刷し、裁判長が署名した後、当事者に交付する。

判決は評議室から法廷に戻ったときに読み上げなければならない。しかし、必要であれば、判決の言渡しは、評議室に移動した日から最長7日まで中止することが可能である¹³。判決の言渡し日から20日以内に、裁判所は、判決を完成させ、印刷し、当事者に交付しなければならない¹⁴。この期間内に、裁判官は、判決を推敲し、完成させることができる。

民事判決は、当事者の利益を保護する。つまり、原告が完全に勝訴した場合、原告の権利及び利益が裁判所の判決により保護される。裁判所が訴え、又は、反訴を終了した場合は、原告又は被告の権利及び利益が保護される。原告の訴え及び被告の反訴が部分的に認められた場合、原告又は被告の権利及び利益が部分的に保護される。

当事者の正当な権利及び利益を保護することは、国家の利益を保護することである。国家は、民事事件の判決が法律を遵守し、当事者の正当な権利と利益を保護する責務を有するからである。

当事者の権利は、原告がその権利の保護を裁判所に請求したとき、及び裁判所が、原告にその侵害された権利を行使することを支援したときの二段階に分けて保護される。裁判とは、組織、機関、役人及び国民全員による適切かつ公正な法の執行を保障することである。

第3 審理規則

公判における審理は、事件の事実を明らかにし、法律及び社会条件を遵守した判決を下すため、証拠を検討し、比較し、評価する重要な段階である。したがって、公判における審理は、厳格な規則及び手続を遵守しなければならない。その各手続は、関係当事者及び裁判所職員、すなわち裁判官合議体及び廷吏の責任の下で実施される。裁判官及び廷吏は、完全かつ十分な証拠収集を実施するために、公判の秩序正しい適切な手続を手配し、監視するに当たり重要な役割を果たす。さらに、当事者から情報及び証拠を得て、手続中、当事者を公平に扱い、また民事訴訟法を遵守するため、公判の規則が定められている。合議体及び廷吏は、各義務及び責任の範囲内で協調し、協力し合い、その任務を適切に遂行しなければならない。

1 廷吏の義務

廷吏は、以下のとおり、審理及び合議体の入廷を準備する裁判所の手続遂行職員とみなされる。

¹³ 改正民事訴訟法第85条

¹⁴ 改正民事訴訟法第93条

-
- 廷吏は、各出席当事者の名前を呼び上げ（別人による代理出席を避けるため、その氏名を呼び上げる）、全関係当事者が召喚どおり公判に出頭したか否かを確認する。
代理人の場合は、廷吏は、その者に適切な代理権が与えられているか確認しなければならない。
 - 全員の出席を確認した後、廷吏は、審理を秩序正しく進めるために、原告側、被告側及びその他の関係者を別々に着席させる。
 - 全員が着席したとき、廷吏は、通常以下のように定められている一般公判規則¹⁵を説明する。
 - ・ 合議体が入廷又は退廷するときには、聴衆は、敬意を示すために起立しなければならない。
 - ・ 法廷内では、帽子の着用、喫煙、ガムをかむこと、私語、足を組むこと、嫌がらせ、手をたたくことは禁じられている。
 - ・ 発言、入廷、退廷には合議体の許可が必要である。
 - ・ 銃器、ナイフ、鉈等の武器は、関係役人を除き、法廷に持ち込んではならない。
 - ・ 法廷での携帯電話使用、写真撮影などは禁じられている。
 - その後、廷吏は、合議体に入廷を促す。
 - 合議体が入廷するとき、廷吏は起立し、聴衆に対し裁判所に敬意を示すよう命じる。
 - 裁判長が聴衆に着席を促した後、廷吏は、法廷の状態及び召喚された者全員が出席しているか否かを報告する。全当事者が出席している場合、廷吏は、「この公判では、全当事者が出頭しています。法律に従って手続を進められるよう裁判長にこの事件簿を手渡します。」と簡単に述べる。そして事件簿を合議体到手渡す。同時に複数の事件を審理する場合、廷吏は、審理される事件に応じて着席場所及び順序を定め、各事件の当事者の出席を確認する。
この時点で、公判における廷吏の最初の任務は終了したと見なされる。しかし、廷吏は、合議体が審理を行う上で合議体を補佐し、陳述を記録し、公判で当事者が提出した証拠を合議体に提示し、証人を監視するなどの任務を負う。

2 公判を指揮する合議体の義務¹⁶

公判における合議体の任務は、当事者に対する陳述の許可から、当事者への質問、証拠の提出、弁論、及び下記の事項に至るまで、裁判長が直接指揮し、監督する。

- 合議体が入廷後、裁判長が開廷宣言をする。
- その後、裁判長が審理する事件、参照番号、日付、及び原告、被告の身上について言及する。複数の事件について審理する場合は、各事件について順番に同様の事項を述べる。
- その後、裁判長は、「本件を審理する合議体は、裁判長である私ことドウアングタ、

¹⁵ 決まった公判の規則は存在せず、各裁判所は、各地方の条件に基づいて規則を定める。

¹⁶ 公判 (hearing) は審理 (trial) と同じ意味である。

私の右側にいるドウアングチャイ、左側にいるドウアングチットで構成され、廷吏のドウアングフォン、検察官のドウアングファンが出席している（出席している場合）」など、事件を審理する合議体の構成員、廷吏、検察官の身分について言及する。

- 原告、被告及び事件関係者に、合議体の構成に満足しているか、合議体のいずれかの構成員が事件に関係していないか、忌避の請求がないか尋ねる。これらの事項は、当事者及び事件関係者に対して明確に聞かなければならない。忌避の請求がない場合は、合議体は手続を進める。忌避の請求があった場合、当該請求の正当性を検討するために、公判の一時的中止を宣告する。請求が正当化された場合、忌避を請求された合議体構成員は、交替しなければならない。正当化されない場合は、手続を再開する。いずれにせよ、忌避を請求された者は交替しなければならない。
- 原告及び被告に対し、自らの請求を防御する公平な権利、つまり裁判所に陳述をして、証拠、証人及び事件の関連資料を提出する権利を説明する¹⁷。その後、公判で提出される追加情報及び証拠は、廷吏に手渡すよう当事者に通知した後、公判は詳細な審理に進む。
- 事件を担当する裁判官は、事件の訴訟対象物に関する概要を報告して審理を開始し、その次に原告及び被告の順にその請求の概略を提示する。その後、原告に、その請求を確認し、追加し、又は削除することを希望するか否か尋ね、被告にも答弁事項、認諾・自白事項の確認、追加、又は削除を希望するか否かを尋ねる。
- 新しい争点がない場合、裁判長は、まず原告の陳述を促し、その次に、原告側の関係者¹⁸がいれば、その陳述も促す。
- 次に、被告及び被告側の関係者がその順番で陳述を促される。
- その後、他の当事者が、裁判長の許可を得て陳述を促される（公判が円滑に行われ、事件との関連性が高い順に証拠が提出されるよう、その陳述の順番は、合議体が定める）。
- 関係当事者全員が陳述した後、公判は、弁論段階に移る。この段階では、原告及び被告は、紛争事項に関する事実又は争われている証拠を提出する。又は、合議体は裁判長の管理の下で承認を得て、当事者の意見を順番に聞いてできるだけ多くの真実を収集するために争点を提起する。各当事者は、弁論段階で何度も発言することができる。

検察官又は組織の代表者が出席している場合、弁論後、検察官又は組織の代表者は、意見を述べる事が許可される。

- 事件の事実に関する証拠が正確で明白であり、合議体がそれらを参考にして判決を下すのに十分であると認められる場合、弁論を終結する。裁判長は、「判決起案のため、公判を中断する」と述べ、合議体が評議室に移動している間、一時的に公判を中断することを宣言する。判決起案のために必要な時間は事前に決めることができない

¹⁷ 改正民事訴訟法第6条

¹⁸ 原告側の者に原告側の第三者、原告の代理人又は保護者を含むが、証人は含まれない。

ため、公判は10分間又は20分間中断する、など、時間に言及してはならない。
評議室における手続は、上記のとおり厳格な規則によって統制されている。したがって、合議体は、議論に集中すべきであり、喫煙や、当事者と話すために評議室から退室してはならない。

判決の審議及び起案後、合議体は、入廷し、判決を言い渡す。廷吏が法廷の状況について報告するときは、公判の開始時と同じ手続を経る。その後、裁判長が「公判を再開する」と宣言して公判を再開する。

合議体は、原告及び被告に合議体の前に起立し、判決の言渡しを受けるよう促す。その後、裁判長は、しっかりとした強い調子で原告、被告、当事者に対し、判決を読み上げる。

いったん判決が言い渡されれば、裁判長は公判を終了し、その後の手続を進行させる。廷吏は、原告及び被告に対して公判記録に署名するよう促す。不満のある当事者が控訴の意思を表明したときは、控訴申立書が手渡される。

原告又は被告が、公判記録に署名することを拒否した場合、その旨記録を作成し、又は、原告若しくは被告からの拒否に関して付記する。原告又は被告は、20日後に判決を受領するよう指示される。

注意点 審理中、合議体の一構成員が個人的事情のために退廷しなければならない場合は、裁判長の許可を得なければならない。構成員が退廷した場合は、その者が戻ってくるまで一時的に公判を中止する。その者の不在中に審理を継続することは、事件の合議の原則に違反するからである。

第3章 民事判決の構成及び起案

民事判決書は、次の4つの内容で構成される。

- － 導入
- － 事件の提示
- － 評決
- － 判決

第1節 導入

判決の導入部分は、事件の形式に関する基本情報を含む。

1 言語

民事訴訟法第9条は、「手続は、ラオ語で行うこと」と定めている。したがって、判決は、ラオ語で作成しなければならない。

ただし、自動車、電気機器、その他の製品の製造会社など、ラオ語では正確に記載で

きないが、例えば東芝コンピューター、型番 PS522L-VHKPJP のように外国語で記載することができる固有名詞は除く。

2 日付

判決日、契約日などの日付、時間などは、アラビア数字で記載する。
月はラオ語で、年はアラビア数字で記載する。

3 数字

数字は、200,000 キップなど、アラビア数字で記載する。

回数、物の数量、人数、動物の数などは文字で記載する。

例 子供二人、家屋三軒、敷地からの立ち退きを四回請求、自動車五台、水牛九頭

4 判決書 1 ページ目上部

(1) ラオス国家紋章

ラオスの国家紋章を、標語「ラオス人民民主共和国、平和、独立、民主主義、統一、繁栄」の上部中心部に示さなければならない。

(2) 裁判所の名称

判決の左部に、裁判所の名称を 3 行に分けて記載する。

1 行目には、アタピュー省、サマキサイ地方など、省/省都又は地方/町を記載し、
2 行目には、第一審人民裁判所など、人民裁判所の種類及びその審級を記載し、3 行目には、民事裁判所、商業裁判所、家庭裁判所、少年裁判所など、合議体の種類を記載する（商業裁判所は、地方裁判所に含まれない）。

裁判所の審級は、第一審、控訴審、破棄審に分けられる。

地方裁判所の場合は、審級は一つしかないため、第一審裁判所と記載する必要がなく、地方人民裁判所とのみ記載する。

(3) 判決の参照番号及び日付

判決の右部には、参照番号及び日付を 2 行に分けて記載する。1 行目には判決の参照番号を記載し（例：No.06・13/P.Civ（06 は 2006 年、13 は判決の参照番号、P.Civ は民事第一審裁判所を表す）又は No.06・13/PC（地方人民裁判所の場合））、2 行目には判決の日付を記載する（例：2006 年 1 月 5 日）。

参照番号及び判決日は、裁判所が審理した事件の連番である。事件によっては、その複雑さによって、裁判所に先に提出されているにもかかわらず係属中のものや、後日提起されたにもかかわらず先に判決が出される事件もあるため、参照番号は、事件の提出日に基づいて付してはならない。

5 合議体

(1) 合議体構成員、廷吏及び検察官（いる場合）の氏名

合議体の身上確認は、裁判所の決定が、合議により出されたことを認識し¹⁹、合議体が、特定の地方/町、省/都市の第一審裁判所の合議体であることを示すことを目的としている。さらに、この身上確認は、上級裁判所が、事件に関連した下級裁判所の権限を検討する上で役に立つ。合議体の構成員は、最初に裁判長、2番目に勤続年数の長い裁判官、そして最後に勤続年数の短い裁判官について記載する。

(2) 公判の日時及び場所

公判の日時及び場所の欄は、判決が言い渡された場所を示す。ここで記載される日時は、裁判の進行に基づいており、数日間にわたることもあるため、定期的に記録しなければならない。最も重要なことは、裁判は終了したが判決の言渡しは終了していない場合があるため²⁰、混乱が生じる可能性がある。したがって、この日付は、控訴の参考にしてはならない。

(3) 審理された事件の参照番号及び審理日

審理された事件の参照番号及び日付は、第一審で起訴された事件の参照番号である。
例 2006年2月14日付け事件番号 No.10/P.Civ

6 訴訟当事者

(1) 原告、被告の氏名

原告とは、裁判所に訴えを提起する個人、組織又は会社であり、被告は、裁判所に訴えが提起された対象となる個人、組織又は会社である²¹。原告は、その氏名及び被告の氏名を訴状に記載しなければならない²²。

民事事件の訴訟当事者は、刑事事件と同様、原告及び被告である。しかし、民事事件の原告及び被告は、訴えること、又は訴えられることが可能な個人、組織又は会社であり、より広範囲であるのに対し、刑事事件では、原告は検察官のみで、被告は成年者のみである。

民事事件における原告及び被告の身上確認は、判決執行時の原告、被告の責任に関連しているため、判決起案において非常に重要であり、適切に行わなければならない。

従来は、訴訟当事者の身上確認を適切に行っておらず、「ボウンシー又はリー、ノンカン又は母セウン」など、通称名しか記載していなかったため、混乱を引き起こしていた。このように、不正確な身上確認は、手続上混乱を引き起こし、判決の理解が困難になるため、訴訟当事者の身上確認では、身上証明書又は戸籍簿に示される当事者の本当の氏名を使用しなければならない。

しかし、通称名を除外した場合、執行官が個人の自宅を探すときに混乱を引き起こす可能性があり、場合によっては、村長が、個人の本名を知らず、通称名のみを知っ

¹⁹ 民事訴訟法第7条

²⁰ 民事訴訟法第85条第2項

²¹ 民事訴訟法第24条

²² 民事訴訟法第66条

ていることもある。したがって、原告又は被告が通常その通称名で呼ばれている場合は、「導入部分」でその通称名を氏名の後に括弧書きで記載すべきである。ただし、通称名は、事件の提示部分、評決及び判決の部分など、判決書の他の部分では使用すべきではない。

例えば、評決の部分で氏名の後に通称名を記載した場合、事件の事実について読者に混乱を引き起こし、又は複数の者がいると誤解される可能性がある。

例 ブーンリー・フォマチャン（通称名：リー） — 原告

(2) 訴訟当事者の年齢、国籍、職業及び現住所

原告及び被告の年齢及び生年月日は、その身上証明書又は戸籍簿に記載されているとおりに記入しなければならない。

国籍は、ラオ人、タイ人、アメリカ人のように記載しなければならない。

職業は、「実業家、労働者、貿易業者、農業従事者、美容師」など、正確に記載すべきであり、「民間人、失業中、老人」といった記載は避けるべきである。

例 ブーンリー・フォマチャン（通称名：リー）、50歳（1956年8月12日出生）、ラオ国籍、実業家、現住所：ビエンチャン、シクホッタボン区、バン・ドンナソック・ヌア、第13番地第10ユニット — 原告

(3) 代理人訴訟

民事事件の訴訟当事者を提示する上でもう一つ重要な事項は、事件に関与する代理人又は弁護人である。代理人は、法定代理人及び任意代理人の2種類に分類され²³、これらはそれぞれ異なった責任を負う。

法定代理人は、訴訟当事者が未成年者又は精神障害者の場合に正式に任命されることなく訴訟代理人となる。この種の代理は、必要性に基づいており、判決執行に影響を及ぼすため、その者が代理人であると明記することを条件として判決で言及することができる。代理である旨明記されていない場合、代理人が、判決の執行中に自己又は他人の名義で、財産譲渡などの機会を得るおそれがある。

弁護人を含む任意代理人は、契約に記載された権利及び義務を履行する。当事者の代理人が訴訟に参加する場合、当該代理人は、適切な代理権を有していなければならない。原則的に、代理人は部分的に訴訟手続の責任を負うため、すなわち、陳述のために公判に出頭し、又は、裁判所と連絡を取る場合に当事者と同じ権利及び義務を履行するため²⁴、判決書には代理人の氏名を記録しなければならない。

従来、裁判所は、原告及び被告の氏名を記載しないまま、その代理人又は弁護人の氏名を原告又は被告として代用することが頻繁にあり、この慣習のせいで判決執行が困難になる場合があった。

例えば、原告の土地使用権に関する判決の場合、原告の代理人が原告であるかのよ

²³ 民事訴訟法第34条

²⁴ 民事訴訟法第36条

うに記載され、又は、裁判所が被告に債務の履行を命じる裁判をしたときに、被告の代理人又は弁護人を被告として記載することがあり、当事者本人の氏名が判決書に記載されていないため、当事者に責任が生じず、この当事者の氏名の誤りが判決執行中に議論的になった。このように、裁判所の怠慢な態度が判決執行遅延の原因になっている。したがって、代理人又は弁護人が関与する場合、原告又は被告の氏名を記載し、その後に代理人又は弁護人の氏名を記載する。

代理人が変更された場合には、新しい代理人の氏名を記載する。代理人が複数いる場合は、代理人全員の氏名を判決に記載する。

例 カン.....原告
カンフォン.....原告の代理人

(4) 法人訴訟

原告又は被告が法人である場合、その種類により異なった法的責任を有するため、その名前は、株式会社、国営会社、共同経営、民間会社など、会社の種類に従って、表示しなければならない。例えば、国営会社の場合、取締役が異動し又は辞任した場合、責任はその取締役には帰属しない。しかし、株式会社の場合は、責任は取締役に帰属する。

したがって、訴訟当事者が法人の場合は、訴訟手続中の連絡をスムーズに行うため、法人の名前を表示し、その後に法定代理人の氏名を記載する。会社の責任は、改正会社法に定められている。

例 トンカム建設株式会社 所在地：ビエンチャン、ハトサイフォン地区、バン・ソムヴァン、第8ユニット、代表取締役
トンカム・ボーンロット.....原告
カムラ・モンソン.....原告弁護人

(5) 複数当事者訴訟

複数の当事者が関わる訴訟では、すべての訴訟当事者を原告又は被告として記載しなければならない。当事者が、事件の処理のために代理人を任命した場合、代理人が原告、被告のどちらを代理するのかを表示しなければならない²⁵。

例 カム.....原告
カオ.....原告
クアン.....原告及び原告の代理人
グエン.....被告
ダム.....被告及び被告の代理人

代理人以外の者も訴訟当事者であるが自ら事件を処理しないため、代理人について代理人と記載せず、その氏名のみを表示することは禁じられている。

(6) 第三者が関わる事件

第三者には、次の2種類がある²⁶。

²⁵ 民事訴訟法第35条

²⁶ 民実訴訟法第28条

ア 自ら訴えを提起する第三者

原告に加え、第三者も訴えを提起し、自らの権利、利益を保護するために、訴訟手続に参加することができる。この種の第三者は、原告に類似した権利、義務を有し、判決には、次のように記載しなければならない。

例 カック.....原告
キオ.....被告
コーン.....第三者

イ 自ら訴えを提起しない第三者

この種の第三者は、その利害関係に基づいて原告側又は被告側に立ち、訴訟手続に参加することができる。第三者自らが訴えを裁判所に提起し、又は第三者に対して訴えが提起されることはないが、第三者は、当事者、検察官又は裁判者の提案、意向により、手続に参加することができる。第三者が原告と同じ利益を有する場合は、原告側の第三者として言及され、その詳細を原告の後に記載する。反対に、被告側の第三者である場合は、その詳細を被告の後に記録する。

例 キー.....原告
カム.....原告側の第三者
カン.....被告
グエン.....被告側の第三者

7 紛争事項

民事訴訟は、多岐の社会問題を取り扱い、その中には法律に規定されているものもあれば、規定されていないものもある。判決の表題選択は、契約、所有権及び相続という種類に応じて裁判所の実務を統一的行うための参考になるため、複雑ではあるが重要である。

よって、紛争事項は、例えば「金銭貸借」、「債務」又は「契約不履行」ではなく「貸金契約」、「賠償金要求 (demand of compensation)」又は「治療費要求」ではなく、「賠償請求 (claim for compensation)」と記載しなければならない。

- 契約に関連する事項は、契約法に定める契約の種類に応じて記載しなければならない。
- 所有権については、土地使用权、財産、動物などの所有権など、多数の訴訟対象がある。したがって、訴訟対象は、次の例に従って、法律及び法律学に基づいて統一的に記載しなければならない。
- 貸金契約
- 資産一時使用契約
- 販売契約
- 販売用供託金契約
- 賃貸契約

-
- － 提携契約
 - － 役務契約
 - － 建設契約
 - － 賠償請求
 - － 土地紛争
 - － 家畜所有に関する紛争
 - － 相続紛争
 - － 婚姻関係
 - － 婚前交渉
 - － 養子縁組
 - － その他

8 裁判所の詳細

判決起案の導入部分でもう一つ重要なのは、裁判所の詳細に関する部分であり、ここでは、裁判所が処理した訴訟、裁判手続、特に、民事訴訟法第 78 条、79 条、80 条、81 条、82 条及び 83 条で、「裁判官又は審理合議体は厳密な順序で実施しなければならない」と定めている手続を記載する。上記の条項に定める手続が適切に実施されない場合、下級裁判所の判決は、民事訴訟法第 102 条に従って上級裁判所が取り下げることができる。したがって、上級裁判所が、下級裁判所の行った訴訟手続及び民事訴訟法の遵守について肯定的に検討するため、審理で実施された手続、すなわち裁判期日の合議体による手続実施について記載する。以下は、この部分の要約である。

① 「ラオ人民民主共和国に代わり」

② 「改正人民裁判所法が裁判所に与えた権利及び権限に基づき」

上記 2 項は、すべての判決に記載しなければならない。

③ 「合議体構成員、廷吏、検察官の氏名、及び審理中の事件が、原告及び被告に提示された。」

公判の開始時に、裁判長は、事件の参照番号、日付、原告及び被告の身上、並びに紛争事項に言及し、期日に審理する事件について説明する。裁判長は、裁判官合議体、検察官及び廷吏の身上について当事者に告知し、当事者が民事訴訟法第 14 条及び 15 条に定める忌避権を行使できるよう、その権利について当事者に説明する。

したがって、判決には、合議体、検察官、廷吏の身上及び忌避権が当事者に言い渡された旨を記載しなければならない。

④ 「合議体又は合議体の構成員、廷吏及び検察官に対する忌避権が原告、被告及び訴訟参加者に告知された。」

原告、被告、第三者及び訴訟参加者は、合議体、廷吏及び検察官同様、通訳人又は鑑定人を忌避する権限を有する。しかし、通訳人及び鑑定人は、裁判所から任命されるという点において、合議体、廷吏及び検察官とは異なる。したがって、通訳人又は鑑定人

の場合は、項目4の新しい段落に「原告、被告及び手続参加者に、通訳人又は鑑定人に対する忌避権が告知された」と記載しなければならない。

⑤ 「自己の防御権が、原告、被告及びその他の訴訟参加者に告知された。」

⑥ 「公判で、原告、被告及び証人の供述を聴取した。」

公判期日に、原告、被告の両者が出頭した場合、判決には、「原告及び被告の供述を聴取した。」と記載しなければならない。

一方の当事者のみが出頭した場合は、その旨を記載しなければならない。

第三者が関与する場合は、その第三者は、原告及び被告と同じ権利を有する。したがって、判決は、項目3、4、5、6で、「第三者」と言及しなければならない。

証人が公判で証言をした場合、判決書には、「証人の証言を聴取した。」と記載しなければならない。証人がいない場合、又は、証人が出頭せず、公判で証言しなかった場合は、証人について言及しない。

鑑定人又は鑑定グループが公判で報告書を提示した場合は、判決書に、「鑑定人又は鑑定グループの報告を聴取した。」と記載しなければならない。

⑦ 「検察官の意見を考慮した。」

弁護人が参加する公判では、口頭弁論手続の終結時に検察官が意見を述べる前に、原告、被告それぞれの弁護人に、この順で陳述する許可を与えなければならない。したがって、弁護人が陳述をした場合は、「裁判所は、原告又は被告の弁護人の陳述を聴取した。」と記載しなければならない。弁護人の陳述後、検察官が出席している場合、合議体は、検察官に意見の提示を求める。その場合、判決には、「裁判所は、検察官の意見を考慮した。」と記載する。

項目3から7は、条件に応じて、追加し、削減し、又は削除することができる。

第2節 事件の提示

第1 事実に関する一般的概念

1 事実の重要性

事実は、判決の重要な部分を占める。この部分では、原告、被告及び他の訴訟参加者の請求、請求に対する答弁、反訴を提示する。さらに、訴訟当事者、公共機関、社会機関又は集団組織の代表者が行った陳述もこの部分に含める。裁判所は、原告、被告及びその他の者が提示した事実を要約する。

公判中に、原告が請求を追加し、又は削除し、その一部分若しくは全体を取り下げ、請求の目的若しくは根拠を修正した場合は、その旨を評決の部分に正確に記載しなければならない。

すなわち、公判前に得られた供述及び証拠すべてを事件の事実に関する欄に記載し、公判中に得られた供述及び証拠は、評決の欄に記載する。

2 事実欄の構成

事件の事実欄は、次の項目で構成する。

- 原告の請求
 - 被告の答弁
 - 被告の反訴（ある場合）
 - 答弁に対する原告の応訴（ある場合）
 - 第三者の請求（ある場合）
- } 対
- } 対

事件の訴訟対象物欄には、紛争対象物、原告が提起した請求及びその請求の根拠として原告が提出した請求原因事実を記載しなければならない。

その後、被告が原告の請求を認めたか否か、被告の答弁について記載する。被告が否認した場合、請求に対する被告の答弁理由を詳細な弁護理由とともに記載しなければならない。

被告が反訴を申し立てた場合、その事実、目的及び根拠を示し、原告が、応訴で反訴を認めたか否認したかについて言及しなければならない。

第三者に関係し、第三者が自ら訴えを提起した場合は、その請求を原告の請求と同様に記録しなければならない。第三者が自ら訴えを提起せず、原告側に立った場合、その見解を原告の請求の欄に記載し、被告側に立った場合は、その見解を被告の請求に対する答弁の欄に記載しなければならない。

上記の各項目の内容に関連して、訴え、訴えに対する答弁書など、当事者が提出する各種文書は基本的情報である。時には、これらの文書の内容が不明確又は不完全である場合があるため、裁判官は、これらの文書から事件の関連事実を特定し、整理するが、それに加え、当事者が裁判所で行った供述について質問をし、事実を明確にして追加事実を記載しなければならない。

3 事件提示の一般規則

(1) 口頭弁論記録範囲

事件提示欄における口頭弁論の記録は、当事者が争う特定範囲内の重要な事項である。争点整理は、事件担当裁判官の任務であり、裁判官は、更に調査が必要な争点、提出された紛争を確定し、どのように訴えが取り下げられ、又は主張が変更され、その結果、紛争が変更されたかを確認しなければならない。これは、公判の口頭弁論後に紛争が特定されるためである。

上記の理由により、事実の記録は、事件に関連のない事項を含んではならない。

例（貸金契約）

2004年11月10日、トンケン（被告）は、原告から貸金を受け取る前、ギャンブルで金をすべて失い、友人に貸金を依頼した。その友人は彼に貸すお金を有していなかったため、トンケンは電話で妻を呼び出し、T2道路上にあるレストランで昼食を取り、そこで、ボンマと出会い、ボンマは、彼らに原告を紹介し、貸

金について話し合った。原告は、被告に 250 万キップの貸金を提供することに同意したが、被告は、合意した期日までに貸金を返済できなかったため、原告は、訴えを提起した。

この例では、貸金契約に関連する法的事実及び紛争が原告及び被告の間に生じたのであって、ギャンブル又はボンマが被告に原告を紹介したことは紛争に直接関連していないため、事件の事実欄に記載する必要はない。

(2) 証拠

ア 証拠の種類

原則として、主張はすべて、物証、書証又は証人によって証明しなければならない。事実の欄は、次の事項を含まなければならない。

- －物証：車両、動物、家屋、店舗、及び紛争に関連するその他の物など
- －書証：権利書、出生証明書、死亡証明書、契約書、写真、財産目録など
- －人証：当事者、証人、及び紛争に関連する参加者の証言など。

イ 証拠の記載

以下のとおり、事実欄に証拠を記載する方法は、2 とおりある。

(ア) 主張を提示するときに、関連する証拠に言及しながら、主張とともに証拠を記載する。

例 原告の「モンが 2004 年 3 月 2 日に私から 100,000 キップを借りた。」という供述は、2004 年 3 月 2 日付けの貸金契約書 No.01 で証明され、バン・シタンのシー、バン・オオプモンのノイ、及びバン・シクハイのダムが証言をした。現在、この証拠提示方法が広く採用されている。

(イ) 全主張の提示後に証拠を提示。

例 2004 年 3 月 2 日、モンは、担保付き貸金契約を行使し、原告から 10,000 キップを借りた。したがって、原告は、未払の元本 50,000 キップの返済及び 30,000 キップの利子を請求するために、この訴えを提起する。この元本及び利子は、2000 年 11 月 9 日付け土地名義証 No.08 の担保付 2004 年 3 月 2 日付け貸金契約書 No. 1、2004 年 4 月 5 日付貸金元本の第 1 回返済領収書、2004 年 5 月 5 日付の第 2 回返済領収書、2004 年 6 月 6 日付利子査定額などの文書により証明される。

この記載方法は、原告の各主張が列挙されているときに適用される。

第 2 判決における事実の提示

1 原告の請求

訴状とは、個人、組織又は会社が裁判所に提出した文書であり、そこには、その権利及び利益の侵害により損害が生じたことが述べられている²⁷。原告の請求は、訴えの基礎で

²⁷ 民事訴訟法第 66 条

あると見なされている。したがって、請求を判決に記載する前に、裁判所は、以下を検討する必要がある。

- 原告は何を請求しているか、その請求はだれに対するものか。時として、訴状に訴訟の期待される結果、希望の損害賠償金額及び支払者が要約されず、又は明記されていない場合がある。したがって、裁判官は、請求を慎重に記載しなければならない。訴えが不明確であれば、公判中に原告に対し釈明を求めなければならない。
- 請求を裏付ける法的原因又は基本的な法的事実は何か。判決に記載する前に特定する必要がある訴えの争点。これらは、原告の権利に影響を与える法律論争の争点であり、言い換えれば、事実の欄に記載された争点は、訴えの基本的原因でなければならない。
- 原告の権利に関係しない、又は、影響しない事項は、事実欄に記載しない。
例 原告の「被告の常習的不品行」という供述は、事件の事実に関係しない。事実欄に記載する訴えは、次の項目で構成する。
- 導入文
- 事実及び訴えの原因
- 請求

(1) 導入文

訴えの内容を記載する前に、原告の各請求及び証拠を列挙しなければならない。通常、原告の訴状、陳述から主張が選別され、「___（原告）が ___日に提出した訴状の内容及び公判中のその陳述を検討した。」と記載する。

例 「サイサモン（原告）が提出した 2003 年 10 月 11 日付けの訴状の内容及び公判における原告の _____ という陳述を検討し」

(2) 訴えの原因及び理由

訴えの原因及び理由は、被告に、原告が請求する権限を有する行為を履行させるために、原告が訴えを裁判所に提出することになった法的根拠である。

訴えの中には法的根拠を含んでいない場合がある。事実を記載するに当たり、提示された原因及び理由が訴えの十分な根拠であるか否かを確認しなければならない。

例えば、原告が、被告に土地の返還を請求しているとする。確認しなければならない主要な事実、土地が原告所有のものであるか否か、という点であり、その次に、被告が、不当な手段（賃借後、土地から立ち退きをしないなど）により土地を占有するようになったか否か、という点である。この両方を区別することができれば、それらを訴えの理由及び原因とすることができる。

例（貸金契約）

2003 年 3 月 10 日、原告は、トンマイ（被告）に対し、200 万キップの貸金を月 5% の利率で 6 か月間貸す契約を締結して被告に同金員を交付した。満期後、被告は、貸金の返済を拒否した。2003 年 8 月 10 日から 2003 年 10 月 10 日までの度重なる返済請求にもかかわらず、被告は、貸金元本と利子の返済を拒否した。

訴えに十分な根拠がある場合、訴えの原因を適切な順序で整理し、事実を簡潔に、合理的に、かつすべてを網羅しながら要約する。これにより、被告が原告の主張を諾認し、又は、否認できるよう、被告に対する訴えの根拠となる原因事実を漏れなく完全に提示する。

事実欄に記載すべき訴えの事実と原因は、事件の審理のために必要かつ重要である。原告が提示した事実すべてを記録する必要はないが、訴状に記載された情報が不完全な場合、裁判官は、更に調査をして、公判前、又は、公判中に、原告に追加情報及び証拠の提供を求める必要がある。

(3) 請求

被告に請求の一部又は全請求の履行を強制するため、訴状には、裁判所に求める判決に関する原告の意見を要約する。

訴状には、各種事項を明確に区別しながら、被告に対する要求事項を明記しなければならない。

例えば、貸金契約に関する事件では、裁判所の審理のため以下の事項を明記しなければならない。

- － 貸金元本の金額。
- － 一定期間に発生した利子額。
- － 契約書に記載されている罰則。
- － その他の事項。

土地に関連する事件では、以下の事項を明記する。

- － 原告が、被告の土地立ち退きを希望すること。
- － 土地所有権の証明のみを裁判所に請求すること。
- － どちらの当事者が土地立ち退き料を負担するか。
- － 損害賠償金が請求されている場合、その金額。
- － その他の事項

原告の請求の内容及び範囲は、裁判官が修正することはできない。

ただし、訴状が請求金額、被告の義務履行又は契約書の終了など、不明確な事項を含んでいる場合は、原告を直接尋問し、その回答を事実欄に記載する。

例 よって、原告は、被告に対し、貸金元本 200 万キップ及び一定期間に発生した 200,000 キップの利子の返済を請求する。

(4) 保全処分請求

事実を提示する上で重要な事項として原告の裁判所に対する保全処分請求があるが、訴訟手続が公正に行われることを保障するため、当該請求の主要事項及び原因を適切に特定する必要がある。

(5) 裁判費用

裁判費用に関する請求は、必要な事項でないが、そのような請求がある場合には、明確な法律規定がある場合でも記載しなければならない。費用に関する請求は、事実に基づ

づき、適切に審理しなければならない。

例 手続における発生費用、前金、文書の複写費用、税金は、被告人の負担とすることを提案する。

2 請求に対する被告の答弁

請求に対する答弁書は、原告の請求に対して被告が裁判所に提出する文書である²⁸。答弁書には、被告が原告の請求を認諾するか又は否認するか、並びに、自白事実及び否認事実を事実欄に明記し、それにより事件の争点を特定することができる。よって、請求に対する被告の答弁を記載するに当たり、裁判官は、原告の各請求に対して被告が承認した事項又は否認した事項を検討し、区別しなければならない。

しかし、場合によっては、被告が、各必要事項に関し自らの意見を提示しない場合がある。その場合、裁判官は、被告が承認する事項及び否認する事項に関する供述、並びにその原因と証拠を得るため、被告を直接尋問しなければならない。

例 原告が貸金 1,000 万キップを 3 か月間、利息月 5% で貸し出したが、極度に高額な利率及び会社の破産により、原告に返済されなかった、という原告の請求。

(1) 請求の否認

被告が原告の請求を否認することも重要な事項であり、否認理由を記録しなければならない。原告の請求原因事実のうち、否認された各事項及びその理由については、分析欄の争点特定で参照するため、別々に記載しなければならない。

しかし、民事訴訟では、理論上、被告は、請求を否認する権利を有し、否認を裏付ける証拠を提供する義務はなく、被告が否認した場合の請求原因事実の立証責任は、原告にある²⁹。被告が原告が提起しなかった請求又は反訴を提起した場合は、立証責任は、被告にある。

請求の否認では、事実に根拠又は法的根拠に言及することができる。

例 原告の 100 万キップの損害賠償請求は、被告が 2006 年 2 月 10 日に発生した事故を引きこしたのではなく、原告の不注意により引き起こされたことから考えて、認められない。

例 原告の土地に建てられた建造物の撤去請求は、1990 年 10 月 1 日付け賃貸契約書 No.04 によって証明されるとおり、原告と被告の間で 20 年間の賃貸契約が結ばれ、被告の土地賃貸権が有効であるため、認められない。

(2) 部分自白（部分否認）

実際には、被告が原告の提起した請求すべてを認諾し、又は、否認するケースはまれであり、ほとんどの場合、原告の請求の一部を認め、一部を否認する。

請求の部分自白は、詳細に記録しなければならない。一般的事実が承認された場合は、

²⁸ 民事訴訟法第 67 条

²⁹ 民事訴訟法第 20 条

一般的な言及を行うことができる。事項別に承認された場合は、承認された事項別に記載する。否認された事項は、その理由とともに記録しなければならない。

例 原告が被告に対して貸金1,000万キップを土地権利証を担保にして貸した事案で、原告が、被告に対し、月5%の利息及び被告の返済不履行の場合の土地権利書の原告への譲渡を請求した場合、これらの条項が貸金契約に含まれておらず、原告が一方的に後日追加してものであるため、認められない。

一 被告が、原告と貸金契約を結んだことは認めるが、貸金を全部又は一部返済したなど、訴状で提示されている事実を認める一方で原告の請求を拒否する場合、請求を拒否する理由を詳細に記載しなければならない。

例 原告が請求するとおり、貸金1,000万キップを原告から借りたが、貸金は、2004年10月3日付け領収証が証明するとおり、全額原告に返済したため、原告は、更に貸金の返済を請求することはできない。

例 合計1,000万キップを原告から受け取ったことは認めるが、それは、原告から被告に贈与された（又は、債務の返済若しくは貸貸金として支払われた）ものである。

3 被告の反訴

反訴は、被告が提起した一種の請求であるため、その記載は、訴えの記載と同じ一般的規則に従う。

4 反訴に対する原告の応訴

反訴に対する応訴は、被告の反訴に対する原告の一種の答弁であり、原則として、請求に対する答弁の記載に類似している。

請求に対する答弁及び反訴に対する応訴は、別の段落に個別に記載し、又は、次の例のように、請求及び反訴に関する記載に追加することができる。

構成 1

段落 1 原告の請求
段落 2 請求に対する被告の答弁
段落 3 被告の反訴
段落 4 反訴に対する原告の応訴

構成 2

段落 1 原告の請求及び反訴に対する応訴
段落 2 被告の反訴及び請求に対する答弁

第3節

分析

第1 分析手続及び構成

上記のとおり、事実欄では、当事者間の争点について記載する。事実欄の次に分析欄が続き、分析欄では、事実欄に記載した当事者の請求について、裁判所が分析し、説明し、意見を提示する。当事者の請求は、事実に基づいて原告及び被告に発生する権利及び義務を分析するため、最終的に各争点に法律条項を適用する前に公判で正当化できるか否かを

検証する。

分析欄は、判決の中核と考えられている。裁判所は、分析により事件の事実を明らかにし、それにより訴訟当事者及び読者が判決の正当性を明確に理解できるようにする。このために、詳細な方法及び手続を適用する必要がある。この欄には、裁判所が、原告及び被告の提出した各事項について考慮した根拠となる基本的事実及び法律を記載する。裁判所の意見は、正当性を分析し、合意に達し、原告、被告及び事件関係者の判決に対する信頼と理解を得るための手段である。

分析は、真実及び法律に基づき、正確に、明確に、矛盾なく理路整然と行わなければならない。分析欄は、二つの事項、つまり真実の検証及び法律条項の適用を区別して推敲する必要がある。

例 シー（被告）は、2006年1月5日付けの貸金契約に示すとおり、ケオ（原告）が提起した請求の対象である貸金500万キップを受け取ったことは認めた。よって、裁判所は、契約法第46条に定めるとおり、被告が原告に当該貸金を返済すべきであると判断する。

通常、分析欄は、次の項目で構成される。

- ① 事実の分析及び法律適用
 - － 導入文
 - － 当事者が自白した事実
 - － 争点に関する分析
 - ・ 当事者の請求の分析
 - ・ 証拠の分析
 - ・ 証拠に基づく事実認定
 - － 法律の適用
- ② 訴訟費用に関する判断
- ③ 評決における法律条項の適用

第2 事実の分析及び法律適用

1 導入文

分析欄は、導入として「事件簿にとじられている文書、情報、証拠を詳細に審理し、さらに、法廷における公判の進行を考慮し」と記載する

2 当事者が自白した事実

分析欄で事実を提示するに当たり、当事者が共通に認めている事実については、それを裏付ける証拠は必要ない場合がある。

例 ミー（原告）は、ミーから100万キップの貸金を受け取ったシー（被告）に対して請求を提起し、被告は、請求のとおり当該貸金を受け取ったことを認めた。

被告が請求原因事実の一部のみを認め、原告が証拠を提示しない場合、事件及び事実は、

被告が自白したとおり認定する。

例 原告は、被告が 100 万キップの貸金を受け取ったが、貸金契約書は作成されなかったと主張する。訴訟手続で、被告は、700,000 キップのみ貸金を受け取ったことを認めた。このような場合、被告の自白した範囲で事実が認定される。

原告及び被告間に争点があり、合意に達しない場合、事件及び事実は、裁判所の裁量で信頼できる証人及び証拠に基づいて提示する。

例 原告及び被告は、水牛の所有権について争う。訴訟手続中に、証人及び証拠により当該水牛は元々原告が所有していたものであると判明したため、事件及び事実を証人及び証拠に基づいて提示する。

3 争点に関する分析

(1) 証拠の分析

事実及び争点をより詳細に検証するため、裁判所は、訴訟当事者が提供し、又は、裁判所が収集した証拠及び情報を徹底的かつ客観的に比較検討した結果に基づき、各争点について意見を述べる。事実を明確にするため、裁判所は、各争点に関する証拠を収集する必要がある。

例 被告に対する原告の土地所有権請求は、2000年6月17日付け土地権利証No. 2/TDにより原告が紛争中の土地を相続したものであると証明されたため、正当化される。

(2) 分析の正当化

上記の手続に従うことは重要であるが、手続を適切に行った場合でも、完全に、徹底的に、かつ客観的に正当化されない分析は不明瞭である。完全かつ明確に正当化するため、原告又は被告が提起したすべての事項は、正当化できない場合も含め分析しなければならない³⁰。

裁判所は、「ある当事者の請求が虚偽であるため敗訴させる」とは認め難いので当該当事者を敗訴させられない理由につき、完全に説明しなければならない。

ア 争点の一つの場合

争点の一つしかない事件は、分析が容易であり、分析を正当化することにより、より明確な分析になる。

例（不動産共有）

原告（死亡者の唯一の子息）は、不動産が元々原告の母親のものであり、したがって、原告は、その不動産すべてを相続する権利を有する、と主張する。

被告（死亡者の夫）は、当該不動産は、共同で取得したものであり、したがって、原告は、不動産の半分のみを相続する権利を有する、と主張する。

検証しなければならない真実は、不動産が元々原告の母親に帰属していたのか、又は、共有財産であったのか否かであり、これは、土地権利書、所有権譲渡証明書、婚姻前後

³⁰ 民事訴訟法第 78 条

に発生した所有権、証人及びその他の文書などの証拠により容易に確認できる。

重要なことは、争点の一つしかない場合、原告又は被告の請求を裏付ける証拠が必要であり、その証拠の信ぴょう性も検証しなければならない。そのような場合、原告、被告の請求を別々に分析する必要はない。検証すべき争点の一つしかないため、請求は、同時に分析することができる。

イ 争点が複数の場合

原告側に複数の争点がある場合、それらを明確にするために、事実を時系列的に記載して分析検討しなければならない。当事者が自白する事実がある場合は、自白事実が他の事実に対する影響を考慮しなければならない。

例 マーは、ポムのバイクを借り、ソんに軽傷を負わせた。ソンは、医療費を請求し、ポムは、修理代を請求している。

共通に認められる事実は、バイクが借りられ（第1の事実）、事故が発生した（第2の事実）という点である。

このような場合、各事実の正当化において注意を払わなければならないのは、考慮すべき事項の順番である。

複数事実の正当化を制約するもう一つの要因は、事実の否認である。例えば、マーが発生した損害に対する責任を否認するとする。ソン及びポムのマーに対する賠償金請求について、マーは、事故が起こったのは、ポムがマーに用事を頼んだためであり、したがって、全責任はポムにある、と主張する。

上記のような否認の場合、他の事実が認定できるか否かを検討する前に、否認に法的根拠があるか否かを分析しなければならない。

ウ 証拠に基づく事実認定

争点事実の存在を裏付ける十分な証拠があるか疑わしい事実については、認定できるだけの証拠があるか否かを十分検討しなければならない。

例えば、証人の証言に信ぴょう性があるか否か、十分に立証しなければならない。このことは、供述又は他の証拠の信ぴょう性にも適用する。事実認定は、証拠の信用性を比較検討し評価する裁判官の技術にも左右される。主張された事実は、完全な証拠に基づいて認定されなければならない。

このため裁判官は、事実を十分に把握する知識及び経験が必要である。間違った事実認定は、不明瞭な分析又は過誤のある判決につながる可能性があるため、事実認定を誤らないように証拠に基づいて判断しなければならない。

(ア) 証拠の比較検討、検証

過誤のない、証拠に基づいた事実認定を行う前に、最初に証拠の信用性を比較検討して検証しなければならない。

例えば、証拠1の信用性は40%、証拠2の信用性は80%という具合である。証拠に基づく事実認定では、例えば、証人と書証、原本と写しなど、最も信用性の高い証拠に基づかなければならない。信用性は、厳格な規則にのっとっているわけでは

ない。原本の文書は、写しよりも確かに信用性が高いが、場合によっては、写しであっても、事実及び事実に関連した他の証拠と一致していれば、より信用性が高いこともある。

- 一 契約紛争、商業紛争の場合、書証は主要な証拠であり、審理の基盤となる。
- 一 相続紛争の場合は、証人が重要な証拠であると考えられている。したがって、証人及びその証言は、差異及び弱点がないか綿密に調べなければならない。時には、証人が、事実に関して直接知っているわけではなく、伝聞の場合もある。証人は、状況、環境に応じて、本質的にかつ常時変化する証拠であるため、証人の証言に信用性があると認めるためには、その証言を徹底的に検証しなければならない。したがって、裁判所は、証人の誠実さ、記憶力、事実の伝達能力、証人に対する圧力の有無、証言時間などを検証し³¹、証言の信用性を十分検討をしなければならない。

(イ) 事実認定における理由の記載

訴訟事件はそれぞれ内容が異なるため、裁判官は、証拠に基づいた事実認定をより正確かつ明確に行うため、分析欄において、証拠の出所について説明しなければならない。

証言、証拠の正確さ、明確さに応じて、証拠の種類によっては、詳細な説明が必要な場合もあれば、簡単な説明だけで十分な場合もある。

事実認定の理由に関する説明は、重要な事項に集中しなければならない。

例えば、被告が原告から受け取った 200 万キップの貸金の存在は、2006 年 2 月 6 日付けの貸金契約書によって証明される。同契約書が正当に作成されたと認められれば、原告の請求を裏付ける証拠は信用性があると認められる。

このような証拠と認定事実との関連性は、裁判所が、事実認定の理由として説明すべき事項であり、それにより、裁判所の分析はより詳細かつ明確になるであろう。

請求が否認された場合、その裏付け証拠が必要である。

例えば、被告が、貸金を受け取らなかったと陳述し、原告の請求を否認した場合、被告が提出した証拠（の信用性）を考慮する。裁判官は、事実認定に当たり、事件及び事実に一致した法律の条項を選択しなければならない。

(3) 不当な請求の分析

当事者が裁判所に提起した請求は重要であり、当該請求が正当であるか否かに関して回答しなければならない。したがって、裁判所は、信用性があると評価できない当事者の請求については、請求に理由がないと分析した結果を判決に記載し、当事者の理解が得られるよう、判決の理由を説明しなければならない。

当事者の不当な請求は詳細に分析しなければならない。裁判所に提起された請求は、すべて、証拠及び法律に基づいて裁判所が正当化しなければならない。

³¹ 詳細は、証拠比較検討技術指針に定められている。

例 原告の被告に対する修理代 200,000 キップの請求は、審理の結果、原告が、その車に生じた損害は被告の行為によるものである、ということを実証する証拠を有していないため、正当化できない。2003年8月27日付け請求書 No.23 の証拠は、車のエンジン内のピストン交換のみを示しており、被告の行為により生じた損害は、事故発生現場を検証した技術者の2003年7月14日付け報告書 No.76/TP が証明するとおり外部のみであった。さらに、車は、被告の同意の下で原告が修理した。したがって、請求は却下する。

4 法律の適用

事件及び事実を提示した後、裁判官は、参考のために事件及び事実に関連する法律の条項を選択しなければならない。

例 原告は、被告が100万キップの貸金を受け取ったと主張する。審理の結果、裁判所は、被告が2006年2月7日付けの貸金契約で証明されるとおり、原告から貸金を受け取ったため、当該請求は正当化されると認める。したがって、裁判所は、契約法第46条に従い、被告に100万キップの貸金を返済することを命じる。

第3 訴訟費用に関する判断

訴訟費用は、判決で言及する必要がある事項であるとされている。

ラオスの裁判所は、裁判費用及び経費の裁判について誤解していることが多いが、それらは、以下で構成される。

- ・ 税金
- ・ 訴訟手続で発生する費用
- ・ 文書の複写費用
 - － 税金は、敗訴した当事者が負担する。
 - － 訴訟手続の経費とは、裁判費用に関する法律第4条に基づき、ファイル費、召喚状発送費、証人、鑑定人及び通訳人の旅費及び食費並びに裁判所職員の情報収集費用など、裁判所が訴訟手続を行うために必要な費用を原告が事前に裁判所に支払った前金である。前金は、裁判所が使用するが、判決が言い渡されたとき、敗訴した当事者が当該費用全額を負担しなければならない。
 - － 訴訟手続において、裁判所は、事件ファイルに含まれる文書、すなわち、事件簿の表紙、ファイル、用紙の複写費用を負担する。希望する当事者は、当該費用を負担する。

実際には、過去の判決の大部分は、前金、訴訟手続費用及び複写費用を正確に区別しておらず、この習慣は判決執行時に混乱を引き起こしていた。

よって、裁判費用は、詳細に検討しなければならない、請求額の2%で、100,000キップを超えない額と法律で定められている税金と明確に区別し、その費用は、敗訴した当事者が負担しなければならない。実際、過去の判決で両当事者が敗訴する場合もあり、そのよう

な場合、両当事者は、人民最高裁判所長の____日付の指示に基づいて裁判費用を支払う責任を負う。

例 原告は、被告に対し、5,000万キップを請求するが、裁判所は、被告に対し、3,000万キップのみの返済を命じる。つまり、原告の請求は、3,000万キップの範囲内でのみ正当化されたということである。したがって、被告は、3,000万キップの2%で100,000キップを超えない金額の裁判費用を支払う義務を負う。原告の正当化されなかった請求額2,000万キップについては、その2%で100,000キップを超えない額を裁判費用として、原告が支払う。

費用を検討するに当たり、透明性を保障し、当該費用が目的に応じて発生したのかどうかを検証するため、裁判所が前金を使用した目的及び裁判所の費用額を明記しなければならない。費用が不当である場合、訴訟当事者は、裁判費用の支払に関して控訴することができる（裁判費用に関する法律第16条）。

複写費用及び法定費用は、廷吏が計算する。廷吏の任務は、文書複写費用を管理し、評決言渡しの際に、合議体にそれを報告することである。

第4 評決における法律条項の選択

裁判所の民事判決、刑事判決は、法律に基づいている。

分析過程は、事実の分析、裁判費用の分析の区別なく、すべて法律に基づいている。したがって、すべての事項は、法律に基づいていなければならない。分析欄の最後に、関連する法律条項を示さなければならない。

例えば、事実が貸金契約に関連しているとき、裁判所は、契約法第46条に基づき、第一審の公判は、民事訴訟法の主に第82条、83条、84条及び85条に基づき、裁判費用に関する評決を下すときは、裁判費用に関する法律も参照する。

選択された法律の条項は、事実の発生順に表示し、その次に、民事訴訟法の条項、そして裁判費用に関する法律の条項を、次のように数字の小さい順に記載する。

契約法第36条及び第46条を参照し、

民事訴訟法第82条、83条、84条及び85条を参照し、

裁判費用に関する法律第5条、7条及び12条を参照する。

第4節

評決³²欄

評決は、判決の最も重要な部分であり、この部分で、合議体は、事件に関する最終評決を下し、それは確定後に執行される。

³² 訳注：「主文」に相当する部分であるが、合議体が評議の結果多数決で達する結論として敢えて「評決」と原意のまま訳している。

評決欄では、合議体の分析から結論が出され、訴訟当事者及び訴訟参加者の権利及び義務に影響を与えるため、評決の欄の合議体の最終決定は、分析欄と調和し、一致していなければならない。

評決が分析と一致していない場合、判決は一貫性がないものになる。

例えば、原告は、土地が原告所有のものであることを証明する確実な証拠を有すると分析されたにもかかわらず、評決で、原告には十分な理由が欠けているとして訴訟を終了した場合、明らかに、判決は、法律及び認定事実と一致しておらず、控訴及び異議が申し立てられる可能性がある。

判決で合議体が出す評決は、簡潔、簡明で、かつ、正確でなければならない。これは、宣告では合議体が執行を目的とする必要かつ重要な事項のみに言及するということを意味する。認定事実の記載は、分析欄で行っているため、この欄では必要はない。

評決は、以下の項目で構成される。

- － 導入文
- － 評決の種類
- － 評決の詳細及び各当事者の義務
- － 裁判費用
- － 当事者の控訴権告知

1 導入文

原則的に、合議体は、民事訴訟法第 85 条に定めるとおり、公判期日に評決を公開で言い渡さなければならない。したがって、判決の部分は、「(人名) に対し、次の評決が下された。」と記載しなければならない。

原則に従い、原告及び被告は、裁判所に対して自己の権利を守るため、法廷に出頭しなければならない。しかし、場合によっては、原告又は被告は、召喚状を受け取らなかったため、又は、他の事件で勾留されているために公判期日を欠席する場合がある。

原告及び被告の両方が判決の言渡し日に出席した場合、評決は、「判決は、原告及び被告の出席の下、言い渡された。」と示さなければならない。

原告又は被告が、裁判所に召喚されたにもかかわらず、正当な理由なく判決言渡し期日に欠席した場合、又は、当事者が、裁判所にその欠席中の判決言渡しを要求した場合も、判決は、「判決は、原告又は被告の出席の下で言い渡された。」と記載しなければならない。

原告又は被告が、何らかの理由で召喚状が届かなかったために召喚状を受け取ることができず出頭しなかった場合、判決は、「評決は、原告又は被告の欠席中に言い渡された。」と表示する（民事訴訟法第 89 条）。

2 評決の種類及び内容

評決欄で、裁判所は、民事訴訟法第 93 条に従って以下のとおり第一審判決を言い渡さなければならない。

-
- ・ 原告が申し立てた請求は十分に正当化されないとして、訴訟を終了する。
 - ・ 被告が提起した反訴は十分に正当化されないとして、被告の反訴を終了する。
 - ・ 原告の請求又は被告の反訴は十分に正当化されたため、裁判所は、次の評決を言い渡す。
 - － 事件に応じて、被告は、賠償金、罰金又は損害賠償を原告に支払う。
又は被告人の反訴が正当化された場合は、その逆である。
 - － 貸借事件の場合、被告は、車両又は動物など、財産を原告に返還する。
被告の反訴が正当化された場合は、その逆である。
 - － 貸金事件の場合、被告は、貸金元本及び利子を原告に返還する。
被告の反訴が正当化された場合は、その逆である。
 - － 賃貸事件の場合、被告は、原告が所有する土地又は家屋から立ち退くこと、若しくはその他の決定。
被告の反訴が正当化された場合は、その逆である。
 - － 被告は、債務及び民事責任の範囲内で、原告のために保全処分を実施すること、又は、一定額の賠償金を支払うこと及びその他の場合の判決。

被告が反訴を提起した場合、評決は、最初に原告の請求について言い渡す。

原告の請求が認められた場合、被告の義務を記載する。

次に、評決は、被告の反訴が正当化されたか否か、及び履行すべき義務について記載する。これは、また第三者に関しても適用する。

評決は、最初に原告及び被告間の紛争事項について言及し、その次に、第三者が提起した請求に言及する。

金額は、アラビア数字で表記する。

例 50,000,000 キップの損害賠償を支払うこと。

3 裁判費用及び手続費用

- － 税金
- － 前金：残額は、すべて原告に返還する。
- － 複写費用

4 訴訟当事者の控訴権の告知

原告、被告及び事件の第三者は、民事訴訟法第 97 条及び 99 条に基づき、裁判所の評決に対し控訴し、又は異議を申し立てる権利を有する。したがって、裁判所は、評決を読み上げるときに、当事者に控訴権又は異議申立権を告知しなければならない。

評決は、次のように構成する。

サンプル 1:

したがって

ビエンチャン首都人民裁判所の民事合議体は、原告及び被告の出席の下、第一審の民事評決を公開で言い渡した。

よって、原告が 2003 年 6 月 25 日付けで提起した請求は認容された。

被告は、元本 4,888 万キップ及び利子 1,613 万 400 キップを原告に返済し、利子は、全額が支払われるまで発生し続ける。ただし、利子の合計額は、元本を超えないこと。

被告が原告に返済できない場合は、被告の担保を競売にかけ、その売上金を原告への返済に使用すること。返済後の残額は、担保の所有者に返還すること。売上金が不十分である場合、その不足分は、原告に全額を支払うため、他の財源を探すこと。

被告は、100,000 キップの税金を支払うこと。

被告は、原告が裁判所に前払した 10,000 キップを返金すること。

被告は、8,000 キップの複写費用及び判決執行時に発生する全費用を負担すること。

原告及び被告は、この判決に不服である場合、判決日から 20 日以内に控訴する権利が告知された。

裁判長

廷吏

サンプル 2 (被告の反訴を含む場合)

したがって

サバナケット省人民裁判所の民事合議体は、原告及び被告の出席の下、第一審の民事評決を公開で言い渡した。

よって、2002 年 6 月 5 日付けの原告の請求は認容された。

原告及び被告間の 2001 年 4 月 6 日付けの合意は、破棄する。

2002 年 6 月 19 日付けの反訴は、却下する。

被告は、100,000 キップの税金を支払うこと。

被告は、原告が裁判所に前払した 50,000 キップを返還し、判決執行のために発生した各種費用を負担すること。

原告及び被告は、この判決に不服である場合、判決日から 20 日以内に控訴する権利が告知された。

裁判長

廷吏

サンプル3 (第三者を含む事件)

したがって、

ビエンチャン首都人民裁判所の民事合議体は、原告、被告及び第三者の出席の下、第一審の民事評決を公開で言い渡す。

よって、2004年3月22日付けの原告の請求は、一部認容された。

被告及び第三者の間で2003年9月1日に結ばれた担保契約 No.14/NBT は、原告に属する部分の半分に関して部分的に破棄する。この部分は被告が担保にする権限がなく、破棄しなければならない。

第三者が2004年3月30日に提起した請求は、却下する。

被告は、100,000 キップの税金を支払うこと。

第三者は、100,000 キップの税金を支払うこと。

被告及び第三者は、原告が前払した10,000 キップを返済し、判決執行のために発生した各種費用を負担すること。

原告、被告及び第三者は、この判決に不服である場合、判決日から20日以内に控訴する権利が告知された。

裁判長

廷吏

ラオス人民民主共和国
平和 独立 民主主義 統一 繁栄

サバナケット省
第一審裁判所
民事合議体

第一審民事事件番号 05-16
2005年3月24日

民事判決

サバナケット省第一審裁判所
民事合議体は、以下のとおり構成される。

裁判長
構成員
構成員

廷吏
検察官

2004年10月21日付け第一審民事合議体民事事件番号49を審理するため、2005年3月24日午前9時にサバナケット省人民裁判所で公判を開廷する。

内容： 婚姻後の取得資産分割請求

原告 ソムセイ サットケウト，68歳（生年月日：1937年2月1日），ラオ国籍，
農業従事者，現住所：サバナケット省フィン地区バン・アモン2番地
被告 バウンリー，50歳（生年月日：1955年3月12日），ラオ国籍，
主婦，現住所：サバナケット省フィン地区バン・アモン6番地
被告 マニチャン，48歳（生年月日：1957年3月5日），ラオ国籍，主婦
現住所：サバナケット省フィン地区バン・アモン16番地
被告 ター，46歳（生年月日：1959年1月23日），ラオ国籍，主婦
現住所：サバナケット省フィン地区バン・アモン32番地

裁判所は

ラオス人民民主共和国に代わり，

法律がラオス人民民主共和国人民裁判所に与えた義務及び権限に基づき、
原告、被告に対し、合議体構成員、廷吏及び検察官の身上並びに審理する事件を提示し、
原告、被告及び訴訟参加者に対し、合議体、合議体構成員、廷吏及び検察官を忌避する権利
を告知し、
原告、被告及び訴訟参加者に対し、自己の訴えを主張する権利を告知し、
公判で原告、被告の陳述を聴取し、
検察官の意見を考慮した。

事件の内容

ソムセイ サットケウト（原告）が2004年10月8日に提出した訴状の内容及び公判におけるその陳述を審理した。陳述の内容は以下の通りである。

「原告は、チェンと結婚し、バウンリー、マニチャン、ターという名の3名の子をもうけ、また、チェンとともにサバナケット省フィン地区バン・フィンに所在する1.5ヘクタールの建築用地1区画及び水田地1区画（コック・ムアン田）を取得した。チェンは1961年に死亡した。1964年、彼はダラと再婚し、ンヤ、マー、ラーという名の3名の子をもうけ、コンマという名の子を養子にし、ダラとともにサバナケット省カンタバウリー地区バン・ソンセイに所在する水田地1区画（コック・バック田）及び家屋が建っている土地1区画を取得した。この土地及び家屋は売却し、その売却代金は、7名の子の間で適切に分割された。

その後、原告は、前妻チェンと共同で取得した建築用地及び水田地（コック・ムアン田）を原告及び2番目の婚姻の子と分割することを被告バウンリー、マニチャン及びターに対して請求し、かつ、被告3名が分割を拒否する場合は、被告らに対し、2003年7月4日付けの調停記録に基づき、原告が後妻ダラと共同で取得した財産の売却代金から被告らが受け取った計2922万3000キップを返金することを請求する。返金された場合、原告は、チェンと取得した資産の分割を被告に請求しない。」

被告バウンリーの2004年10月14日付の答弁書及び公判におけるその陳述によると、原告はチェンと結婚し、バウンリー、マニチャン及びターの3名の子をもうけた。チェンは1961年に死亡した。建築用地及び水田地1区画（コック・ムアン田）の分割を請求する原告の訴えに関しては、上記水田地及び建築用地は、元々チェンがその父ボウンフェン及び母デンから譲り受けて所有していたものであり、原告とチェンが共同で取得したものではない。したがって、被告は、他の親族とともに原告の請求を拒否する。1964年、原告ソムセイ サットケウト（被告の父）がダラと再婚したとき、被告は、原告とともにサバナケット省カンタバウリー地区バン・ソンセイに所在する土地及び家屋を共同で購入するために、チェンが所有していた60,000キップを使用した。1996年、原告は、1996年8月22日付けの所有権譲渡書が証明するとおり、被告に土地と家屋を譲った。2003年、原告は、バン・ソンセイに所在する土地と家屋を1度目及び2度目の婚姻の子の間で分割することを要求した。この問題は、カンタバウリー地区裁判所における調停で、当該土地及び家屋を計40万バーツで売却する合意でもって解決し

ており、この売上金は、9名の間で平等に分割され、各人に適切に分配された。したがって、原告は、この問題を再度提起することはできない。

分析

事件簿に含まれる文書、情報及び証拠を徹底的に検討し、審理に基づき、以下のように分析した：

原告ソムセイ サットケウトが、建築用地1区画及び水田地1区画（コック・ムアン田）を共同で取得した財産であると主張し、それらを原告及びその2番目の婚姻の子と分割することを求めて被告バウンリー、マニチャン及びターに対し提起した請求は、裁判所の審理の結果、以下の理由により不当であると認められる：

2004年4月1日のバン・フィン行政当局の供述及び2004年11月7日の原告の陳述によれば、原告が請求するバン・フィン所在の建築用地及び水田地（コック・ムアン田）は、原告が取得したものではなく、元々チェン（被告の母親）がその両親バウンフェン及びデンから相続して所有していたものであることが認められた。したがって、これらの資産は、相続及び相続根拠に関する法律第16条及び19条に基づき、チェンの死亡後、チェンの子であるバウンリー、マニチャン及びターが相続すべきである。相続及び相続根拠に関する法律第16条は、夫婦の一方が死亡し、その配偶者及び子が生存している場合、子は、死者が元々所有していた財産を相続する権利を有していると定めており、第18条では、死者の先祖及び子孫が、死者の元々所有していた財産すべてを血縁関係の親等に応じて平等に分割して受け取り、死者の生存している配偶者は、死者が婚姻後取得した財産の死者の所有分のみを相続する権利があると規定している。さらに、第19条は、いずれの場合も異母兄弟は、死者の取得資産の所有分のみを相続する権利を有すると定めている。

したがって、原告及びその2番目の婚姻の子は、本件の財産を相続する権利を有していない。すなわち、原告はチェンの夫であり、原告の2番目の妻の子は継子と見なされ、これらの者は、チェンが元々所有していた資産を相続する権利を有さない。

裁判所は、原告の訴えはすべて却下すべきであり、被告バウンリー、マニチャン及びター（チェンの子）は、紛争中の財産を相続する正当な権利を有していると考えます。

原告の請求は、以下のとおりである：

被告が建築用地及び水田地（コック・ムアン田）を原告と分割することを拒否した場合、原告は、原告及びダラが共同で取得したバン・ソンセイに所在していた家屋及び土地の売却売上金から被告が受け取った計29,223,000キップを返金するよう要求する。

裁判所は、カンタバウリー地区裁判所における2003年7月4日付の調停記録に基づいて審理し、当該財産は、原告及びダラが取得したものであり、原告は被告の父親であるため、当該請求は不当であると考えます。より重要なのは、上記金額は調停を通じて合意の上で決められ、原告及び被告の間で分割され、適切に合意事項が遂行されたことである。

したがって、この問題は時効になっており、裁判所はそれをさらに審理しない。

原告は敗訴し、税金 100,000 キップを支払い、判決の執行費用を負担すべきである。

相続及び相続根拠に関する法律第 16 条, 18 条及び 19 条を参照し,
民事訴訟法第 82 条, 84 条, 85 条及び 99 条を参照し,
裁判費用法第 1 条, 5 条, 7 条, 9 条, 10 条及び 12 条を参照し,

サバナケット省人民裁判所民事合議体は、原告、被告の出席の下、第一審民事裁判の判決を下す。

原告の 2004 年 10 月 8 日付けの訴えは、すべて却下する。

原告は、税金 100,000 キップを支払え。

原告及び被告は、この判決に不服である場合、判決言渡し後 20 日以内に控訴することができることが告知された。

裁判長

廷吏

ラオス人民民主共和国
平和 独立 民主主義 統一 繁栄

ビエンチャン首都
第一審裁判所
民事合議体

第一審民事事件番号 05-61
2005年6月9日

判決

ビアンチャン首都第一審裁判所
民事裁判所

裁判長
構成員
構成員

廷吏
検察官

2005年3月6日付け第一審民事合議体民事事件番号63を審理するため、2005年6月9日午前8時にビアンチャン首都人民裁判所で公判を開廷する。

内容： 遺産分割

原告 シファフォン レウアムセイ，43歳（生年月日：1962年1月4日），ラオ国籍，
公務員，現住所：ビアンチャン首都セイセッタ地区バン・ノンボン5番地
原告 シファファン レウアムセイ，41歳（生年月日：1962年2月10日），ラオ国籍，
商人，現住所：ビアンチャン首都シサッタナク地区バン・ドンパラン8番地
原告 シリフォン レウアムセイ，39歳（生年月日：1966年3月30日），ラオ国籍，
教師，現住所：ビアンチャン首都チャンタバウリー地区バン・シサバス12番地
原告 ソナリー レウアムセイ，37歳（生年月日：1968年3月14日），ラオ国籍，
公務員，現住所：ビアンチャン首都セイセッタ地区バン・タット・ルアン2番地
原告 シダラ レウアムセイ，35歳（生年月日：1970年1月2日），ラオ国籍，
商人，現住所：ビアンチャン首都シサッタナク地区バン・ノンチャン6番地
原告 シソンフォン レウアムセイ，33歳（生年月日：1972年2月4日），ラオ国籍，
公務員，現住所：ビアンチャン首都セイセッタ地区バン・ノンボン5番地
被告 オンシー レウアムセイ，68歳（生年月日：1947年1月20日），ラオ国籍，

主婦，現住所：ビアンチャン首都セイセッタ地区バン・ノンボン 5 番地
第三者 ポウトン センディ，35 歳（生年月日：1970 年 2 月 28 日），ラオ国籍，商人
現住所：ビアンチャン首都セイセッタ地区バン・ナサイ 14 番地

裁判所は

ラオス人民民主共和国に代わり，
法律がラオス人民民主共和国人民裁判所に与えた義務及び権限に基づき，
原告，被告及び訴訟参加者に合議体，合議体構成員，廷吏及び検察官を忌避する権利を告知し，
原告，被告，第三者及び訴訟参加者にその事件を処理する権利を告知し，
原告，被告，第三者及び証人の証言を聴取し，
検察官の意見を考慮した。

事件の内容

原告シファフォン，シファファン，シリフォン，ソナリー，シダラ及びシソンフォン計 6 名が
2005 年 2 月 27 日に提出した訴状及び公判におけるその証言によれば，原告らは，被告オン
シー（母）及び訴外トンカム レイアムセイ（父）の間で生まれた。この両名は，原告シファフ
オン，シファファン，シリフォン，ソナリー，シダラ及びシソンフォン 6 名の子をもうけ，次の
不動産を取得した：

土地一区画及びそこに建てられた 2 階建ての家屋で，トンカム及び被告の名前で 1979 年発
行の土地権利書 008 に登記されている。

1980 年，トンカムは死亡し，上記不動産は，被告の管理下に入った。

1995 年，被告は，1995 年 11 月 7 日付けの貸金契約及び担保契約に基づき，上記不動
産を担保にして，第三者ポウトンから金を借りた。契約の満期時，被告は返済できず，1997
年 8 月 19 日付け不動産譲渡契約書 115/NBT に基づいて第三者ポウトンに担保不動産すべ
てを譲渡した。

しかし，法律によれば，共同取得財産の半分はトンカム（原告の父親）に属していたため，被
告は，上記不動産すべてを第三者ポウトンに譲渡する権利を有しない。

したがって，原告は，第三者ポウトンに譲渡された不動産について，父トンカムの持分の範囲
内で 1997 年 8 月 19 日付け不動産譲渡契約 115/NBT の取消し及び 1979 年に発行さ
れた土地権利書 008 に基づく（原告の父親の所有）部分の所有権の再取得を求めて訴えを提起
した。

2005 年 5 月 5 日付けの答弁書，2005 年 3 月 12 日付けの供述録取書及び被告オンシー
レイアムセイの陳述によれば，紛争中の不動産は，被告及びトンカムが真に共同で取得したも
のであり，原告が主張するとおり，被告は，トンカムとの間に，シファフォン，シファファン，シ

リフォン、ソナリー、シダラ及びシソフオンという名の6名の子をもうけた。1995年、被告は、ソンボウン フェイサンから500,000パーツを借り、1995年11月7日付け担保契約に基づき、1979年発行の土地権利書008の不動産を借金の担保にした。被告は、貸金の元金及び利子をソンボウンに返済できず、ソンボウンは、上記不動産を担保にして、第三者ポウトンから2,000,000パーツの貸金追加を保障することに合意した。いずれにせよ、被告は、法律に従って、子に不動産の半分を譲渡することを誓約する。

2005年5月10日付けの訴状及び第三者ポウトンの公判における証言によれば、1979年発行の土地権利書008で登録されている土地及び2階建の家屋は、被告オンシーが貸金の担保にした。被告は、返済できなかったために、1997年8月19日付け不動産譲渡契約115/NBTに基づいて同不動産を第三者ポウトンに譲渡した。したがって、被告の子は、不動産の返還を請求できず、被告の同不動産に対する所有権は既に第三者ポウトンに譲渡されたため、被告はもはや同不動産を所有していない。したがって、被告は、不動産を子に分割することができない。

評決

事件簿に含まれる文書、情報及び証拠、並びに公判中の審理の詳細かつ徹底的な検討に基づき、以下が認められた：

被告オンシーからトンカム（原告の父親）が所有していた不動産の一部返還を求める原告シファフオン、シファファン、シリフォン、ソナリー、シダラ及びシソフオンの請求は、トンカム及び被告の名義になっている1979年発行の土地権利書008に基づいて根拠がある。当不動産は、トンカム及び被告が所有する婚姻財産と認められる。さらに、2005年5月5日付けの答弁書及び2005年3月21日の証言で、被告は、当不動産が真にトンカムと共同で取得したことを認めた。

相続及び相続根拠に関する法律第16条によれば、配偶者及び子がいる者が死亡した場合、その子は、死者が元々所有していた財産を相続する権利を有し、婚姻中に共同で取得した財産は、半分を死者の配偶者に、もう一方の半分はその子の間で等分割することと定められている。トンカム（原告の父親）は1980年に死亡した。

したがって、裁判所は、相続及び相続根拠に関する法律第16条に定めるとおり、1979年発行の土地権利書008に基づきトンカム及び被告オンシーの名義で登記された2,100平方メートルの土地及び2階建のコンクリート製家屋を等分割し、一方は被告オンシーに、もう一方はトンカムが残した不動産で原告6名に遺産として与えられなければならないと判断する。

被告が第三者に譲渡した不動産の1997年8月19日付け譲渡契約115/NBTについて、同不動産は、トンカム（原告の父親）及び被告が共同で取得したものであるため、1979年発行の土地権利書008で登記されている同不動産を第三者からの貸金の担保とすること及び貸金の返済の代わりに同不動産すべてを第三者に譲渡することは不適切であり、相続及び相続の根

拠に関する法律第16条に基づき、原告の父親が所有していた範囲内でその契約の取消しを求め、原告の請求は根拠があると認められる。

したがって、裁判所は、被告及び第三者ポウトンとの間で結ばれた1997年8月19日付けの不動産譲渡契約書115/NBTを当該不動産のトンカムに属していた部分の範囲内で部分的に取り消すことは適切であると考え。すなわち、被告は、当該部分を第三者に譲渡する権利を有しておらず、その範囲内で契約を取り消すべきである。被告が所有する部分は、別部分であると見なされ、契約法第15条第2項に基づいた、被告及び第三者間の適切な事項であると認められる。

これに対し、不動産の所有権は、被告から第三者に適切に譲渡されたとする第三者ポウトンの主張は、当該不動産が被告及びトンカムの共同所有であったため、根拠がない。したがって、1997年に行われた被告から第三者への不動産全体の譲渡は、被告が当該不動産の半分しか所有しておらず、その半分しか譲渡する権利がなく、もう一方の半分は、トンカムの正当な相続人である原告が1980年に所有したものであるため、不適切であった。被告は、土地を担保にしたこと及び原告の持分の第三者への譲渡について原告に通知しなかったため、それを第三者に譲渡する権利がない。

したがって、上記の評決に基づき、被告及び第三者間の不動産譲渡契約は部分的に無効であるとする。

被告は敗訴し、税金100,000キップを国家に支払い、裁判所の判決執行で発生する経費すべてを負担する。原告が裁判所に以前支払った20,000キップは、2005年6月1日に裁判所会計課が作成した支出報告書に示すとおり、手続費用として裁判所がすべて使用しており、この金額は被告が原告に返金しなければならない。

敗訴した第三者は、税金100,000キップを国家に支払わなければならない。

契約法第15条を参照し、

相続及び相続根拠に関する法律第6条、16条及び10条を参照し、

民事訴訟法第82条、84条、85条及び99条を参照し、

裁判費用法第5条（新規）、7条、9条及び12条を参照し、

ビアンチャン首都人民裁判所合議体は、原告、被告及び第三者の出席の下、第一審判決を公開で言い渡す。

2005年2月27日付けの原告の訴えは根拠がある。

被告及び第三者間の1997年8月19日付け不動産譲渡契約書は、同不動産の半分がトンカムの所有になっており、被告は、その部分を譲渡する権利がないため、その部分の範囲内で部分的に取り消す。

トンカム及び被告の名義になっている1979年発行の土地権利書008で登記されている

ビアンチャン首都セイセッタ地区バン・ノンボン所在の土地 2 1 0 0 平方メートルは、原告及び被告間の紛争対象物であり、2 分割し、一方は被告オンシーが所有し、トンカムが所有していたもう半分は、トンカムが死亡しているため 6 等分し、彼の子である原告が相続する。

第三者ポウトンが 2 0 0 5 年 5 月 1 0 日に提起した訴えは却下する。

被告は、国家に税金 1 0 0, 0 0 0 キップを支払え。

被告は、原告が裁判所に預けた 2 0, 0 0 0 キップを返金せよ。

第三者は、国家に税金 1 0 0, 0 0 0 キップを支払え。

原告、被告及び第三者は、この判決に不服である場合、判決言渡し後 2 0 日以内に控訴することができることを告知された。

裁判長

廷吏

ラオス人民民主共和国
平和 独立 民主主義 統一 繁栄

ルアンパバーン省
第一審裁判所
民事合議体

第一審民事事件番号 05-09
2005年2月17日

判決

ルアンパバーン省第一審裁判所民事合議体

裁判長
構成員
構成員

廷吏
検察官

2004年7月3日付け第一審民事合議体民事事件番号233を審理するため、2005年2月7日午前9時にルアンパバーン省人民裁判所で公判を開廷する。

内容： 雇用契約

原告 ソムサクシー ハッキエット，44歳（生年月日：1951年1月17日），
ラオ国籍，教師，現住所：ルアンパバーン省カンタバウリー地区バン・セイサン
ファン6番地

被告 ハンサナ，42歳，実業家
現住所：ルアンパバーン省カンタバウリー地区バン・ファクワ12番地

裁判所は

ラオス人民民主共和国に代わり，
法律がラオス人民民主共和国人民裁判所に与えた義務及び権限に基づき，
原告，被告に合議体構成員及び廷吏の身元，及び本件を提示し，
原告，被告及び訴訟参加者に合議体，合議体構成員，廷吏及び検察官を忌避する権利を告知し，
原告，被告に自らの事件を処理する権利を告知し，

公判で原告、被告及び証人の証言を聴取し、
検察官の意見を考慮した。

事件の内容

労働者の代表者である原告ソムサクシー ハッキエットが2004年5月3日に提出した訴状及び公判における原告の陳述によれば、原告は、被告ハンサナに対し、原告及びルアンパバーン省文化学校の他の従業員49名の未払賃金計22,000,000キップを請求することを、2004年4月10日付けの委任状に基づいて同校の従業員50名に任命された。この賃金は、1名当たり日当22,000キップで50名の労働者を採用するという被告の2004年2月1日の口約束に基づき、原告及び他の従業員が被告のために長さ250メートル、幅4メートルの排水溝を取り付けた工事代金である。同工事は、2004年2月2日に開始し、2月21日に終了し、計20日間かかった。未払いの賃金査定額は計22,000,000キップで、被告は、それを1週間以内に支払うと述べた。しかし、被告は支払を拒否したため、原告は、賃金22,000,000キップの支払を求めて、被告に対し、訴えを提起した。

被告ハンサナの2004年5月27日の答弁書及び公判における被告の陳述によると、被告は、2004年2月に排水溝の工事のため、確かに作業員を採用し、1人当たり日当22,000キップを支払うことに同意した。労働者は各地から採用され、その賃金は39,600,000キップに上った。しかし、ルアンパバーン省文化学校から採用された労働者は30名のみで、彼らは15日しか働かず、その未払賃金は、9,900,000キップのみである。被告は、チャイケオ建築会社からの被告に対する賃金支払が未払のため、労働者の賃金が未払のままになっていることを認める。

評決

事件簿に含まれる文書、情報及び証拠の詳細かつ徹底的な検討及び公判の結果に基づき、以下が認められた：

2004年2月1日、被告ハンサナは、排水溝の工事のためにルアンパバーン省文化学校から労働者50名を1人当たりの日当22,000キップで採用することに同意し、工事は、2004年2月21日に終了した。

工事の終了後、労働者の代表である原告ソムサクシー ハッキエット及び被告ハンサナは、共同で未払賃金を計算した。50名の労働者の内、20名が20日間働き、30名が18日間働き、その結果、未払賃金額は

$$\begin{aligned}
 &22,000 \text{キップ} \times 20 \text{名} \times 20 \text{日間} = 8,800,000 \text{キップ} \\
 &22,000 \text{キップ} \times 30 \text{名} \times 18 \text{日間} = 11,880,000 \text{キップ} \\
 &\text{合計} 8,800,000 + 11,880,000 = 20,680,000 \text{キップ}
 \end{aligned}$$

になった。

被告は、計算覚書に署名し、計算した合計額の賃金が未払いであることを認め、2004年2月26日付けの覚書に基づいて1週間以内に賃金を支払うことに同意した。

1週間後、原告は、支払を請求したが、被告は支払う金を所有していなかったため、原告及び被告は、2004年3月15日付の和解記録を作成し、被告は1か月以内に原告に賃金を支払うことに同意した。これらの事実は、覚書2通、及び原告、被告両名の証言によって裏付けられる。

上記は、すなわち、原告及び被告が、労働法第12条に定める雇用契約を結び、同契約に基づき、原告は、契約に定める排水溝を取り付ける義務を負い、被告は、契約に従って賃金を全額支払う義務を負うことを意味する。

これに関し、被告は、原告に賃金を支払わず、2004年5月17日付けの答弁書及び2004年7月20日の供述では、9,900,000キップの賃金のみが未払であることを認めた。このような被告の行為は、合意に基づいて義務を適切に履行した原告に損害を与えており、また、被告は、排水溝の設置のために50名の労働者を採用したこと及び2004年2月26日付けの賃金覚書に基づいて20,680,000キップの賃金が未払いであることを認めた。

したがって、裁判所は、被告について、労働法第12条に基づき、原告ソムサクシー ハッキエットが代表を務めるルアンパバーン省文化学校の従業員50名に対して20,680,000キップの賃金を支払う責任があると判断する。

審理によると、文化学校から採用された労働者は30名のみであり、彼らは15日間しか労働せず、支払うべき賃金は9,900,000キップのみであるという被告の主張は、何ら裏付け証拠がない。

反対に、2004年2月26日付けの未払賃金覚書によると、文化学校の従業員50名が採用され、その内、20名が20日間働き、30名は18日働き、合計20,680,000キップの賃金が未払であるということが明白である。

被告は、その覚書に署名したこと、また賃金が未払いであることを認めた。

賃金が原告に支払われていないのは、チャイケオ建設会社が工事費用を被告に支払っていないからであるという被告の主張は、本件がチャイケオ建設会社と何ら関係がないため、単に責任逃れと支払延期のための言い訳であると判断する。

原告及び被告の間で契約が結ばれたため、権利と義務が発生し、原告は、その義務を履行したので、原告は被告に賃金を請求する権利を有し、被告は、法律に基づき、2004年2月26日付けの未払賃金覚書で合意したとおり賃金を全額支払う義務を負う。

ルアンパバーン省文化学校の労働者50名に対する未払賃金22,000,000キップの支払を求める原告の請求は、部分的に根拠があると認められる。2004年2月26日付けの未払賃金覚書によると、30名が18日間働き、原告と被告が共同で計算し、確認した賃金は、計20,680,000キップのみであった。この証拠以外に、原告は、被告が2004年2月26日付けの覚書に示す以上の賃金を支払わなければならないということを証明する証拠を有して

いない。

したがって、裁判所は、上記の未払賃金覚書に基づいて裁判する。

原告は、訴訟手続費用として裁判所に100,000キップを支払った。この前金は、2005年1月15日に裁判所の会計課が発行した支出報告書のとおり、裁判所が全額使用した。したがって、この金額は、被告が原告に返済しなければならない。

人民裁判所の費用に関する法律の新しい11条に定めるとおり、本件は賃金の支払請求という性質のため、税金の支払は免除される。

労働法第12条を参照し、

契約法第18条を参照し、

民事訴訟法第82条、84条、85条及び99条を参照し、

裁判費用法新第11条を参照し、

ルアンパバーン省人民裁判所の民事合議体は、原告、被告の出席の下、第一審の判決を公開で言い渡す。

原告の2004年5月3日付けの訴えは、部分的に認められる。

被告は、原告に20,680,000キップの賃金を支払え。

被告は、原告に100,000キップの前金を返金せよ。

原告及び被告は、この判決に不服である場合、判決言渡し後20日以内に控訴することができることを告知された。

裁判長

廷吏

ラオス人民民主共和国
平和 独立 民主主義 統一 繁栄

チャンパサック省
第一審裁判所
民事合議体

第一審民事事件番号 04-49
2004年11月14日

判決

チャンパサック省第一審裁判所民事合議体

裁判長

構成員

構成員

廷吏

検察官

2004年10月21日付け第一審民事合議体民事事件番号55を審理するため、2004年11月14日午前9時にチャンパサック省人民裁判所で公判を開廷する。

内容： 販売契約

原告 ニョトサック キエットソン、35歳（生年月日：1969年3月13日）、
ラオ国籍、実業家、現住所：チャンパサック省パクセ地区バン・フォクハム3番地
被告 アコン ロプリー、38歳（生年月日：1966年8月27日）、ラオ国籍、運転手
現住所：チャンパサック省パクセ地区バン・ヤンノイ8番地

裁判所は

ラオス人民民主共和国に代わり、
法律がラオス人民民主共和国の人民裁判所に与えた義務及び権限に基づき、
原告及び被告に合議体構成員、廷吏、検察官の身元、及び本件を提示し、
原告、被告及び訴訟参加者に合議体、合議体構成員、廷吏及び検察官を忌避する権利を告知し、
公判で原告、被告の証言を聴取し、
事件を処理する権利を訴訟当事者に告知し、

公判で訴訟当事者及び証人の証言を聴取し、
検察官の意見を考慮した。

事件の内容

2004年8月26日に原告ニョトサック キエットソンが提出した訴状及び公判における原告の証言によれば、2003年7月14日、被告アコン ロプリは、車両をクレジットで購入する契約を原告のトウクトウ組立工場と結んだ。当該車両は、エンジン番号1478681、シャーシ番号SS10.0003、青色で、ダイハツ製の乗用車であった。販売契約は、130,000パーツで結ばれ、被告は、80,000パーツを支払い、残額50,000パーツは2003年7月14日から2003年12月14日までの5か月間で支払われる予定であった。

しかし、上記期間の満了後、被告は、2004年1月15日まで残金を支払わなかったため、訴えが提起された。

被告アコン ロプリが2004年10月11日に提出した答弁書、及び彼の公判における供述によると、被告は、実際に130,000パーツの価格でトウクトウを原告の組立工場で購入した。そして、工場が車両を支給し、後日、事業許可の手続を行い、残額は12か月間で支払うことを条件に、60,000パーツが既に支払われたが、工場から車両を受け取った後、原告の工場が消費税を支払わなかったために、車両は登録できなかった。被告は、工場にこの問題を提起したが、解決策は見つからず、被告は、税金の支払のために20,000パーツを追加で原告に支払ったが、原告は、このお金を税金の支払いに当てなかったため、被告の商業活動が妨害された。したがって、被告は収入がなく、原告に残額50,000パーツを支払うことができなかった。

被告アコン ロプリの2004年9月15日付けの反訴及びその公判における証言によれば、被告は、原告が請求する残額50,000パーツを支払うことに同意するが、最初に、販売契約で定めるとおり、被告が車両を登録できるように必要な書類を処理すること、そして残りのスペア部品をすべて被告に手渡すよう原告に命令することを裁判所に請求した。その後であれば、被告は原告に車両価格の残金を支払う。

原告ニョトサック キエットソンの2004年9月25日付けの反訴に対する応訴及び公判における証言によると、原告は、車両の書類を処理し、被告にスペア部品を提供することに同意したが、被告は、車両登録に必要な戸籍、申請書、保証書及びその他の書類を提出せず、さらに、原告が被告に署名するよう書類を送ったにもかかわらず、被告はその書類に署名せず、返送してこなかったため、原告は、車両の書類をすべて処理することができなかった。スペア部品に関しては、被告に適切に供給された。

評決

事件簿に含まれる文書、情報及び証拠の詳細かつ徹底的な検討、及び公判の結果に基づき、以下が認められた：

原告ニョトサック キエットソンは、2003年7月14日付け販売契約058/APに基づき、被告アコン ロプリに対し、130,000パーツの車両をクレジットで販売することに同意した。被告は、80,000パーツを支払い、残金の50,000パーツは、2003年7月14日から2003年12月14日までの5か月間で支払う予定であった。被告は、満期日までに残金を被告に支払わなかった。

被告に残金50,000パーツの支払を求める原告の請求は根拠があると認められる。

原告が国に消費税を支払わなかったために、被告は車両を登録できず、車両を使用できなかったために支払期日まで収入がなかったので支払えなかったという被告の主張は、被告が原告から車両を購入して上記金額が未払であることを認めたので、単なる言い訳であると裁判所は判断する。

契約法第37条は、買手は、商品の価格を全額支払う義務を負うと定める。したがって、被告は、原告による車両の登録に関係なく、全額を支払う義務を履行しなければならない。さらに、2003年7月14日付け販売契約058/APは、原告が車両を登録しない場合、被告は支払う必要がない、と規定していない。原告が車両を登録しない場合、被告は原告の義務履行を請求する権利を有するので、裁判所は、被告の主張を認めない。

書類の適切かつ完全な処理及び残りのスペア部品の支給を求めて被告が原告に対して提起した反訴は、根拠がある。2003年7月14日付け販売契約058/APに、原告は、登録のための必要な書類処理及びスペアタイヤ、クリック、修理キーなどのスペア部品の被告に支給する義務を負うと規定しているが、原告は、契約に定める条件に従って義務を履行しておらず、これは契約違反であり、被告に損害を与えている。したがって、原告は、契約書の条件に従って、必要な書類を適切に処理し、被告にスペアタイヤ1つ、クリック1つ及び修理キー1セットを支給しなければならない、と判断する。

被告は、戸籍、申請書、保証書及びその他の必要な書類を原告に提出しなかった、とする原告の主張は、単に言い訳であり、当該文書は、販売契約の署名時に、被告がすべて提出し、原告は、また、2004年6月4日の証言で原告が述べたとおり書類作成費用という目的で被告から現金を受け取った。しかしながら、原告は、被告のために文書を処理していないので、上記の理由で述べるとおり、被告のために必要な車両の書類をすべて処理しなければならない。

被告に対してスペア部品の既に支給したとする反訴に対する原告の応訴は、単なる言い訳であり、そのような主張を裏付ける証拠がないため、根拠がない。

原告の訴え及び被告の反訴は、両方根拠があると認められる。

したがって、裁判所は、原告、被告両名がそれぞれ50,000キップの税金を支払わなければならないと判断する。

また、原告は、裁判所に30,000キップを前払いし、これは全額、訴訟費用として使われたので、被告が15,000キップを負担すべきである。

したがって、

チャムパサック省人民裁判所の民事合議体は、原告、被告の出席の下、第一審の判決を言い渡す。

原告の2004年8月26日付けの訴えを認める。

被告は、原告に残金50,000キップを支払え。

被告の2004年9月15日付け反訴を認める。

原告は、被告のために必要な書類すべてを処理し、スペアタイヤ1つ、クリック1つ及び修理キー1セットを被告に支給せよ。

原告及び被告は、それぞれ50,000キップの税金を支払え。

被告は、原告が支払った前金に対し、15,000キップを返金せよ。

原告及び被告は、この判決に不服である場合、判決言渡し後20日以内に控訴することができることが告知された。

裁判長

廷吏



E~MAIL

To : icdmoj@moj.go.jp

From : Asia

起訴 (prosecution)

“prosecution “で英越辞典を引くと，“truy to (チュイ・トー)”というベトナム語が出てきます。これは、起訴状を裁判所に提出して刑事訴訟を開始する「起訴」を指す言葉ですが、この“truy to”をそのまま漢字に直すと「追訴」となります。“truy (チュイ；追)”は、追求する、詳しく尋ねるといった意味を持っています。

他方、「起訴」という漢字にそのまま対応するベトナム語もあります。それは“khai to (コオイ・トー)”です。“khai (コオイ；起)”は、始める、起こすという意味を持っています。

実は、この“khai to”の語は、ベトナム刑事訴訟法においては100条以下、捜査段階の立件手続につき用いられている語です。そのため、この点の理解が不足している日越通訳を用いると、「起訴」という日本語を“khai to”と訳してしまい、その結果、捜査段階の立件手続に関する発言だとベトナム側が誤解して、混乱が生じたりします。

職権主義的なベトナム刑事訴訟法では、起訴に伴い事件記録も裁判所に送付されます。また、起訴便宜主義も採用されていません。それゆえ、捜査手続と公判手続の結びつきは、極めて強いものといえます。それを考えると、「捜査の開始＝“to (トー；訴)”の開始」として、その段階が「起」訴、公判の開始段階が「追」訴となるのは、なるほどと理解できるようにも思われます。ただ、他方で、ふと、こうした用語法自体も、案外、捜査手続と公判手続の性質の区別や捜査記録と公判記録の区別等に係る意識の深化を阻む要因となり得るのではと思わされるどころです。

(JICA ベトナム長期派遣専門家 中島 朋宏)

～ 国際研修 ～

第3回カンボジア法曹養成支援研修

国際協力部教官

亀卦川 健 一

1 はじめに

国際協力部では、平成19年7月9日から同月20日までの間、カンボジア王国からの研修員16名に対し、第3回法曹養成支援研修を実施した（研修日程は資料1：日程表、研修員は資料2：研修員名簿のとおり）。

本稿が、カンボジア法曹養成支援の現状や今後の課題について検討する一助となれば幸いである。

なお、本研修には、カンボジア法曹養成研究会、同民事訴訟法作業部会から多大な御支援・御協力を頂いており、この場をお借りして関係各位に深甚の謝意を表したい。

2 研修実施の背景

法務省では、従前から、カンボジアに対する法整備支援として、独立行政法人国際協力機構（JICA）の政府開発援助の枠組みの下、民法・民事訴訟法などの起草支援と裁判官などの法曹養成支援に取り組んできており、その活動内容は本誌でも度々紹介してきた¹。

平成18年にカンボジアの国会で可決・公布された民事訴訟法は、本研修後の平成19年7月からカンボジアで適用されたが、同法は、従前の職権主義的な公判手続を日本の民事訴訟法などと同様に当事者主義による公判手続に大転換したものであり、裁判実務に与える影響は多大なものと制定当時から予想されていた。

他方、法曹養成支援については、法曹育成カリキュラムをカンボジア人の手で作成する能力を得させることを最終目標に、当部は、新規裁判官及び検察官の養成、現職裁判官及び検察官の継続教育等を実施する機関として設立されたカンボジア王立裁判官・検察官養成校に対して、平成16年1月から当部教官をJICA短期専門家として繰り返し派遣し、平成18年2月からは、当部教官柴田紀子をJICA長期専門家として同養成校に派遣（平成20年3月までの予定）し、民事科目の教材作成・カリキュラム策定、講義内容の改善や教官育成などに対する支援を行ってきた。

上記養成校において、新しい民事訴訟法手続の下での手続を具体的に理解できる教育が実効的に行われるためには、既に作成されている民事訴訟第一審手続マニュアルに対応す

¹ 三澤あずみ「カンボジアにおける裁判官・検察官養成の動向とその支援」（ICDNEWS18号1頁）、三澤あずみ、関根澄子、柴田紀子「国際協力部教官座談会・私たちのカンボジア法整備支援」（ICDNEWS25号3頁）、柴田紀子「カンボジアの法曹養成に向けて～民事模擬裁判～」(同号33頁)、木内秀行「カンボジア王国王立司法官職養成校民事模擬裁判に参加しての感想」(同号56頁)

る第一審の模擬記録の作成が必要不可欠であり、民事訴訟法の普及にも有用であると考えられた。

そこで、平成18年10月から、上記柴田長期専門家が指導し、これに当部教官が協力する形で、養成校の教官候補生である裁判官、司法省職員及び弁護士により結成された模擬記録作成チームによって模擬記録作成作業が開始され、第2回カンボジア法曹養成支援研修（平成19年2月実施）において、模擬弁論準備手続や同調書の作成に向けた演習等を実施した²。

3 第3回法曹養成支援研修までの活動

第2回法曹養成支援研修においては、弁論準備手続についてカンボジア人研修生がロールプレイを行い、期日調書などを作成する作業を行ったが、全体として、裁判官役の訴訟指揮が不慣れで、当事者に対して争点の整理を促さず、証拠の採否が不明瞭なまま、漫然と期日を進行させており、期日調書についても内容を要約せず当事者の発言をすべて逐語的に記録する冗長なものを作成していた。

その背景には、従前、カンボジアにおいては職権主義的民事訴訟が行われていたことや本人訴訟の割合が極めて高く、当事者が主張・立証するという当事者主義の概念が乏しかったことがあると思われた³。

この点については、研修の実を挙げるために、まず日本側によるロールプレイをカンボジア側に見せることで、弁論準備手続においては、当該事件の紛争の実体を解明するのに役立つ主要事実、間接事実を明らかにして争点を整理し、主要な争点について裁判所と当事者双方が共通の認識を持ち、立証を要する事実を明確にした上、これを立証するために必要かつ適切な証拠を整理するといった同手続の大きな流れについてイメージを持たせるべきであり、期日調書についてもまず日本の実務で一般に行われている要約式の調書を見本として配布するなどの工夫が必要である旨の指摘を法曹養成研究会から受けた。

それを受けて、平成19年5月2日に、当部教官らによる模擬弁論準備手続のロールプレイを行い、JICA-Netによって上記作成チームなどに視聴させたところ、手続について理解が深まった、具体的イメージが持てたといった声が多く寄せられ好評であり、ロールプレイ式による指導方法が有効であることが確認された。

4 第3回法曹養成支援研修の概要

(1) 来日前の準備について

本研修においては、第2回法曹養成支援研修に引き続き、模擬記録作成のために、弁論準備手続の結果陳述及び口頭弁論手続を行い、証人尋問、原告・被告本人尋問を実施し、

² 研修に至る経緯や内容については関根澄子「第2回カンボジア法曹養成研修」(ICDNEWS31号158頁)参照。

³ 第3回研修後に判明したことではあるが、カンボジアにおいては、事件記録の綴り方や保管などが日本と大幅に異なり、事件単位毎に調書を作成し編綴するのではなく、裁判官が個人単位で所持する記録帳のようなノートに事件内容を記録し当事者が内容を確認して署名するという慣習を有していたことも逐語的調書作成の一因であったと思われる。

その結果に基づいて、判決書を起案することを予定していた。

研修員は、グループ①6名（裁判官2名，司法省2名，弁護士2名），グループ②5名（裁判官3名，司法省1名，弁護士1名），グループ③5名（裁判官2名，司法省2名，弁護士1名）の3グループに分け、各グループに順番に裁判官役，原告代理人役，被告代理人役をさせ、どのグループも裁判官役を務めるようにした。これはカンボジアの新民事訴訟法においては、人証の尋問の順序について、原則としてまず裁判官が尋問し、必要に応じて当事者が尋問するという従前の職権主義的運用に配慮した規定を置いているため、仮に裁判官役を特定の研修員グループに固定すると、裁判官役のみ多く尋問を経験することになり、教育機会や効果の均等が図れないと考えたためである。

原告，被告，被告妻は、本職を始め日本人が行うこととした。

各グループには、あらかじめ、原告代理人役には原告の，被告代理人役には被告及び被告妻の，というように、それぞれ当事者代理人として尋問を行う対象になる者の供述案のみを配布し、反対当事者側には配布しないという形式をとった。

各グループは、来日前に、供述案に基づいて裁判官役を行う際の尋問案，代理人役を行う際の尋問案を作成した。

（2）事前講義等

講義1として、弁論準備手続，民事訴訟法の基本理念や全体的な枠組，請求段階・主張段階・証明段階の各段階において当事者主義等がどのように機能するか，主要事実と間接事実の区別，弁論準備手続の結果陳述などについて説明した。

講義1の詳細については、担当当部教官宮崎朋紀の報告が本誌99頁以下にあるので参照されたい。

講義1を補足し、その理解を深めるために消費貸借契約について事案に基づいて主要事実，間接事実，補助事実などを検討させる課題を配布し、翌日の講義2において研修員に答えさせたところ、おおむね正答しており、この点に関する理解が大分進んできていることがうかがえた。

ただ、消費貸借契約については再三、本研修以前からカンボジア側に知識をインプットしてきた契約類型であってその成果ともいえ、売買など他の契約類型については今後、同様に主要事実や間接事実の整理ができるよう指導していく必要があると思われる。

講義2として、尋問について、民事訴訟における事実認定の手法，供述証拠の信用性判断の方法を説明した上、効果的な尋問方法について、具体例をあげて説明し、模擬裁判における尋問を工夫するよう指導した。

（3）模擬裁判

本件事案の概要は、原告が、2004年6月1日，弁済期日2006年6月1日，利息年10パーセント，遅延利息年20パーセントとの約定で、被告に8,000ドルを貸し渡したところ、弁済期日を経過しても1ドルも返済されなかったと主張して、被告に対し、元本

と利息の合計 9,600 ドルと遅延利息の支払いを求めて提訴したのに対し、被告は、弁済期日に 6,000 ドルを一部弁済し、残債務については免除を受けた旨主張し争っているというものである。

当事者間に、消費貸借契約の成立と金銭の交付については争いがなく、争点は一部弁済の有無と債務免除の有無である。

模擬記録の証拠上争いがない事実としては、弁済期日に被告が銀行口座から 5,000 ドルを引き下ろしたことが、同日付の被告と被告親族間の 1,000 ドルの消費貸借契約書が存在すること、同日午後、被告が被告妻を同伴して原告と会ったこと、一部弁済を示す 6,000 ドルの領収証が作成されていないこと、2006 年 7 月ころから原告が被告方を再三訪問し支払いの督促をしていることである。

上記事実のうち、領収証が作成されなかった事実について、原告は弁済を受けていないからである旨主張し、被告は、原告から全額弁済するまで領収証を作成しないと言われ、友人関係にあったためそれ以上強く求められなかった旨主張している。

さらに被告の用意した上記 6,000 ドルの用途先について、原告は、被告の父親の病気治療代である旨主張し、被告は弁済期後に原告が 5,000 ドル程度の中古の日本車を購入したことをもって原告に一部弁済したことの証左であり、父親の病気に同情した原告が 3,600 ドルの残債務について免除した旨主張している。

本件においては、一部弁済・免除を直接認定する書証がないため、弁済期日における原告・被告の言動が事実認定の柱であり、原告、被告、被告妻の人証による立証の成否が問われる事案であった。

◎弁論準備手続結果陳述

カンボジア民事訴訟法 116 条に基づいて、裁判官役の研修員が、原告代理人役の研修員に請求を明らかにさせて争点を整理させ、被告代理人役の研修員に反論など補充すべき点を確認するというやり方で、弁論準備手続において行われた手続の内容を陳述させた。

日本においては、単に弁論準備手続の結果を陳述すると発言する行為のみによって行われるこの手続について、カンボジアにおいては民事訴訟法に忠実に、かつ、傍聴人に裁判の内容が理解されるようにすべきという考え方から、再度、弁論準備手続で行われた内容について具体的に各代理人役は陳述したものと思われ主張争点整理は相当であったが、証拠関係について何ら触れられることは無かった。

これは弁論準備手続で行った書証の取調べ、人証の採否決定など証拠関係の手続について、結果陳述を行うことで、口頭弁論手続において取り調べられるなどしたことと同様になり、初めて判決にも用いることができるという認識が薄かったためと思われる。

すなわち、カンボジアの従前の実務においては主張と証拠が峻別されておらず、当事者の行為によって訴訟手続が段階を踏んで進められていくという新しい民事訴訟法の考え方が厳密には理解されていなかったことが原因と推察された。

この点については、本研修中に、日本側による弁論準備手続結果陳述のロールプレイを

見せ、両者の違いを議論させることで、カンボジア人研修員の理解改善を図った。

◎被告本人尋問

被告役は、法曹養成研究会委員の磯川剛志弁護士が担当した。

上記のとおり、裁判官の尋問、原告代理人の補充主尋問、被告代理人の反対尋問の順番で尋問を行った。

尋問については、時系列ではなく、争点である一部弁済の有無、免除の有無について直接、「～をしたか」というような事実を正面から尋ねる尋問が多く、「なぜ～をしたのか」、「なぜ～をしなかったのか」といった理由を尋ねるような尋問はほとんど行われなかった。

このため、原告の主張を上塗りして確認しているにとどまり、信用性判断に役立つような供述は得られていない印象を受けた。

時間的にも、3者合わせて極めて短時間で終了しており、判決の基礎とするには不十分であった。

これは従前のカンボジアの民事裁判においては本人訴訟が多く当事者による尋問が想定しにくかったこと、研修員らが供述証拠の信用性判断をどう行うのかについて経験が浅く判断に有用な尋問を行えないということが主たる原因と思われる。

加えて、裁判官役の研修員らは、裁判官があまり多く尋問することで中立性を失うのではないかと、当事者の尋問の機会を奪うことになって当事者主義に反するのではないかと危惧した旨講評時に述べており、当事者主義に忠実であろうとして、研修員らが、新しい民事訴訟法による具体的な尋問のイメージを描ききれず、極端に裁判官の役割を謙抑的に捉えてしまったことも理由と考えられた。

そこで、急ぎよ、日本側による被告本人尋問のロールプレイを実演して見せ、翌日の原告本人尋問、被告妻証人尋問に反映されることを期待した。

◎原告本人尋問・被告妻証人尋問

原告役は当部の宮崎教官が、被告妻役は JICA 長期専門家でもある当部の柴田教官がそれぞれ担当した。

前日とは違い、各役とも、おおむね時系列にしたがって質問し、特に争点に関係する弁済期日の行動について具体的理由も尋問するなど日本側ロールプレイを参考に尋問内容を工夫した様子がみられた。

ただ、いくつか今後の問題点も浮かび上がった。

まず、争いのない事実について繰り返し尋問し、弁論準備手続で取り調べ済みの証拠についてわざわざ示し、改めて単純にその内容確認する尋問をするなどの問題が認められた。

これは、研修生が理論では当事者主義を理解していても、従前の職権主義的な真実追究を主目的とする民事訴訟観の残滓があるため、争いのない事実であっても裁判官に疑問があれば質問しようとしたものと思われた。

次に、裁判官役が原告・被告両代理人の尋問を裁判官役の尋問と同一の重複尋問である

として制限する場面がやや頻繁に見られ、代理人役が事前に準備した尋問を行えず困惑している様子が見られた。

上記のとおり、カンボジアの新民事訴訟法は当事者主義を基本としつつ、弁護士の数や絶対数が少なく本人訴訟が多い現状に配慮するなどして、尋問については原則として裁判官が先に尋問する方式を定め、場合によっては当事者が先に尋問を行う（交互尋問）ことを認めているが、裁判官の意識や運用次第で公判運営に相当な影響をもたらすものと思われ、今後も当事者主義における裁判官、代理人弁護士や当事者の役割についてよく説明していく必要がある。

また、異議については、あくまで訴訟の進行を円滑・適正に行うためのものであり、どういった場合に異議を誰が申し出るのか、異議を認める基準は何かといった点について、今後はより具体例に基づいて教えていくのが適切と思われる。

◎最終弁論

原告被告各代理人グループがそれぞれ、当事者・証人尋問を基に最終弁論を行った。

◎判決言渡し

3グループがそれぞれ判決書を起案した。いずれも原告勝訴の判決であった。

3通の判決書についての問題点の指摘と改善は、法曹養成研究会に諮った上で、本研修後に行われた JICA-Net セミナーで行われたため本稿では割愛する。

◎模擬裁判講評など

当部教官に加え、法曹養成研究会委員の上記磯川弁護士、同本間佳子弁護士が参加し、研修員らと率直な意見交換を行い、模擬裁判においてより改善すべき点を指導した。

両弁護士からは、豊富な実務経験に裏打ちされた有用な助言が多くなされており、この場を借りて改めてお礼を申し上げたい。

両弁護士の講評については、本誌 103 頁以下を参照されたい。

講評において、重点的に日本側から意見を述べた点は、上記で指摘したとおり、当事者主義の下で、職権主義的な裁判官主導の尋問規定をどのように運用すべきかという点であった。

この点、カンボジア側からは

「代理人のいない事件については、事件をスムーズに処理するために、裁判官が先に尋問した方がいい。カンボジアでは多くの事件は代理人がなく、それに読み書きさえできない当事者もいる。代理人のいる事件については、裁判官が先に尋問するが、できるだけ尋問を少なくし、次に代理人に尋問の時間を取る方がいい。最後に足りないのであれば、裁判官がさらに追加尋問を行う。」（裁判官研修員）

「当事者及び証人の尋問は非常に重要であり、また真実を探るために、当事者・証人尋問の評価によって心証形成が不可欠である。その目的を効率的に達成するために、尋

問順番を決めた方がいい。民訴法では、裁判官、主尋問、反対尋問と規定されているため、その順番を守った方がいいが、裁判官の尋問は最低限度にし、代理人の尋問をできるだけ多くした方がいい。しかし、代理人のいない事件、又は代理人がいても尋問の下手な代理人の付いた事件については、裁判官の尋問が重要な役割を持っている。また、もし代理人から先に尋問をしたいという旨の申立があった場合は、代理人から尋問してもらった方がいい。」（裁判官研修員）

「裁判官が先に尋問してもいいが、事件の概要にのみ限定する。優先的に当事者側に詳細にその尋問の機会を与える。足りない部分については裁判官が補足の尋問を行う。裁判官としてはあまり詳細に尋問しない方がいい。詳細に尋問を行うと当事者がどちらかに偏るとの印象を受けられてしまう可能性がある為である。裁判官は当事者若しくは代理人が重複の尋問時にその尋問を止めるのではなく、重複の尋問をしないように注意を喚起するだけにした方がいい。」（弁護士研修員）

「口頭弁論において、裁判官は必要最小限の質問を行い、できるだけ当事者を弁護する代理人に多くの機会を与えた方がいい。またカンボジアの現状では、弁護士の数が少なく、一部の州では弁護士が皆無に等しいため、もし裁判官が尋問を主導しなければ審理が混乱を来し、スムーズに審理が行えなくなるおそれがある。基本的に事件によって、迅速にかつ公正に処理するために、裁判所は自ら判断し、尋問のやり方を臨機応変に採用した方がいい。総合的に判断し、弁護士の数が非常に少ない現状において、裁判官が多く質問するのか、それとも代理人が多く質問するのかは裁判官の裁量に委ねる。」（司法省研修員）

などの意見が出され、本人訴訟においては裁判官が積極的に尋問を行うが、代理人が付いている訴訟においては、まず代理人に尋問させる方式の方が望ましいというものがほぼ全員が一致した意見であり、また、カンボジアの実情に即していると思われる。

（４）その他

◎条文輪読会

本研修においては、民事訴訟法の訴え提起から判決まで条文ごとに担当を決め、その日の日程終了後、研修員のみで条文の輪読会を行い、その場で提出された疑問について書面にして翌朝提出させることにした。これは条文の知識理解を深めるとともに研修員側の関心や理解が不十分な点がどの部分にあるかを教官側が把握するのに有益であると考えて行ったものである。

研修員からは、条文が想定する具体的事例や土台になった日本民事訴訟法の実務における当該条文の運用について送達や欠席判決などを中心に約 50 問ほど質問が出された。

例えば、条文で用いられている「疎明」とは何か、どういった資料で「疎明」を認めるのか、「重大な過失」とはどのような場合か、「やむを得ない場合」とはどのような場合かなど、具体的事案の解決を通じて、カンボジアの国情に応じて決められるべき事柄、換言すると判例や実務の蓄積によって確立されていくべき事柄について質問がなさ

れる傾向がある。

今後は、日本とカンボジアの国情の違いから、日本の解釈論を単純にカンボジアに移植するだけでは不十分であり、カンボジア人自身の手によって法解釈を行い、判例を蓄積していく重要性についても自覚させていく必要があるように思われた。

これらの質問については、後日、当部教官において回答を作成しカンボジアに送付することとなっている。

◎特別講義

竹下守夫民事訴訟法作業部会長及び上原敏夫委員から、民事訴訟法の基本理念と第一審手続の流れについて講義を行い、三木浩一委員及び山本和彦委員から、連帯保証の事案を設例としつつ、公示送達、欠席判決、文書提出命令、鑑定、仮差押え、確定判決の効力などが争点に含まれる事例問題の指導を行っていただいた。

事例問題について議論を行うロースクールのゼミ方式の教育方法は、研修員の参加意欲を高めるだけでなく、研修員の理解度を測る上でも有用であり、今後の研修においても積極的活用が望ましいと思われる。

◎東京高等裁判所表敬

東京高等裁判所に法曹養成研究会参与委員である柳田幸三同高裁部総括判事、南敏文同高裁部総括判事を表敬訪問した。

その際、研修員からは、「和解で当事者をどのように説得するか」、「カンボジア民訴施行において困難が予想される点は何か」など、研修員が実務家の観点から強い関心を持っていた疑問点について質問がされ、両判事から回答をしていただいた。

5 研修成果と今後の課題

本研修は、新民事訴訟法がカンボジア全土に適用される直前に実施しており、研修員らの課題や講義に取り組む姿勢や熱意は従来にも増して顕著であり、本職を始め、研修に参加した日本側関係者全員にとって非常にやりがいを感じる事となった。

特に、模擬裁判の準備、条文輪読会、特別講義のための事前課題など研修時間外における作業は、研修員の研修への主体的参加意欲を高めただけでなく、民事訴訟法の一審手続部分について実務的な理解を深める上で効果的だったと思われる。

教育方法として、日本側がロールプレイを実演し、それを手本にまねることから始めるというやり方も有用だったと思われる。

研修員らからは、「民事訴訟法について十分理解しているつもりだったがいまだ不十分だったことを自覚した。」、「訴訟の手続について具体的イメージが持てた。」など積極的に評価する声が聞かれた。

一方、内容的には、判決書の改善や執行・保全分野の教育など積み残している部分も少なくなく、今後の研修内容を検討する必要がある。

また、前回の研修時に比べて研修員らの能力は確実に向上しており、同じ研修員に複数回連続した研修を行うことの有用性も確認された。反面、日本で研修し能力の認められた研修員について、カンボジアにおける法曹教育でどのような役割を果たしていただくべきかについて今後検討することは、プロジェクトを運営する上で重要であろう。

最後に、本研修の成功には、柴田 JICA 長期専門家が参加して研修員らの問題意識を日本側に橋渡ししたことと研修監理員である天川芳恵氏、スワイ・レン氏（五十音順）が正確な通訳を行ってくれたことが大きく寄与していることを付言する。

第3回カンボジア法曹養成支援研修を担当して

国際協力部教官

宮崎朋紀

1 私は、2007年7月9日(月)から20日(金)まで2週間にわたり、ともに同年4月に国際協力部に着任したばかりの亀卦川教官と、第3回カンボジア法曹養成支援研修を担当した。

私にとっては、カンボジアの研修員らと直接顔を合わせたのは初めてのことであったが、研修を通じて積極的に質問をする姿や熱心にメモをとる姿が印象的であった。一方、研修員らにとっては、宿泊場所と研修場所との間の慣れない電車通勤に加え、毎日宿泊場所に帰ってからの課題(民事訴訟法の条文の輪読会)を与えられるなど、ハードな2週間であったようだが、最後のアンケートや後に伝え聞いたところでは、充実した研修であったと感じてもらえたようである。改めて、この研修のカリキュラムに参加し、研修員らに対して内容の濃い講義やコメントをしていただいた諸先生方に深い感謝の意を表したい。

以下では、今回の研修のうち、模擬裁判及びそれとともに実施した講義、講評の中で感じたことを中心にお伝えしたい。

2 講義の内容について

模擬裁判に並行して、講義1「民事訴訟の基礎」、講義2「尋問について」、講義3「判決起案指針」という3つの講義を行った。

講義1は、今回の模擬裁判で行う「弁論準備手続の結果陳述～尋問～最終弁論～判決起案」のすべてに関わる前提知識を確認するもので、「請求段階、主張段階、証拠段階の区別」、「当事者主義の意義」、「主要事実と間接事実の各意義、機能」といったトピックを取り上げた。なお、「主張責任と証明責任」についても取り上げる予定であったが、時間の関係でそこまでは進めなかった。

3 研修員らとのやりとりの中で感じたこと

(1) 請求段階、主張段階、証明段階について

講義1で、まず請求段階について説明を始めたところ、ある研修員から、カンボジア民事訴訟法75条2項2号の「請求を特定する事実」と同条3項の「請求を理由付ける事実」の違いは何かという質問がされた(日本民事訴訟法にも同様の規定がある)。すると、研修員らがみな一斉に何やら発言を始め、この2つの概念の違いについてほぼ全員が理解できておらず、強い関心を持っていたことがうかがわれた。しかし、しばらく時間をかけ、具体例も挙げて、前者が請求段階に関するものであり、後者が主張段階に関するものであることを説明すると、おおむね納得したようであった。その他の請求段階と主張段階の区別については、比較的スムーズに理解されたように思われる。

一方、主張段階と証明段階の区別、特に「当事者の主張」と「当事者本人尋問の供述」との違いの話をすると、やはり、研修員らから疑問が呈された。「やはり」と書いたのは、前任者から「この点は何度説明しても研修員らから繰り返し質問される」旨の引継ぎを受けていたためである。具体的には「当事者尋問に対し、代理人弁護士が代わって答えられないのか」などの質問がされた。予め準備していた説明をしたが、その後も延々と質疑が続き、その中で「これまでのカンボジアの民事訴訟では、当事者は弁護士にすべてを任せ、法廷には出てこないのが通常であった。もし、尋問に代理人弁護士が答えられないとすれば、当事者本人が法廷に出られないときにはどうになってしまうのか」といった問題意識も含まれていることが分かった。そもそも主張段階と証明段階をなぜ分けるのかという点を含め、主張段階と証明段階の説明にはかなり苦勞した。

今回の研修員らは、実際に模擬裁判で当事者本人尋問を体験してみることで、双方に弁護士が付いた訴訟での「当事者の主張」と「当事者本人尋問の供述」の違いについてはイメージを持つことができたようであるが、弁護士不足のために本人訴訟が多くを割合を占めるといわれるカンボジアの現状を考えると、上記の点を含めて主張段階と証明段階の違いをカンボジアの裁判官一般に認識させるまでには、時間がかかるのではないかという感想を抱いた。

(2) 主要事実と間接事実について

この点の説明をするに先立ち、試みに研修員らに対し、あえて「間接事実」という用語の説明をせずに「模擬裁判の事案について、取り上げるべき間接事実を挙げてもらいたい」と順番に尋ねてみた。そうすると、それぞれが特に迷うことなく間接事実を指摘し、その的確な回答ぶりに感心した。

主要事実と間接事実に関する研修員らとのやり取りをもう1つ御紹介したい。判決起案についての事前説明をしていた際、研修員の1人から「事実摘示欄には主要事実だけを記載すればよいのか、間接事実も記載すべきなのか」との質問がされたが、よいポイントを突いた質問であり、日本側を喜ばせた。このときは「基本的には主要事実を書くことに集中すべきである。間接事実を書いてもよいが、冗長にならないようにすべきである」などと要点だけを伝えるにとどめ、起案に取り掛かってもらった。そして、判決講評の際に、この点について感想を聞いたところ、「間接事実まで書くことになると裁判官が忙しくなってしまう、処理が大変なので主要事実のみ書くべきだと思った」という思わずクスリとする意見が述べられた一方、ある研修員は「主要事実だけ書けばよい。間接事実が理由欄で触れれば十分であり、事実摘示欄に書くと重複が生じる」との意見を述べ、別の研修員は「判決の分かりやすさの点からすると、間接事実もある程度記載した方がよい。理由欄では、事実摘示欄に記載したことを前提に、重複しないように書けばよい。また、事実摘示欄には重要な間接事実だけ書くことにすればよい」という意見を述べた。研修員らが非常によい議論をしてくれたと感じ、今回の研修の中で最も強く印象に残った場面の一つである。

(3) 調書異議について

「調書異議の手続について教えてほしい」という質問は、私が着任して以来、講義のテーマ等に関わりなく、繰り返される質問の一つであったが、今回も同様にその質問がされた。私自身経験がなかったため、日本民事訴訟法の逐条解説等を調べながら回答をしていたが、時間をかけて質問の意図を聞いてみると、「カンボジアでは、当事者が書記官を信用しておらず、調書に異議が申し立てられることが多いため、従前、期日が終わるたびに、書記官が走り書きで作成した調書を当事者双方が確認し、それにそれぞれが拇印を押すという運用をしていた。ところが、新しい民事訴訟法には当事者が拇印を押さなければならないという規定がない。それでは調書異議申立てが続出すると思う。規定にはないが、事実上拇印を押させる運用をしてもよいか」ということを言いたかったことが分かった。この質問を始めとして、質問者の意図を十分確認し、カンボジアの従前の実務を理解しなければ、的確な回答ができないことを研修中繰り返し感じた。

(4) 執行、保全について

研修中の自由な質問時間の中では、執行、保全に関する質問が多かった。それも、「仮差押えと仮処分の違いが分からない」とか「勝訴判決を得たが、被告に財産がない場合はどうしたらよいか」などといった初歩的な質問が多かったため、本研修の2か月後の9月に行った JICA-Net セミナーのテーマに執行、保全を取り入れた。その後も現地から執行、保全に関する質問が多数寄せられており、現段階でこれらの分野への対応に苦慮していることがうかがわれる。

4 今回の模擬裁判を振り返って

(1) 今回の模擬裁判を通じて、研修員らが実際に手続を体験しながら、各手続について考えを深めたということが私たちにも伝わってきた。

先に触れた「判決書の事実摘示欄に間接事実を書くべきか否か」の点、また、他の方々の文章で触れられている「尋問の順序は、裁判官が先がよいか、代理人弁護士が先がよいか」の点をはじめとして、研修員らが実際にやってみたことにより、体験に基づいた非常によい議論がされたと感じたことが何度もあった。

(2) また、今回の模擬裁判を通じて、研修員らが今どのくらいのレベルにいるかということ把握することができたと感じる。

争点整理や尋問に関しては、詳しくは他の方々の文章で述べられているとおり、全体に事前に予想していたよりも高いレベルにあったと思う。

判決書については、3グループ中1つのグループの事実摘示欄は、主要事実をおおむねもれなく指摘していたほか、「重要な間接事実」を簡潔に指摘しており、驚くほどすっきりとまとまったものであった。もっとも、それ以外の部分及び他のグループの判決起案は、まだまだ改善が必要という印象であったが、私自身が修習生や新任判事補だったころの判決起案を思い起こしてみると、彼らの起案についても、現段階ではまだ、特に悲観的になるほどのことはないように感じた。

(3) 法曹養成研究会において従前指摘していただいていたことであるが、模擬裁判の前に、

あるいは、並行して、日本側から「見本をやってみせる」ことにより、手続のイメージを持つという効果が更に上がるように思われた。

弁論準備手続については、本研修に先立つ5月に礒川弁護士と、当部亀卦川教官と私の3名で、JICA-Netを通じて実演して見せたところ、好評であった。今回の模擬裁判では、1人目の人証の尋問はあまりにあっさり終わってしまったが、上記経験もあったので、急きょ日本側から尋問の実演をしてみせたところ、翌日行われた人証の尋問は見違えるように改善した。これらのことは、他の方々の文章に詳しく触れられているとおりである。

- (4) さらに、今回本間弁護士、礒川弁護士をお呼びし、講評を担当していただくなどしたが、極めて有意義であったと感じる。お二人とも弁護士の立場から、各手続で重視すべき点を指摘された上、尋問において細かい事情を丁寧に拾われ、負け筋の側でも決してあきらめない姿勢、勝ち筋の側でも決して油断しない姿勢を示されていた。このような姿勢はカンボジアの研修員らに伝わり、当事者主義を支える弁護士がどのような仕事をしなければならないかというイメージを持ってもらえたと思う。また、カンボジアの法整備支援に長く携わっているお二人は、今回の模擬裁判を見て研修員らのレベルが向上したことを実感されたようであり、研修員らに賞賛と激励の言葉をかけておられたが、これらは研修員らにとって大きな励みになったであろうと思われる。

- 5 2007年12月に、カンボジア現地において、カンボジア王立裁判官・検察官養成校の2期生、3期生合同の模擬裁判が行われる。その際は、本研修と同じ記録を用い、今回の研修員中の教官候補生7名（うち6名は同校1期生）は指導役に回ることになる。このように、まず自らが模擬裁判を体験し、その後、後輩が行う同じ事案の模擬裁判の指導役を担当するというのは、教官養成としてよい手法ではないかと考えられ、今後も続けていければよいと考えている。まずは1期生の教官候補生である彼らが、後輩たちに対し、どのような指導をしてくれるかが楽しみである。

第3回カンボジア法曹養成支援研修（模擬裁判）に参加しての感想

弁護士 礒川 剛志

私は、大阪弁護士会に所属する51期の弁護士であるが、2005年11月以降、国際協力機構（JICA）より委嘱を受け、カンボジアの裁判官養成のプロジェクトに参加している。主な活動内容は、おおむね3か月に1回開催されるカンボジア法曹養成研究会に委員として出席することであるが、今回を含め我が国での本邦研修に3回参加し、カンボジア王立裁判官・検察官養成校でも1度、民法講義を担当したことがある。

今回の本邦研修では、過去に一度、本邦研修で会ったことのある研修生を対象として、模擬裁判への協力及び講評を行った。模擬裁判では、被告本人役を担当し、研修生からの尋問を受けた。通常の弁護士としての仕事の関係もあり、自らが担当する部分以外の模擬裁判を傍聴することはできなかったが、研修生から自ら受けた尋問につき、日本の弁護士として、また、被告本人役としてのコメントを講評で行った。

模擬裁判の事案の詳細は、国際協力部教官のレポートに譲るが、被告は、原告から金員を借用した事実は認めるものの、その大部分につき返済を行い、残りを免除してもらった旨の主張を行っている。できるだけ、模擬裁判に臨場感を出すため、メモを見ずに供述できるように、事前に国際協力部から交付を受けた被告本人の供述案を前日に暗記したが、「ソック・ボラー」、「キエウ・アート」といったカンボジア人の人名が覚えられず苦労した。

カンボジア民事訴訟法の規定により、証人及び本人尋問は、裁判官がまず行い、続いて被告代理人からの質問、原告代理人からの質問がなされた。裁判官がまず尋問を行うという点が日本の民事訴訟法と大きく異なる点であり、この点、どのような質問を裁判官役が行うのか、それに応じて、当事者代理人がどの程度の質問を行うのか、多いに興味があったところである。

結果としては、裁判官からの尋問は、あまり具体的な内容には踏み込まないものであった。そして、それに続く被告代理人からの尋問も突っ込んだ内容ではなく、そのまま原告代理人からの反対尋問に移行してしまった。我々の感覚からすれば、裁判官からの尋問と証人申請側の代理人からの尋問を併せて、少なくとも日本の訴訟における主尋問的な内容がカバーされなければならないという認識があったが、そういう意味では、主尋問的な内容がカバーされないまま、反対尋問に移ってしまったという印象である。

この点については、後の講評において問題点を指摘したところ、裁判官役からは、「裁判官がまず尋問することに法律上になっているが、当事者主義や両当事者に代理人がついていることを意識して敢えてあまり尋問しないことにした。」、被告代理人役からは、「裁判官が十分尋問してくれると期待していた。」といった趣旨の発言があった。このような結果は、カンボジア民事訴訟法で、当事者主義を取りつつ、尋問の順序を従来のカンボジア実務に合わせて、裁判官がまず尋問を行うという規定になっていることから生じたものと思われる、研修生の説明にむしろ納得させられた感じであった。講評においては、裁判官が日本の証

人申請側代理人による主尋問のような形で一通りの内容につき尋問を行うことも、あるいは当事者に代理人がついている場合に、敢えて尋問内容を控える、更には尋問の順序を変更する、といった対応もいずれも間違いではないと説明した。今後の実務の中で、一定のスタイルが定着してゆくものと思われ、実務を通じてカンボジア側が独自に決めるべき問題と考えたからである。一方で、スタイルが定着するまでの間は、今回の模擬裁判のような事態が生じないように、例えば、弁論準備手続中である程度、裁判官と当事者代理人が尋問の順序や役割分担につき協議するといったことが必要ではないかとの指摘を行った。日本の裁判実務においても、弁論準備手続において、主尋問や反対尋問の時間につき、「主尋問 20 分、反対尋問 30 分、補充尋問 10 分」といった形で事前協議を行うケースがあると思うが、同じような形をとって、裁判官がどの程度、最初に尋問を行うか、両当事者代理人に伝えることは有益であろう。

これに対して、反対尋問は、上記のような問題と無関係であったこともあり、それなりのレベルの尋問がなされたように思う。尋問技術として気になり、後に講評でコメントした内容としては、①あまり時系列に沿った形で質問がなされておらず、証人が混乱を招く、②単発的な質問が多く、聴き手が具体性を持ってストーリーをイメージできない、③ある質問に対する証人の証言を前提とし、さらに突っ込むといった質問が少ない、という点があった。もっとも、このような問題点というのは、日本の司法修習生の模擬裁判を見ていると感じられるものであり、致命的な問題だとは思わなかった。

研修生の私に対する証人尋問が終った時点で、前述のとおり、裁判官と被告代理人との役割分担がなされていないとの危惧を参加した日本側スタッフ全員が持ったことから、急遽、日本側スタッフによるモデル裁判を見せることにした。国際協力部の宮崎教官が裁判官役、柴田長期専門家が被告代理人役、亀卦川教官が原告代理人役を行い、私は引き続き、被告本人役を行った。予めモデルとなる尋問及び供述内容が記録作成用に用意されていたため、台本どおりのモデル裁判を行ったものである。なお、モデル裁判では、カンボジアの民事訴訟法の規定を重視して、裁判官が最初に突っ込んだ内容の尋問を行い、証人申請側代理人がこれを補完する形の尋問を行った。

日本側スタッフが急遽行ったモデル裁判は、研修生にはおおむね好評だったようである。

日本側スタッフが実演を行うことは、カンボジア民事訴訟法上、解釈に委ねられている部分に関して、先入観を与えてしまうというリスクがある。しかしながら、一方で、実際に具体例を目にすることは研修生にとってイメージを持ち易く、極めて有効な研修方法である。実際、私は傍聴することができなかったが、翌日行われた原告本人尋問においては、研修生の尋問内容、尋問技術ともに格段の進歩があったと聴いている。先入観を与えるという問題に関しても、講評に際して、別の解釈の仕方、例えば、当事者代理人から先に尋問をさせるといった方法もあること、そのメリット・デメリットを指摘することにより、十分回避可能ではないかと思った。

講評に際しては、前述のとおり、当方の疑問に対して、研修生から納得のゆく説明があったり、あるいは、研修生からの質問についても、根拠のある質問がなされ、研修生が新

しい民事訴訟法に対して一定の理解を持っているとの印象を受けた。私が2年前にこのプロジェクトに参加する時点で、前任の教官等から、「カンボジアの研修生からは、とにかく意味の分からない質問が多い」といった説明を受けていたが、研修生のレベルがある程度向上し、質問の質が改善されてきているのではないかと思う。

今般の本邦研修では、私の他に東京の本間弁護士が模擬裁判に参加された。法務省の国際協力部主導のプロジェクトではあるが、我々日本の弁護士、特に若手の弁護士がどんどん参加できる機会があれば良いと思う。単にカンボジアの発展のためという大義だけではなく、支援する我々としても異なった文化、考え方に接する良い機会である。先般、カンボジアの裁判官・検察官養成校で民法講義を行った際も、生徒から我々日本の法曹が既に当たり前と思う法哲学的な質問があったりと、指導する立場の我々が考えさせられることもあった。

私の場合、このような法整備支援に従前から興味があったわけではなく、留学からの帰国時に大阪弁護士会を通じての打診がたまたまあったことから、また、通常の弁護士業務にそれほど支障とならないという説明があったことから、本プロジェクトに参加することになった。しかし、現在では、国際的な意義のある活動に関与することができ、また、貴重な経験を積む機会を与えられたことに感謝しているところである。

第3回カンボジア法曹養成支援研修に参加して

弁護士 本間佳子

1 研修の概要

2007年7月9日から20日にかけて、カンボジア法曹養成支援プロジェクトの本邦研修が行われた。参加したメンバーは、最年少24歳から最年長37歳までの、現職若手裁判官、弁護士、司法省職員合計16名であり、そのうちの数名は、カンボジア王立裁判官・検察官養成校の教官候補者である。

この研修では、法務省法務総合研究所国際協力部が中心になって模擬裁判を行い、その前後に法総研教官の皆様並びに竹下守夫先生、上原敏夫先生、三木浩一先生、山本和彦先生から講義があり、正に、「論理と実践」の両方から「知のシャワー」を浴びるような、充実した研修が行われた。

私は、このうち、大阪で行われた模擬裁判の原告本人尋問と証人（被告の妻）の尋問並びに最終弁論を傍聴し、講評を担当した。なお、被告本人尋問については、弁護士の礪川剛志さんが傍聴・講評を担当された。

ここでは、私が模擬裁判傍聴・講評を通じて感じたところを記させていただく。

2 カンボジアメンバーの成長を実感したこと

(1) 主要事実と間接事実の関係について

模擬裁判を傍聴して、うれしい驚きをもって確認した第一のことは、カンボジアメンバーが間接事実の機能を理解したということだった。

これまで、民事訴訟法起草支援のプロジェクトでのワークショップなどにおいて、カンボジアのベテラン裁判官にとって、主要事実と間接事実の違いを理解することが非常に困難であるという問題があった。そして、間接事実の機能をどうやって理解してもらったらよいかということが、常に課題になっていた。

今回の研修では、模擬裁判において、消費貸借契約の事例で、一部弁済があったかどうかと残債務の免除があったかどうか争点となるものを取り上げ、決定的な書証がないという状況において、間接事実の積み重ねによって主要事実を推認させる方法で立証するという手法に取り組んだ。尋問の前後の講義でも、丁寧に、主要事実、間接事実、補助事実について解説され、正面から、この課題に取り組んでいただいた。

その結果、模擬裁判では、重要な間接事実がよく拾われた尋問が行われ、後の解説・講評の議論において、カンボジアメンバーから、争点は一部弁済の事実の有無と債権者から免除があったかどうかであるという認識を前提にして、証人から引き出した証言は、「間接事実」を示すものだったこと、それによって主要事実を立証しようとしたことを確認する発言がなされた。この発言は、間接事実の機能が理解されていることを示すものであると評価できた。

(2) 主張と証拠の関係について—とくに本人尋問の結果が証拠であることについて

以前の民事訴訟法関係の研修で、もうひとつ大きな課題だったことは、主張と証拠の峻別が難しいということだった。特に、本人の陳述が証拠になるというのは、何度説明してもなかなか理解が得られなかった。これは、これまでのカンボジアの民事裁判が、調査手続を含む、かなり徹底した職権主義・糾問主義の構造をとっており、さらに、ほとんどの事案が弁護士のつかない本人訴訟であるという事情が関係していると思われる。結果的に、民事裁判の経験のあるベテラン裁判官にとって、当事者が法廷で言うことは「主張」であって証拠とは違うという固定観念から脱却するのはとても困難なことのようだった。

今回、証人尋問とならんで原告本人及び被告本人の尋問を行うなかで、若いカンボジアメンバーは、比較的 naturally、本人尋問の結果が証拠になるということを肌で感じたようだった。体験の意味するところは大きく、模擬裁判が新しい民事訴訟法の普及のために大変有効な手段であることがよくわかった。

3 今後の課題が感じられたこと

(1) 争いの無い事実の取扱い—弁論主義との関係

弁論主義については、すでに何回か、本邦研修や現地ワークショップなどで取り上げ、自白された事実は立証を要しないこと、争いのある事実についてのみ証拠調べがなされるべきことを解説してきた。今回の研修でも、事前の講義で、弁論主義について再度説明されたと聞いている。

しかしながら、実際に尋問をやってみると、双方当事者の間で争いの無い事実（今回の模擬裁判事例では、消費貸借契約の成立など）についても、消費貸借契約書を示して尋問されるということが一部のメンバーの中に見られた。

講評における指摘と、その後の研修におけるさらなる講義・解説によって、理解が深まっていたほしいと期待している。

この点は、繰り返し研修する必要がある、特にカンボジアの裁判官だけでなく弁護士が弁論主義の理解を深めることは、今後のカンボジアにおける民事訴訟法手続の発展にとって重要であると感じた。

(2) 重複尋問と尋問の順序—裁判長の尋問が最初と定められていること

もうひとつ、今後の課題として気になったことは、重複尋問が多いことだった。このことには、カンボジア民事訴訟法の尋問の規定のなかに、現在の日本の民事訴訟法と大きく異なる規定があることが関連している。カンボジア王国民事訴訟法典では、尋問の順序について、裁判長からまず尋問することとされている（138条）。

この条文は、カンボジアの起草メンバーから「カンボジアではまだ弁護士が少なく、弁護士がつかない訴訟が非常に多い。そのような場合に、当事者が充実した尋問を行うのは無理で、裁判所が尋問を主導しないと実質的に公平な裁判は望めない」と指摘され、その指摘に基づいて、裁判長が最初に尋問を行うと規定された経緯がある。つまり、当

事者主義を修正して職権主義的な手続きを残したということである。

私は、この条文を条文として検討しているときには、あまり問題を感じなかった。しかし、実際に模擬裁判という具体的な場面で見ると、弁護士にとってはやりくいものであることが、傍聴している私にも実感された。

当事者代理人が最初に尋問する場合は、主尋問は準備したとおりに行えばよいので比較的やりやすい。反対尋問は、主尋問で問われた質問と重複しないよう、また先の尋問結果を前提にして、柔軟に尋問事項を変化させなければならない。ところが、カンボジア民訴では裁判長が最初に尋問するため、弁護士が尋問するときには、常に反対尋問のような、柔軟な尋問事項の変更が必要になるのである。

さらに、弁護士の立場としては、依頼者に「よく働いている」と評価してもらう必要がある。用意した尋問事項のほとんどを裁判長に言われてしまって、尋問を短くすると、依頼者から、「うちの弁護士はあまり熱心に尋問してくれない」という印象をもたれるのではないかと心配になる。そうすると、重複してもいいからたくさん質問したくなるのである。私も、弁護士として、その気持ちはよくわかる。

今回の模擬裁判の講評の際に、参加メンバー（弁護士）から同様の指摘があり、これについて弁護士としてどう対応すべきか、という質問があった。ひとつの方法として、民事訴訟法 138 条 6 項において、裁判所は適当と認めるときは尋問の順序を変更することができることとされていることを指摘して、弁護士から先に尋問させてもらいたいと述べて、裁判所に尋問の順序を変更するよう求めてみたらどうかと提案した。

今後、カンボジアにおける実際の訴訟の現場でこの条文がどのように運用されていくのか、興味深いところである。

4 感謝

今回の研修に参加して、新しい人材が急速に成長していることを目の当たりにすることができて嬉しかった。わずか数年の間に、20代、30代のメンバーが急速な成長をとげ、新しい民事訴訟法普及の中核となりつつあるのを見て、カンボジア司法の明るい未来を予感することができた。

この若い人材群の成長は、自然発生的に起きたものではない。法曹養成プロジェクトをリードしてきてくださった、三澤さんから始まり、関根さん、柴田さんと引き継がれた歴代専門家の皆様、現在の宮崎教官、亀卦川教官に至る教官チームの皆様の努力の積み重ね、そして、いつも細やかな配慮でロジを担当してくださる土屋さんを始めとする専門官の皆様が支える、法総研の総合力によるところが大きいと感じている。

法曹養成プロジェクトの立ち上げから関与した者として、深く感謝申し上げたい。

第3回 カンボジア法曹養成支援研修日程表

[主任教官: 亀卦川教官・宮崎教官, 事務担当: 土屋専門官・尾世専門官]

研修実施場所: 法務総合研究所中之島合同庁舎, JICA大阪(大阪), JICA東京・法務総合研究所赤れんが棟(東京)

月 日	曜	10:00	12:30	14:00	17:00	備考 (実施場所)	
7 /月 9		JICAオリエンテーション		13:00～ オリエンテーション 国際協力部	14:00～講義1(民事訴訟の基礎) 国際協力部教官	JICA大阪	
7 /火 10		国際協力部長あいさつ 国際協力部長	10:30～講義2(尋問について) 国際協力部教官	模擬裁判1(結果陳述・被告本人尋問) 磯川剛志弁護士 国際協力部教官		国際協力部 国際会議室	
7 /水 11		模擬裁判2(原告本人尋問) 本間佳子弁護士 国際協力部教官		模擬裁判3(被告証人尋問) 本間佳子弁護士 国際協力部教官	15:00～最終弁論起案 国際協力部教官	国際協力部 国際会議室	
7 /木 12		模擬裁判4(最終弁論) 本間佳子弁護士 国際協力部教官	11:00～講義3(判決起案指針) 国際協力部教官	講義3続き(判決起案指針) 国際協力部教官	判決起案1 国際協力部教官	国際協力部 国際会議室	
7 /金 13		判決起案2 国際協力部教官	11:00～講評1(尋問・弁論関係) 磯川剛志弁護士 国際協力部教官	講評2(尋問・弁論関係) 本間佳子弁護士 国際協力部教官		2階共用会議室	
7 /土 14		東京へ移動					
7 /日 15		休日					
7 /月 16		模擬裁判5 (判決言渡し) 国際協力部教官	講評3(判決関係) 国際協力部教官	日本側の模擬口頭弁論・質疑応答 国際協力部教官		JICA東京	
7 /火 17		講評4(判決関係) 国際協力部教官		講評5(判決関係) 国際協力部教官		JICA東京	
7 /水 18		特別講義1(民事訴訟法) 竹下守夫総長(駿河台大学) 上原敏夫教授(一橋大学大学院法学研究科)		特別講義2(民事訴訟法) 三木浩一教授(慶応義塾大学法学部) 山本和彦教授(一橋大学大学院法学研究科)		赤れんが棟 第五教室	
7 /木 19		東京高裁訪問, 表敬(10:30～11:30)		総括質疑応答 国際協力部教官		赤れんが棟 第三教室	
7 /金 20		10:00～評価会	11:00～閉講式	資料整理等		JICA東京	
7 /土 21		帰国					

第3回カンボジア法曹養成支援研修 研修員

1		イン・ヴァンビボル Mr. IN Vanvibol Judge, Kampong Chhnang Provincial Court コンボンチュナン州裁判所判事	37 歳
2		チャン・シナ Ms. CHAING Sinath Judge, Phnom Penh Municipal Court プノンペン市裁判所判事	30 歳
3		セム・サコラ Ms. SEM Sakola Judge, Kandal Provincial Court カンダル州裁判所判事	31 歳
4		ユー・ブンナー Mr. YOU Bunna Judge, Kandal Provincial Court カンダル州裁判所判事	27 歳
5		タン・スンライ Mr. TAING Sunlay Judge, Shihanouk Ville Municipal Court シアヌークビル市裁判所判事	36 歳
6		ブラン・サムナン Mr. PLANG Samnang Judge, Shihanouk ville Municipal Court シアヌークビル市裁判所判事	27 歳
7		セン・ニエン Mr. SENG Neang Judge, Kampot Provincial Court カンポット州裁判所判事	32 歳
8		トゥイツ・タリット Mr. TOUCH Tharith Chief of Civil Department, Ministry of Justice 司法省民事局長	28 歳
9		サー・プムラー Mr. SAR Phoumra Vice Chief of Civil Department, Ministry of Justice 司法省民事局次長	35 歳
10		カエウ・セター Mr. KEO Setha Vice Chief Civil Department, Ministry of Justice 司法省民事局次長	34 歳
11		パン・チャンリー Ms. PHAN Chanly Chief of Asian Affairs Office, Ministry of Justice 司法省アジア部門担当部門長	30 歳
12		セン・プティー Mr. SENG Puthy Secretary to H.E.Hy Sophea Secretary of State, Ministry of Justice 司法省ヒー・ソピア次官秘書	24 歳
13		イム・サリー Mr. YIM Sary Director of the legal clinic, The Center for Lawyers Training and Legal Professional Improvement 弁護士養成校・法律クリニック長	32 歳
14		イツ・プーム Mr. ITH Phum Lawyer, Legal Aid of Cambodia 弁護士(カンボジア法律援助会)	32 歳
15		ヌオン・ソツチェア Ms. NUON Sokchea Lawyer, Community Legal Education Center (CLEC) 弁護士(法律教育センター)	26 歳
16		セン・ソキム Mr. SENG Sokhim Lawyer, Community Legal Education Center (CLEC) 弁護士(法律教育センター)	36 歳

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Attorney 亀卦川 健一 (Kenichi KIKEGAWA), 教官 / Attorney 宮崎 朋紀 (Tomoki MIYAZAKI)

主任国際協力専門官 / Administrative Staff 土屋 佳代 (Kayo TSUCHIYA), 国際協力専門官 / Administrative Staff 尾世 智浩 (Tomohiro OSE)



E~MAIL

To : icdmoj@moj.go.jp

From : Asia

「あなた」と「私」(1)

ベトナム語の人称代名詞は、日本人には非常にややこしく思われます。原則として、①同年代の場合、年上の男性は“anh (アイン)”，年上の女性は“chi (チ)”，年下は男女問わず“em (エム)”，②1世代隔てた場合、父親と同年代で父親より年上は男女問わず“bac (バック)”，父親より年下の男性は“chu (チュー)”，女性は“co (コー)”，他方、子と同年代は“con (コン)”，③2世代隔てた場合、祖父と同年代の男性は“ong (オン)”，女性は“ba (バー)”，他方、孫と同年代は“chau (チャウ)”といった具合です。

特に面倒なのは、数の多さだけでなく、上記の関係を前提に1人称や2人称が決定される点です。例えば、私(男性)が、同年代の年上の男性と話す場合には、相手を“anh”，自分を“em”と呼ぶ一方、年下の人と話す場合には、相手を“em”，自分を“anh”と呼ぶこととなります。相手との関係次第で、「あなた」や「私」が、それぞれ“anh”になったり“em”になったりするわけです。

以上に加えて、例えば社会的地位の高い人は“ong”ないし“ba”と呼ぶなど、年齢以外の要素も加わってきます。

このように、ベトナム語では、「あなた」と「私」は、年齢等、お互いの関係によって決まります。私(我)よりもお互いの関係が優先されるというのは、文化的にも興味深いものに思われます。

ちなみに、夫婦や恋人同士の間では、いかに女性が年上であっても“anh”と“em”と呼び合うとか。上記の“anh”と“em”の本来の関係を思うと、甘い雰囲気を感じさせるものではないでしょうか。

(JICA ベトナム長期派遣専門家 中島 朋宏)

～プロジェクト報告～

ウズベキスタンで本配り

元 JICA 長期派遣専門家・弁護士
松嶋希会

1 はじめに

2004年10月頃より開始された JICA（国際協力機構）技術協力プロジェクト「ウズベキスタン共和国倒産法注釈書プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）は、2007年9月末をもって、プロジェクトとしては終了した。筆者は、2005年4月から、JICA 研修生として法務省法務総合研究所国際協力部（以下「国際協力部」という。）において、2006年4月から本プロジェクト終了までは、JICA 長期派遣専門家としてウズベキスタン共和国タシュケントにおいて、本プロジェクトに従事した。



本プロジェクトは、これまで何度も ICDNEWS で取り上げられており¹、また、プロジェクト概要は、国際協力部のホームページにおいても紹介されているので²、ここでは、ウズベキスタン共和国、同国倒産法や本プロジェクトの概要は割愛する。本稿では、ウズベキスタン共和国倒産法注釈書（以下「注釈書」という。）のロシア語版完成後の普及活動を報告する。もともと、普及活動は、2007年9月3日、国際協力部「国際会議室」において開催された公開セミナー「ウズベキスタンにおける倒産制度・実務の現状と今後の課題－倒産法注釈書作成支援を通じて－」において報告され、当該セミナーは、ICDNEWS 第32号（2007年9月号）「－ウズベキスタン共和国倒産法注釈書の発刊－ ～注釈書発刊の意義と注釈書の普及活動の展開～」で紹介されている。特に、ウズベキスタン共和国非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会、倒産企業清算・管財人監督部長プラトフ・バハディル・ウトウクロヴィッチ氏による講演「注釈書活用促進のための具体的取組について－地方セミナーの開催－」、及び、JICA ウズベキスタン事務所所員シャリポフ・シャリフゾダ氏による講演「民間セクターに対する倒産制度の広報活動とその必要性について」において、詳しく説明されている。本稿は、これらと重複するが、日本側参加者としてウズベキスタンにおける普及活動を報告するものである。

2 「普及活動」の盲点

注釈書のロシア語版は、2007年3月末に3000部発刊された（本頁写真の右の本である。）。原稿完成が近くなって、ウズベキスタン側からは「後は、配るだけ」という考えが

¹ ICDNEWS 第4号，第9号，第15号，第16号，第18号，第19号，第24号，第32号等

² http://www.moj.go.jp/HOUSO/houkoku/uzproject_1.html

感じられ、一方、日本側では、「注釈書を配るだけでは意味がない」と認識されだした。本プロジェクトの目指すところが、倒産法制の適正な運用、運用の改善であったため、より多くの人が注釈書を通じて倒産法を理解するようにならないといけないということである。この認識が普及活動に繋がっていった。

しかし、実際は、普及活動の入口である「配るだけ」で躓いた。まず、配布先を探し当てるのに時間がかかった。当然、全てを把握する必要もなかったが、判明している機関から配り始め、同時に関係機関を聞き出し、新たな配布先探しにそれなりの時間をかけた。また、配布の仕方も試行錯誤を繰り返した。配布にあたり念頭においたのは、第一に、倒産法を運用する側だけではなく、倒産法を利用する側又は適用される側を含めた関係者に広く配布する（関係者全体の能力向上）、第二に、注釈書の存在を知った人が容易に入手できるように配布する（入手方法の確保）、第三に、例えば、本プロジェクト終了1年後に、倒産事件に関わるようになった裁判官等の実務家や、倒産法の勉強を始めた学生が注釈書の存在を知ることができるように配布する（存在の周知）ということである。倒産法制をより深く理解してもらうための取組みの重要性は認識しながらも、現実の普及活動は、注釈書を物理的に適切に配布することが中心となった。



タシュケント新市街は、片側3車線以上の広い道路が走る。一般人の想像するシルクロードの面影はなく、ソ連時代の四角く大きな建物が並ぶ街である。

3 関係者全体の能力向上

(1) 利用者側への配布

最高経済裁判所側が当初提出してきた配布先リストは、主に、裁判官、管財人（一般の管財人、税務署職員、非独占化国家委員会職員）³に配布するものであった。これらの者は倒産事件を運用する者であり、運用者が正しく倒産法を理解することは、運用改善に不可欠である。しかし、適切な運用のためには、以下の二点も考えなければならない。まず、運用者が誤った場合、誰が正すのか。例えば、倒産法は、債務者や債権者といった倒産法の被適用者が裁判所の判断や管財人の活動に不服を申し立てることを認めているが、債務者等が倒産制度を知らなければ不服を申し立てることはなく、運用は正されない。恣意的な運用も許されることになる。実際に、倒産事件が開始された企業から、裁判所の決定が適法なのか疑義があるので注釈書を読みたいとの問い合わせもあった。また、倒産事件を始めるのは裁判官や管財人ではない。倒産事件の多くが時機を逸した

³ 倒産事件の7割を占めるといわれている簡易倒産事件では、税務署職員や非独占化国家委員会職員が管財人に任命される。

申立て・開始の故に企業に財産もなく、倒産法制、特に再建型倒産制度が利用されていないと言われている。この点の改善には、やはり、企業自身や債権者（税務機関も含む）、金融機関、それらの相談を受ける法律家・弁護士といった利用者の倒産法に対する理解が進まなければならない。倒産事件を利用したことのない銀行は、「わからないから使えない」と話していた。このような視点から、配布先には利用者側も含めた。

（２）将来の実務家への配布

注釈書協議の過程では、40代以上の世代は新たに学ぶことが非常に難しく、一方で、若手には柔軟性・可能性があることが顕著であった。そこで、「急がば回れ」の思いで教育機関への配布にも力をいれ、法学部を有している大学に限らず、経済、経営や金融を教えている教育機関にも注釈書を届けた。倒産事件には企業家や金融機関も関与するが、メイン・プレイヤーとなる管財人の資格取得に経営経験が要求されることもあり、法学部出身の管財人は圧倒的少数であり、多くが経済・経営学部出身である。



国民大学の図書館に40冊を寄贈した。左の写真は、稲葉一生国際協力部長（左）と法学部教授である。右の写真は、図書館の読書スペースである。

地方配布リスト例	
経済裁判所 民事裁判所 刑事裁判所	倒産事件を審理する機関は経済裁判所である。経済裁判所裁判官は全国で125人前後おり、裁判所では、裁判官のほか法律顧問や裁判官候補も働いている。
検察庁	検察官には、手続の監督権限のほか、倒産事件の申立権限もある。
司法省	多くの機関は、全国に14箇所の支部を有する（12州・カラカルパクスタン自治共和国・タシュケント市）。
非独占化国家委員会	倒産事件を管轄する機関である。管財人の資格審査・監督等を行い、定款資本に国家の持分が含まれている企業の財務モニタリングも行っている。かかる企業について倒産事件を申し立てる権限も有する。
税務委員会	簡易倒産事件では、税務機関の職員が管財人となることが多い。
税務署	各州に税務委員会支部のほかに10から16の税務署が存在する。
商工会議所	
管財人協会	2006年12月に本格的に活動を開始したばかりの任意加入団体である。
弁護士会 法律事務所	現在、弁護士会は任意加入であるが、強制加入に変更すべく法改正が進められている。タシュケントでは3000人中1000人程が加入していると聞いたが、地方では多くの弁護士が加入していると思われた。
会計士協会	
公証人協会	
農業協会	州によっては、企業の大半が農産業に従事している。

大学・教育機関	法律，経済，経営，金融を教えている機関に配布した。
銀行	中央銀行，国立銀行，その他商業銀行 28 行がある。3 分の 1 程度が，タシュケントにのみ店舗を有している。
書店展示	印刷会社直営の書店にサンプルを展示してもらった。

タシュケントにおいては，上のリストに揚げられた機関のほかに，経済省，金融省，国有資産管理国家委員会といった省庁・国家機関，公共の図書館，大学等に設けられた社会人向けのビジネス・コースにも配布した。ビジネス・コースには，中央・地方から企業家や非独占化国家委員会職員等が参加していた。また，世界銀行，欧州復興開発銀行やドイツ援助機関（GTZ）といった機関にも渡した。法整備を支援しているドナーは多くはないが，中小企業支援や金融関係支援を行っており，倒産法に対する関心は高かった。周辺国の経済事件を扱う裁判所や国家機関，各国の大使館にも届けた。やはり，隣国カザフスタン共和国が興味を持っていた。

（3）地方への配布・ウズベク語版の配布

本プロジェクトは，当初，ロシア語版のみの出版を想定していたが，地方や，都市部でも 20 代前半以下の世代が，ウズベク語で教育を受けておりロシア語の知識に乏しいことから，ウズベク語版も 4000 部発刊した。また，地方セミナーを開催して，地方では倒産法が理解されていない，理解するための手段がないことを痛感し，ウズベク語版の配布では，地方配布に重点を置いた。その際，各機関の中央機関を通すのではなく，各州の州経済裁判所に，配布リストと共に，200 部や 300 部といったまとまった部数を届け，裁判所から各機関の地方支部に配布してもらった。



左の写真はブハラ州経済裁判所（建物左半分），右の写真は同裁判所の前である。タシュケントからブハラへは，車又は電車で 7 時間，飛行機で 1 時間半かかる。

（4）英語版の配布

ロシア語版の草案が完成した頃から，日本側で英語版出版の構想もでてきた。ウズベキスタン国内にはウズベク語版が，国外には英語版が有益ではないかとの発想である。ウズベキスタンに進出している企業や同国の企業と取引をしているのは，ロシア語を解する CIS 諸国の企業だけではなく，ヨーロッパやトルコといった国からの企業もある。もしかしたら，ウズベキスタンの法制がわからない故に進出を躊躇している国もあるかもしれない。合弁企業からも英語版の有用性が指摘され，利用者側への普及との観点から英語版も出版することとした。



左の写真は、タシュケント市内で最大のスーパーマーケットである。市内には、規模は小さいがこのような店がある。地方では右の写真のようなバザール(市場)が一般的である。

4 入手方法の確保

(1) 有償配布の検討

注釈書は無償で配布したが、有償配布も検討した。筆者自身が、GTZの支援により2001年に発刊された経済訴訟法注釈書をウズベキスタンの書店で見つけ入手できたので、倒産法注釈書の有償配布もウズベキスタン側に提案した。しかし、関係者が購入しなくてはならないということに抵抗があったようで、ウズベキスタン側は有償配布に難色を示した。また、販売ルートが発達していないことも問題であった。タシュケントでは、通常、法律書籍も含めた書籍全般が、露天で販売されており、買取販売や委託販売といった販売方法も問題となった。さらに、地方では書籍の露天販売を見かけることもなく、有償配布をしても普及率は高くないと思われた。結局、無償で広く多くの機関・組織に配布することにしたが、弁護士や銀行からは有償販売を望む声もあった。



写真は、左からウルゲンチ国立大学の売店兼書店、タシュケント法科大学の書籍売場、タシュケント市内の露天での書籍販売の様子である。

(2) 電子データの配布・ダウンロード

注釈書は無償で配布することにしたので、電子データも広く配布することとした。最高経済裁判所のホームページからダウンロードできるようにしたものの、サーバー自体が落ちていることが多かったので、日本センターの協力を得て、同センターのホームページ内に注釈書データのダウンロード・ページをロシア語、ウズベク語で設けてもらっ

た⁴。しかし、電話はあるがファックスはないという州経済裁判所もあり、想像以上に、地方の通信設備は貧弱であった。そこで、電子データをCDで配布し、また、法令データ会社が、顧客に毎月提供する更新データに注釈書のデータも含めてもらい、インターネットを経由しない方法でも電子データを入手できるようにした。もっとも、そもそも、タシュケントですら自宅にパソコンがある人は少数で、地方では、職場でもパソコンを共用することは珍しくはなかった。結局、電子データを読むことができる環境にない人も多く、電子データによる普及も限度があり、それ故、注釈書の印刷部数を多くした。



写真はフェルガナ市内である。フェルガナ地方へは、電車はなく、車で4～5時間又は飛行機で1時間強の移動となる。山道が悪いため、ミニバスの通行は認められておらず、冬は頻繁に閉鎖される。政治的に不安定な地域とされており、他の地方へ入る場合と比較して、検問が厳しい。

5 注釈書の存在の周知

(1) 広報活動

注釈書の広報活動として、プレスツアーやプレゼンテーションを行った⁵。ただ、本プロジェクト終了後の周知という点から、教育機関に、宣伝ポスターを張り出してもらい、推薦図書リストに入れてもらうといった協力をお願いした。

(2) 書店での展示



注釈書の有償配布は、上述のとおり断念したが、最高経済裁判所内の売店で、どこかの機関に配布したはずの注釈書が販売されていた。直ちに、売店の業者に販売中止を指示したが、後に面会した弁護士から、この売店で注釈書の存在を知ったと聞かれ、店頭での宣伝効果を実感した。そこで、印刷会社の協力を得て、同社が直営する書店に、ロシア語及びウズベク語両言語の注釈書を、入手方法を明記した

宣伝ポスターと一緒に展示させてもらうことにした。同社は、各州に直営店を有している（写真はタシュケント店）。別件でフェルガナに出張したJICAウズベキスタン事務所スタッフに確認してもらったところでは、確かに書店で展示されており、どこで入手できるのか問い合わせが多いとのことであった。

⁴ 日本語版及び英語版も電子データが用意され次第、掲載してもらう予定である。

⁵ 詳細は、ICDNEWS 第32号（2007年9月号）参照

6 地方セミナー

普及活動の一環として地方でセミナーも開催した⁶。近隣州からの参加もあったことや、開催が一年で一番暑い7月だったこともあり、地方セミナーは午前中の半日とし、昼食も本プロジェクトで提供した。どのセミナーでも、筆者や講師以外のスタッフ⁷は前日に現地に入り、州経済裁判所長とセミナー会場、配布資料、参加者、昼食提供方法等を打ち合せ、打合せ前後に、大学等を訪問して



注釈書を配布した。セミナー出張の際には、大学等だけではなく作成した配布リストに含まれていない弁護士事務所や銀行からの参加者にも配布するため、注釈書を60冊から80冊持参した。以下は、サマルカンドにおけるセミナーの日程である。このセミナーには、ジザク州、カシュカダリア州からの参加も募った。

1日目午前	タシュケントからサマルカンドに陸路移動（筆者、最高経済裁判所職員、JICA現地所員）、途中、ジザク工業大学（経済学部10冊）を訪問し注釈書を配布
午後	サマルカンド州経済裁判所を訪問し、セミナーについて打合せ サマルカンド国立大学（法学部・経済学部20冊）、サマルカンド経済・サービス大学（経済学部10冊）、サマルカンド農業大学（経済・経営学部10冊）を訪問し、注釈書を配布 *）この時点で配布したのはロシア語版のみ
夕方	WGメンバーである講師と合流、打合せ
2日目午前	市内のホテルにてセミナー開催
10:05	サマルカンド州経済裁判所長による開会挨拶（ウズベク語） 挨拶（最高経済裁判所副長官、ウ語） 講演1（講師1、ウ語、不服申立等第3章） 講演2（講師2、露語、再建手続、財産査定等）
11:20	コーヒープレイク 講演3（JICA専門家（筆者）、露語、債権者の地位） 補足1（JICA事務所現地所員、ウ語、注釈書の構成・配布先・入手方法） 補足2（サマルカンド州経済裁判所裁判官、ウ語）
12:00	質疑応答（露語、ウ語）
13:00	閉会、昼食（プロジェクトにおいて、参加者全員に提供）
午後	サマルカンドからブハラに陸路移動
夕方	ブハラ州経済裁判所長とセミナーの打合せ、会場の確認
3日目	午前：ブハラのホキミヤット建物にてセミナーを開催 午後：タシュケントへ移動

⁶ 7月5日フェルガナ市で、7月12日ウルゲンチ市で、7月19日サマルカンド市で、7月20日ブハラ市で開催した。タシュケント、テルメズにおけるセミナーは、ウズベク語版発刊後の10月開催を考えていたが、9月下旬から11月にかけて、学生だけではなく裁判官を含めた国家機関職員も綿花収穫に送り出されるため、この作業の終わる頃（12月頭）の開催を予定している。

⁷ 講師はワーキンググループメンバー（執筆者）が務めた。

サマルカンド・セミナーの参加者は 100 名弱であり，裁判官 15 名前後（サマルカンド 10 名前後，他の 2 州 5 名），税務機関職員 26 名（サマルカンド 18 名，他の 2 州 8 名），非独占化国家委員会職員 28 名（サマルカンド 14 名，他の 2 州 14 名），検察官 8 名程度（サマルカンド 4 名，他の 2 州 4 名），弁護士数名，銀行 2 行（地銀 1 行），管財人等である。サマルカンド州経済裁判所には，事前に参加してほしい機関のリストを提出していたが，前日の打合せ時点では弁護士，銀行，商工会議所といった民間セクターには全く連絡がされていなかった。民間セクターは参加する必要はないと反論する経済裁判所に，JICA としては参加してもらわなければならない等強硬に主張し参加を呼びかけてもらった。この点は，他のセミナーでも同様で，実際，民間セクターをセミナーに呼ぶことは容易ではなく，どの場合も，前日の打合せにおいて，参加連絡をしてもらった。

もともと，急きょ連絡を受けて参加した弁護士等のセミナーの評判はよく，タシュケントにおいて法律事務所を訪問した際も，弁護士から，裁判所主催のこのようなセミナーに招待されたことがないとの不満が聞かれた。



左上の写真は，フェルガナ州経済裁判所の外観である。セミナー前日に，同裁判所長室で，同裁判所長，JICA 現地所員，最高経済裁判所国際部長と打合せを行った（右上の写真）。フェルガナ市でのセミナーは，フェルガナ工業大学の教室を借りて行われ（左下の写真），セミナー終了後，市内の食堂で参加者に昼食を提供した（右下の写真）。



ホレズム・セミナーは、ウルゲンチ市所在のホレズム州経済裁判所の大ホールで開催された。左上の写真は参加登録の、右上及び左下の写真はセミナーの様子である。ホレズム地方は、7月は気温が50度までも上がるので、裁判所の大ホールには急きょ冷房が設置された。右下の写真は、セミナー途中で提供された、裁判所中庭でのコーヒーブレイクの様子である。

7 残る課題

「配るだけでは意味がない」。どの関係者も、裁判官はもちろん一般の企業も弁護士も教育者も、倒産法の内容を理解するようにならなくてはならない。正にそのとおりである。しかし、本プロジェクトの普及活動は、「配るだけ」でも十分に達成できたかも不確かなまま終了し、また、「配るだけでは意味がない」が真に意味するところをウズベキスタン側関係者と共有できたか、ウズベキスタン側が今後この意味での普及活動を自主的に行うか、という、残念ながら肯定することはできない。

本プロジェクトでは、倒産法に限らず、法令は、国家機関や中央機関といった運用をする側、指導をする側が理解していれば十分であるとの考えを、多々感じるがあった。注釈書の配布先やセミナー参加者が国家機関中心であり、民間セクターが含まれていなかったことも、その例と言える。また、地方セミナーでは、参加者に質問用紙を配布し質問を出してもらい、講師陣がそれに答えるといった質疑応答方法をとった。その際のやり取りは、ウズベク語も多かったので完全に理解したわけではないが、個々別に「指導」するだけで、倒産法制全体から説明する、倒産法全体の理解を促進させることに向けられたものとは思われず、セミナー後、質問から地方における問題点や理解の不十分な点を分析し対処することもなかった。

この点は、法の予測可能性に現される国民の自由・権利の保護という法の役目の理解に関わることであり、この理解が一般化するにはまだ時間がかかると思われた。

8 おわりに

言うまでもなく、ウズベキスタンでの普及活動に筆者だけが従事していたわけではない。まず、ウズベキスタンの最高経済裁判所である。カウンターパート機関であるから、主体

的に活動するのは当然といえば当然であり、むしろ「義務」でもあるが、本プロジェクトでは、最高経済裁判所とは別にワーキンググループ（執筆者団）が組織されたため、注釈書草案作成段階では、最高経済裁判所はプロジェクト活動には全く何もしてくれないとの感覚があった。しかし、普及活動の段階に入ってから、ワーキンググループのメンバーは、執筆の依頼を受けただけだからと本プロジェクトを離れてしまい、地方セミナーの設営及び注釈書の地方配布では、最高経済裁判所に動いてもらうしかなかった。経済裁判所は規模の大きい組織ではないが、その分、タシュケントの中央部と地方の州経済裁判所との繋がりが強く、最高経済裁判所国際部長を通し、州経済裁判所に早く細かな指示を出すことができた。地方の他の国家機関の情報も、州経済裁判所を通し短期間に集めることができた。

JICA ウズベキスタン事務所の協力も大きかった。諸事情により最高経済裁判所ではなく JICA 事務所内に机をおかせていただいた関係で、所長、担当所員の方のみならず、事務所内で働く全てのスタッフから協力を得、提供いただいた「経験」や「知恵」は、ウズベキスタン側関係者の攻略や活動計画の策定に非常に有益であった。とりわけ、現地担当所員の方には、通訳としてもアシスタントとしても普及活動に尽力いただいたが、それ以上に、ウズベキスタンの人として、ウズベキスタン側関係者に、日本が関与する意義、本プロジェクトの意義、また、ウズベキスタンの欠点を伝えてもらえた点が非常に有意であった。最高経済裁判所といったウズベキスタン側関係者は、とかく、本プロジェクトを通して各自の組織の利益を図ることに重きを置きがちで、例えば、ウズベキスタンにおける倒産法制全体の発展といった大局的な視点が欠けていたと言わざるを得ない。日本といった外国つまり第三者が法制の整備過程に関与する意義は、このような視点からの整備にある。この点をウズベキスタン側と共有するには至らなかったが、現地担当所員の協力もあって、少なくとも、本プロジェクトの方向はこの点に向けられていたように思われる。

また、「日本センター」JICA プロジェクト、「企業活動の発展のための民事法令及び行政法令の改善」JICA プロジェクト、金融関連機関等で活動されていた JICA シニア・ボランティアの方々、教育機関で活動されていた JICA 青年海外協力隊の方々、日本大使館や日本商社からは、現地の国家機関・民間機関に関する情報や紹介をいただいた。特に、配布先の割出しや面会の取付けは、これらの方々の協力がなければ非常に困難であった。

注釈書発刊後は、ウズベキスタンでの活動に比重が移ったが、筆者の現地活動は、日本において本プロジェクトに従事されていた方々に負うところも大きい。国際協力部、国内支援委員会、文字どおり「寝食を忘れて」現地活動をサポートしていただいた国際協力部担当教官・JICA 担当者、発注から納入希望期間が 1 日や半日でも対応していただいた通訳の方、と多くの方々の支援により現地での活動も可能であった。

ウズベキスタン及び日本において、本プロジェクトのウズベキスタンでの活動を支えてくださった方々に、この場を借りて、厚くお礼を申し上げる。



E~MAIL

To : icdmoj@moj.go.jp

From : Asia

「あなた」と「私」(2)

覚えるのが面倒なベトナム語の人称代名詞ですが、かなり重要な役割を担っています。人称代名詞がお互いの関係を反映しているということは、裏返せば、適切な人称代名詞を用いることは、「私はあなたとの関係を分かっています」というメッセージを伝えることに他ならないからです。

例えば、目上の相手に対して、きちんと“ong”や“anh”等と呼びかけることは、「あなたが目上だということを尊重しています」というメッセージを送ることになります。すなわち、人称代名詞が「敬語」の役割を果たし得るのです。この点、初対面の年配の女性に、自分の親より少し年上かと思って“bac”と呼びかけたところ、「どうして“ba”と呼ばないの！全く近頃の子は礼儀がなくなってないわ！」と怒られたという話を聞いたこともあります（もっとも、一般的には、“chi”と呼ぶべき人でも“em”と呼ぶなど、やはり女性は若い目に呼んだ方が無難なようですのでご注意を。）。

また、例えば感謝を示すにしても、単に“Cam on. (カム・オン)”ではなく、“Cam on anh.”などと人称代名詞を加えれば、親近感が増し、より気持ちがこもっているように感じられるのだとか。これは“Chao. (チャオ)”という挨拶についても同じですが、他方、更に主語も付けて“Em chao anh.”などと言うと、随分丁寧な表現になります。

なお、一人称として“toi (トイ)”もありますが、話し相手に年上も年下も含むような場では格別、他の人称代名詞が使える間柄で“toi”を使うと、フォーマルで冷たく聞こえるらしいです。

人称代名詞一つとっても、奥が深いものです。

(JICA ベトナム長期派遣専門家 中島 朋宏)

～ 国際協力の現場から ～

カンボジアとベトナム

統括国際協力専門官

西村人司

法務総合研究所国際協力部では、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）のプロジェクトの枠組みの下、これまでベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシア、ウズベキスタンなどの国々に対し、法整備支援活動を行っている。

特に、カンボジアとベトナムは、JICA 長期専門家として当部の教官を派遣するなど積極的な法整備支援活動を行ってきた支援対象国である。

私は、本年8月22日から同月30日の間、松永法務総合研究所長のカンボジアとベトナムの司法関係機関や法整備支援関係機関等との協議あるいは表敬訪問に、当部の田中教官とともに同行する機会を得ましたので、見て、聞いて、触れてみて、感じたことや思ったことを素直に書きたいと思います。

まずはカンボジア

カンボジアは長い内戦で社会基盤が破壊され、多くの人材を失った国であることは、みなさんも御存知のことと思いますが、私もカンボジアは内戦で破壊され、いまだ多くの傷を負ったままの国であると思っていました。しかし、首都プノンペンに到着した私がまず圧倒されたのは、市内を行き交うモトドップと呼ばれるモーターバイクの多さを目にしたときでした。さらに、プノンペン市内を移動する車の窓から市内を見ていると、商店には溢れるほどの商品が並び、行き交う人々の多さと活気が肌に突き刺さるのを感じました。

カンボジア滞在中、王立司法学院、王立司法官職養成校、司法省、プノンペン市裁判所、弁護士会弁護士養成校、JICA 事務所及び日本国大使館などを訪問し、司法大臣、学院長、弁護士会長、校長などと各組織の現状や今後の支援活動の在り方などについて意見交換が行われましたが、お会いしたどの方々も日本の支援を高く評価され感謝の意を述べられたのを聞くと、地道で長い道のりの活動ではあるけれどやり甲斐のある仕事なんだと改めて感じることができました。

特に、アン・ヴォンワッタナ司法大臣への表敬では、同大臣から、民事訴訟法施行に加え、刑事訴訟法制定・施行により、司法省職員が皆かけずり回っていること、多忙な上に人材が不足していて更に多忙を来していること、また、民事訴訟法や刑事訴訟法と平行して他の法令の起草もあることなど、大臣御本人も多忙であるにもかかわらず、時間を大幅に延長して現状などを熱心にお話されていたことが印象的でした。他の訪問先でもそうでしたが、カンボジアにおいて法整備にかかわる人達の熱い思いを感じるようになりました。

カンボジアでの滞在は3日間という短いもので、プノンペン市内を見たといってもほんの少しであり、メイン通りを少し外れたり、市街地を少し離れると、まだまだ恵まれた生活環境であるとはとても言えない状況もたくさん存在していますが、これだけカンボジアの人々に活気があり、内戦終結後、全くのゼロからのスタートから驚くほどの復興をなしている現状を目の当たりにすれば、今後、復興のスピードが加速していくことは明らかで、法整備も遅れをとることがないようにしなければならぬと実感します。



司法大臣への表敬（司法省にて）

ブレイクタイム

関係機関の訪問の間に、現地で積極的な法整備支援活動を行っている柴田紀子専門家や森田業務調整員に街の市場やレストランなどに連れて行ってもらいましたが、街には、カンボジア料理のほか、和（寿司）、中華、フレンチ、イタリアンなど各種レストランがあり、食事はとても美味しかったです。ビールの味は、私には少し薄かったように思いましたが……。市場には大量の商品が並び、大勢の観光客らが土産物の品定めをし、街の人々が生活物資を買い、とても活気のあるものでした。

内戦の傷跡や負の遺産にもほんの少し触れることができましたが、山積する問題を一つ一つ解決し乗り越えていく力がここにはあると感じました。

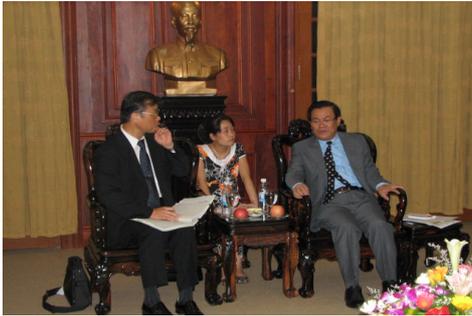
空路ベトナムへ

ハノイ市内に入った途端、カンボジアより以上にバイクの数が多い。話には聞いていましたが本当にびっくりする多さで、「なんじゃこりゃ」と思うと同時に「どんだけ〜！」と声を出しかけました。バイクや車のクラクションも鳴り響く大洪水です。

ベトナムは、長年の戦乱を経て成長軌道に乗り始めた国であり、法務総合研究所も10年以上にわたって支援を続けている国です。ベトナム側も法制度・司法制度改革に力を入れていますが、整備されてきている法令を実務として遂行する現場においては、制定された法令の趣旨等が十分理解されていない状況にあり、裁判実務や法執行実務の改善を図る必要性があるなど、今後も支援を継続していくことが必要です。

ベトナムでは、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ハノイ地方裁判所、日本大使館及びJICA事務所などを訪問し、次官、副長官、次長検事などと今後の支援の在り方などについて意見交換が行われました。いずれも日本の支援を高く評価され、感謝されていたこと、計画どおりに進展しないこともあること、まだまだ問題は山積していることから支援の継続と拡大を熱望していることなどを聞いて、カンボジアと同様、法整備支援は本当に長い道のりの活動だということを重ねて思いましたし、支援を行う側と支援を受ける側が一つの目標

に向かって協力し合ってこそ、険しい長い道のりを越えて行けるとの思いを新たにしました。



ベトナム最高人民検察院次長検事等との意見交換

ブレイクタイム

ベトナムの食べ物はカンボジアより美味しかったような。ハーブをよく使用するので、香りの激しいものもあるが、日本人の味覚にあう美味しい味付けだと感じます。私は、日本ではあまり果物を食べないほうですが、ベトナムでは結構いろんな種類の果物も口にしました。果物も豊富で美味しいものばかりです。

ベトナムで滞在したホテルの近くに大きな公園があり、ぶらぶらと足を踏み入れたのですが、その公園では、多くの人達がサッカーやバトミントンなどを楽しんでいたほか、子供からお年寄りまで様々な年齢の女性が集団で音楽に合わせてエアロビクスをやっている光景を目撃し、なぜか意味もなく微笑んでしまいました。

雑感

カンボジアには、現在、法務総合研究所から柴田紀子専門家（検察官）が JICA 長期専門家として派遣され、ベトナムには、伊藤文規専門家（検察官）と中島朋宏専門家（裁判官）が同じく JICA 長期専門家として派遣され、それぞれ現地の状況を把握し、人々と出会い、見て、聞いて、互いに考え、アドバイスを行っておられます。

今回、カンボジアとベトナムを訪ねたのですが、日本にいて話を聞いてイメージしているのと現地で見聞するのでは、やはり大きく違っていました。現地で人と会い、触れあい、見て、聞いて、言葉を交わして、互いに考える法整備支援をこれからも続けていくことが、やがて大きな成果につながっていくと確信しました。

おまけ

私事ではありますが、私がベトナムから帰国後、1週間して長男がベトナムへ向かいました。ハノイ市内から車で約3時間ほどの所にある施設にいる子供たちを支援するボランティア活動のために約半月間ベトナムに行ったのですが、ベトナムへは私が先に訪問したことから、現地の状況や雰囲気などについて、ちょっと？いや、かなり先輩面をして息子にいろいろ話すことができました。いつもは私が息子に話をしてもちゃんと聞いているのかと思うこ

とがしばしばありましたが、今回、現地を見てきたこともあり、私の話の説得力があったのか、真剣に私の話を聞き、いろいろと質問され、内心うれしく思った幸いです。

国際協力専門官になるには

主任国際協力専門官

島 崎 幸 英

国際協力専門官になるにはどうしたらいいのだろうと素朴な疑問をお持ちの方もおられるかと思いますが、個人的な話にはなりますが、私自身が国際協力専門官になった経緯や、国際協力専門官の仕事の内容、これまで経験し感じたことなどを思いつくままに書かせていただきたいと思います。

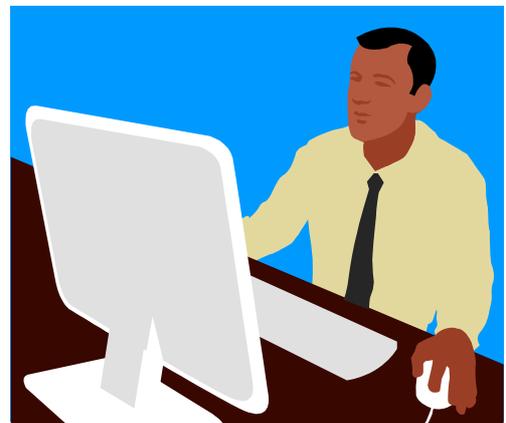
私は、法務総合研究所に配属になる前、大阪地方検察庁の検察事務官として、中之島合同庁舎に勤務しておりました。そのため、大阪地検と法務総合研究所国際協力部（以下、国際協力部といいます。）が同じ庁舎であることから、平成13年当時、今以上に知名度の低かった設立間もない協力部の存在を知ることとなりました。しかし、国際協力部の業務について具体的に何も知らなかったのですが、「国際」という響きの良さと検察出身の先輩方が勤務している姿をお見掛けし、自分の環境を変えて、これまでとは違う職場も経験してみたいと思い、国際協力部を希望していたところ、法務総合研究所総務課経理係配属となり、その後、平成18年4月から国際協力部で勤務することとなりました。総務課経理係では、予算要求及び経費執行の仕事をしており、国際協力部の予算要求事務を担当させていただいておりましたので、おおむね国際協力部のことを理解しているつもりでいましたが、国際協力部配属となってから、私を知る業務以外に様々な業務を行っていることに徐々に気付くことになりました。

国際協力専門官の仕事としては、メインである本邦研修の準備以外にも、法整備プロジェクトの会合の準備、海外出張準備、外国人専門家の招へい準備、法整備支援連絡会等各種会議の開催準備、海外に派遣されている専門家との連絡調整、ICD NEWSの発行など多岐にわたる仕事があります。これらのことが同時平行に動き、しかも、この準備や手続が一筋縄ではいかず、紆余曲折ありながら、研修等の実施に至っています。また、本邦研修実施については、支援対象国が発展途上国であるからか、年度初めには、ほとんどの研修の日程が不確定で、「〇月ころ（2週間）」とアバウトな日程であり、日本人研修のように、年度前に計画された日程どおりに研修が実施されるということは夢のような話です。私のメインの仕事は経理事務なので、このような不確定なことが多いほど、経理面でも予定が立てにくく、実は内心、「早めに決まってほしいなあ」と思っています。それはともかく、おおむね国際協力部のことを知っているつもりでしたが、実際に国際協力部に来て初めてその実態を知ることが多くありました。

この他にも、国際協力部には、霞が関にいる職員と同じような仕事をしている一面があります（法務省の組織ですから当然なのですが）。私が担当している経理事務のうち予算要求事

務では、教官の要望等を聞きつつ、国際協力部の来年度予算の概要を作成し、また、官房会計課や財務省等から質問があれば、これに対する回答案を起案したりします（最終的には法総研総務課において調整しています。）。規模は小さいながらも、国際協力部経費を要求し、それが財務省に認められ、一般会計予算参考書に経費が記載されているのを見ると、非常に面白みを感じます。また、法整備支援に関して、各省庁からの照会や国会質問などがあれば、国際協力部で対応することになります。国際協力部内で起案した内容が、国会関係の書類などに反映されているのを見ると、妙に感心してしまいます。このような事務は、検察の現場では経験することではなく、大阪にいながら、非常に興味深い仕事に携わることができます。

このように、国際的な業務や予算要求事務に携わるということは、検察事務官として入庁した時には全く考えていませんでしたが、検察の現場を離れてこのような仕事を体験するのも、非常にいいものだの実感しています。これを読まれている方で、法整備支援に興味のある方、個人的に英語など外国語に興味がある方、外国語が苦手であっても予算要求事務や国会関係事務に興味のある方、私のように「国際」という響きにピンと来た方、是非、国際協力部を希望していただければと思います（なお、検察庁、法務局、矯正局、保護局等法務省の職員であることが前提です。ちなみに今のところ入管局出身の職員はおりません。）。また、国際協力部の業務に関し何か御質問などありましたら気軽に御連絡ください。お待ちしております。





E~MAIL

To : icdmoj@moj.go.jp

From : Asia

Quan ho (クアン・ホ)

ベトナムの現プロジェクトのパイロット地区であるバクニン省の名物といえば、やはり何よりも民謡 (dan ca ; ザン・カー ; 民歌) です。同省の民謡は、特に“quan ho (クアン・ホ)”と呼ばれ、男女の掛け合いを中心とするのが特徴です。

この“quan ho”は、独特の衣装を身につけた男女の歌い手によって歌われるのが典型的ですが、一般の人々にとってもごく身近なものです。これまで、セミナー等でバクニン省を訪れた際、懇親のために、同省の皆さんと飲食を共にする機会もあったのですが、その席でも、裁判官や検察官、職員の中に、この“quan ho”の名人というべき人がおり、その美声を披露していただきました。ある裁判官が、「バクニン省の裁判所職員選考試験には、歌唱力の試験がある」と笑いながらおっしゃっていたのも、あながち冗談ではないのではと思わされたりします。

かくいう私も、ひょんなことから知った “Beo dat may troi (ベオ・ザツ・メイ・チョイ)” というバクニン民謡を少し披露したところ、かなり好評を博し、今ではその歌が重要な交流手段の1つとなっています。「水草は漂い (beo dat), 雲は流れ (may troi), 月日は流れても、私 (em) はただあなた (anh) を待っている」といった内容だという以外に詳しいことは知らず、しかも全部は歌えないものの…音楽の偉大さを思わされます。

陰暦の1月13日には、毎年、バクニン省でお祭りがあり“quan ho”が一大イベントとなるそうです。都合がつきそうなら、是非行って、“quan ho”を堪能したいと思っています。

(JICA ベトナム長期派遣専門家 中島 朋宏)

～国際協力部からのお知らせ～

アジア株主代表訴訟セミナー ～変革期を迎えた株主代表訴訟の沿革と実情～

法務総合研究所では、アジアの企業法制の専門家を招へいし、日本における企業法制の専門家を交えた上で、以下のとおり「アジア株主代表訴訟セミナー」を開催いたします。是非、多数の方々の御参加をいただきたく、御案内申し上げます。

【セミナー案内】

日 時:平成 20 年(2008 年)2 月 18 日(月) 午後 2 時～午後 5 時 30 分

会 場:法務省 法務総合研究所国際協力部 国際会議室

案内図: <http://www.moj.go.jp/HOUSO/map.html>

主 催:法務省法務総合研究所・財団法人国際民商事法センター

後 援:独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)

参加費用:無料

使用言語:日本語, 英語及び中国語の同時通訳付きで実施します。

参加申込:参加を希望される方は、法務省ウェブサイトに掲載されている本セミナー開催案内(<http://www.moj.go.jp/HOUSO/houso30.html>)から参加申込書をダウンロードいただき必要事項を記載いただくか、氏名、所属先、部署名・役職名、住所及び連絡先(電話番号、FAX 番号、E-mail アドレス)を御記入の上、**平成 20 年(2008 年)2 月 8 日(金)まで**に、FAX 又は E-mail にて下記申込先まで御申込みください。

いただきました情報は、本セミナーの運営のために利用いたします。

なお、会場スペースの関係で、満席(約 100 席)になり次第、申込の受付を締め切らせていただきます。あらかじめ御了承ください。

〔申込先〕

法務省法務総合研究所国際協力部

〒553-0003 大阪市福島区福島 1-1-60

TEL:06-4796-2153, 2154(代)

FAX:06-4796-2157

E-mail: icdmoj@moj.go.jp

担当:島崎幸英, 九鬼隆史

【プログラム(予定)】

13:30 開場・受付開始

14:00～14:10 主催者あいさつ

法務省法務総合研究所長 松永 榮治
財団法人国際民商事法センター理事長 原田 明夫

14:10～14:15 アジアにおける株主代表訴訟制度の研究の意義

法務省法務総合研究所国際協力部長 稲葉 一生

14:15～16:55 海外招へい者による発表

「～変革期における株主代表訴訟の沿革と実情～」

14:15～14:45 「中国における株主代表訴訟の歴史と現在」(仮)

国浩律師集団事務所律師(弁護士) 宣 偉華

14:45～14:50 日本側コメント

関西学院大学法学部教授, 弁護士 伊勢田 道仁

14:50～15:20 「韓国における株主代表訴訟の歴史と現在」(仮)

建国大学校法科大学教授 権 鐘浩

15:20～15:25 日本側コメント

住友商事株式会社関西ブロック総括部法務チーム長 森川 茂

15:25～15:45 休憩

15:45～16:15 「シンガポールにおける株主代表訴訟の歴史と現在」(仮)

シンガポール国立大学法学部准教授 Ewing-Chow Michael

16:15～16:20 日本側コメント

名古屋大学大学院法学研究科教授 中東 正文

16:20～16:50 「台湾における株主代表訴訟の歴史と現在」(仮)

中興大学財經法律学系教授 廖 大穎

16:50～16:55 日本側コメント

同志社大学大学院司法研究科教授 川口 恭弘

16:55～17:20 質疑応答

進行: 弁護士法人大江橋法律事務所弁護士 池田 裕彦

17:20～17:30 総括

神戸大学大学院法学研究科教授 近藤 光男

17:30 閉会

～活動報告～

1 国内における活動（本邦研修・セミナー等：2007. 10. 1～2007. 12. 31）	
インドネシア	
10. 22～11. 2	第1回インドネシア和解・調停制度強化支援研修(研修員 12 名, 大阪)
中国	
11. 12～11. 21	中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第1回本邦研修(研修員 8 名, 東京)
ベトナム	
11. 19～11. 29	第27回ベトナム法整備支援研修(研修員 10 名, 東京)
2 海外における活動（現地セミナー, 海外派遣等：2007. 10. 1～2007. 12. 31）	
カンボジア	
10. 20～10. 27	カンボジア法曹養成支援プロジェクト終了時評価調査派遣(プノンペン市)
11. 11～11. 17	カンボジア現地セミナー(プノンペン市)
12. 11～12. 23	カンボジア現地セミナー(プノンペン市)
ベトナム	
11. 4～11. 11	ベトナム最高人民検察院派遣(ハノイ市)
韓国	
11. 22～11. 1	第9回日韓パートナーシップ研修(韓国セッション)(研修員 10 名, 高陽市)
3 開催予定セミナー等	
2008. 1. 18(金)	第9回法整備支援連絡会(大阪, 東京〔テレビ会議システム使用〕)
2008. 2. 18(月)	「アジア株主代表訴訟セミナー」(大阪)

— 編 集 後 記 —

今年10月にインドネシア研修が実施され、研修員の休日に京都観光に同行いたしました。研修員12名を、角田 JICA 長期専門家と西林主任専門官とともに、金閣寺まで案内し、清水寺付近にある二年坂・三年坂を散策しました。秋の京都は観光客が多いことから、人込みの中で見失ってしまうのではないかと心配していたところ、案の定、三年坂付近で、研修員2名を見失ってしまい、二年坂・三年坂を、西林主任専門官とともに数回ダッシュで往復し、約30分後に坂を上りきった清水寺前で発見するというハプニングもありました（ちなみに翌日は軽い筋肉痛でした）。また、数名の研修員の方々が、二年坂にあるスタジオで舞妓変身・侍変身を体験され、意外とというか妙に様になっていたのも、他国の研修員の方々も機会があれば是非体験されてみてはどうかと思いました。その後、京都の繁華街である河原町で解散する際に、全員と握手をし、「あなた方のおかげで楽しむことができた。ありがとう。」と丁寧にお礼を言われ、京都観光を喜んでいただき、素直に嬉しい気持ちになりました。「国際協力の現場から」で国際協力専門官の仕事を紹介させていただきましたが、このように休日を利用し観光に同行するというボランティア活動もあります。本邦研修の目的で来日はされていますが、休日を利用して観光案内し日本文化を知っていただくということも大切な国際協力の一つだと考えています。

さて、今号の「巻頭言」及び「国際協力の現場から」はカンボジア・ベトナム訪問、「特集」はラオス判決書マニュアル作成支援、「国際研修」はカンボジア法曹養成支援研修、「プロジェクト報告」はウズベキスタン倒産法注釈書作成・普及支援、E-mail はベトナム現地報告、編集後記はインドネシア研修番外編（休日観光）と、国際色豊かでバラエティに富んだ内容となりました。非常に興味深いものばかりで、法整備支援、国際協力の奥の深さを改めて認識することができ、今号の編集担当者として、とても満足しています。今回御寄稿いただいた皆様には、業務のお忙しい中、御執筆いただき、誠にありがとうございました。

また、「活動報告」にもありますように、平成20年1月18日には「法整備支援連絡会」、同年2月18日には「アジア株主代表訴訟セミナー」が開催され、現在、国際協力部職員一丸となってこれら会議の開催準備を行っております。また、同連絡会では、大阪と東京をテレビ会議で結び、新たに東京会場を設けるなどの試みも予定しています。皆様の御来場を心からお待ちしております。

主任国際協力専門官 島 崎 幸 英